

第二章 隔離政策の展開



長島へ上陸する入所者

(愛生自治会蔵)

幾山河 光明園の監禁室の壁には今も多くの落書の跡が残

り、口絵写真にもその一つを示したが、それを書いた人物は、またその向かい側の壁にも「幾山河越えさり行かば寂しさのはてなむ国ぞ今日も旅ゆく」と、若山牧水の歌に想いを托して筆を走らせている。その前に立って我々はまさに深淵をのぞき見るかの感にかられ、さらに患者たちが北海道から沖縄に至る全国津々浦々から文字通り幾山河を越えて長島へと来ざるをえなかったこと、また療養所での生活を耐えがたく感じ再び幾山河を越えて逃走を図った者の数知れなかったことをも想起させられる。

そうした個々の患者の入退園、すなわち収容・一時帰省・逃走・退園などの経緯に関しては、戦前期だけで数十冊もの簿冊が愛生園に保管されており、それは質量ともに圧倒的と言うべき資料群である。ただし、ここに収録した資料は、そのごく一部に過ぎないことをあらかじめお断りしておく。

無らい県運動 政府によるハンセン病患者を療養所に隔離収容するという政策は、一九〇七年（明治四〇）に制定された法律第十一号「癩予防ニ関スル件」に始まる。同法において行政官庁には患者に対して療養所への入所を「命令」する、すなわち本人の同意なしに強制収容を行なう権限が与えられ

た。その後、国は隔離政策を強化してゆくにあたり、一九三一年（昭和六）、それを改定して「癩予防法」を成立させ、これによって収容対象が従来の浮浪患者や貧困患者中心から一般の在宅患者にまで拡大された。強制収容される者も一挙に増加し、たとえば宮城県では「命令書」という形式で入所が強制されている（資料一一三）。ただし、同法でも患者の全員収容は義務化されておらず、そこをさらに徹底させて全員隔離を目指したのが、各府県において推進された「無癩県運動」であった。愛生園には、「無癩県運動関係書」と題された簿冊をはじめ、各府県におけるその関連資料が豊富に残されており、ここにはそこから岡山県の無らい県運動についての資料を抜粋して掲載した。

岡山県において無らい県運動が開始されたのは、一九三六年（昭和一一）のことであったが、それは直後に起こった長島事件の影響もあってか、それほど本格化はされなかった模様である。しかし一九三九年九月に至って、岡山県は「紀元二千六百年記念事業」として再び無らい県の実現に乗り出し、詳細な「癩根絶計画実施要綱」（資料九〇）を策定し、愛生園の全面的な協力のもとに検診収容をすすめていった。その結果、一九四一年七月、老衰のため収容不能の一名を除く全

員の収容が完了し、無らい県の達成が宣言された。その報告書によれば、この間に五七名が収容されている(資料一〇一)。もともと、新患者の発生や逃走の多発などによって、完全な無らい県など存在しなかったとも言えるが、各府県が競うようにして実施したこの運動が、隔離政策の大きな推進力となったことはまちがいない。

収容の過程 ハンセン病者は、おおまかに言う则在宅患者と浮浪患者とに分けられる。また在宅患者と言っても、病状や周囲の対応の違いによって、おおむね普通に生活している者もあれば、人目に立たぬよう一室に閉じこもるような暮らしを余儀なくされていた者も少なくなかった。他方、浮浪患者とは、たとえばハンセン病差別の問題を鋭くえぐって大きな社会的反響を呼んだ松本清張の小説『砂の器』に登場したような、家郷を離れて物乞いなどをしつつ放浪生活を送った者のことである。四国八十八か所を巡るなど神仏にすがって歩く者も多くあり、また熊本市の本妙寺や和歌山県の高野山といった寺社の門前、あるいは群馬県の草津温泉などには浮浪患者の集住地(いわゆる「らい部落」)が形成された。なお、一九三六年(昭和一一)に愛生園が入所者の履歴を調査した記録によれば、在宅患者と浮浪患者との割合はほぼ二対

一となっている。

次に、患者が療養所に収容される仕方を見分けてみると、①強制的に入所させられた者、②自ら希望して入所した者、③誰かに説得されて入所を承知した者などに分けられる。その比率については明らかにしないが、希望して入所した者もかなりの数に上っている。それは、まず患者とその家族に対する差別のきびしさ、さらに愛生パンフレット『長島案内』(資料八四)に見られるような誇大な宣伝が行なわれたことの結果であったと考えられる。また強制収容については、戦時色が濃くなりファシズム体制が確立してゆくに連れて「民族浄化」の掛け声の下に、いっそう仮借ないものになっていった。

そうした収容にあたっての行政的手続きについては、その過程を示す資料の分量には個人差が大きいが、少なくとも園長から内務大臣(一九三八年以降は厚生大臣)に提出された「収容承認申請書」と、それに対する内務省衛生局(厚生省予防局)より園長あての「承認書」は全ての入所者について存在する。また、「送致書」というのも多くみられるが、それは各地方機関が療養所へ患者の身柄を引渡した書類である。つまり、各療養所および各府県を統括する隔離政策の元

締めは内務省（厚生省）であり、各府県では警察部（一九四二年以降は衛生課）が中心となつて各市町村・警察署・駐在所さらに方面委員（現在の民生委員）などを動員した収容網が敷かれたのである。なお、当時においては衛生問題は警察の重要な職務とされており、そのためハンセン病者の収容にも警察はきわめて大きな役割を果たしている。また、収容に鉄道を用いる場合には臨時に連結された専用車輛へ乗せられ、それは患者からは「お召し列車」と呼ばれた。

ともあれ、ここに収録した個々の資料の細部に目を凝らせば、随所に患者やその家族の赤裸々なあるいは切々とした想いの表現が看取られる。彼ら彼女らをどのように追いつめたものは何であつたか、またそこで彼女らは自らいかなる主体形成を遂げていったのか、何よりそうした点こそが問われねばならないだろう。

一時帰省の願い 一時帰省とは、入所者たちが家族の病氣見舞・冠婚葬祭・家事整理などのために園の許可を得た上で短期間故郷に帰ることを言った。また同様な理由で、家族側から帰省の許可が求められている場合もみられる。なお、実際に特別な事情はないものの、懐郷の念から何らかの理由を付けて出願しているような場合もある。さらに、一時帰省

したまま自宅に留まつて帰園しない者も少なからず見られ、なかには初めからそのつもりで帰省する者もいたようである。そのため園側も帰省理由の真偽を地元警察を通じて調査させるなどし、その理由が正当であり、かつ病状が感染性が低い状態にあると診断されなければ帰省は許可されなかった。総じて一時帰省をめぐつては、入所者本人・留守家族・園当局・地元警察などの意向が一致せずに手続きが難航している場合がしばしばであり、そこからは患者とその家族をめぐる社会的環境のきびしさが透けて見えるようである。

たとえば、次のような例は、そうした苦境について如実に物語ってくれる（資料一九六）。一九四二年（昭和一七）に父親を強制収容された奈良県の男性は、愛生園にあてて次のような手紙を出して父の帰省許可を願っている。それによれば、私達は兄弟三人とも結核や腹膜炎の病身で、そのため父も警察に呼び出された際にしばらくの収容猶予を願ったのだが、それは認められず、付き添つて行つた母は「一人呆然として帰つて来：『何とあのまゝ、連れて行つてしまつた』と言云つて崩れるように伏して泣いてしまわれた」。しかも、この結果、これまで「世間の人からあの病氣を覚られぬ様にと力めて来たのに」、それが「スツカリ世間に曝れて」しま

うだろう。そうなのは「変つた猫一匹入つて来ても判る位」の「田舎」で暮してゆくことはできない。すでに嫁いでいる姉妹や、間もなく生まれてくる子供のこともある。せめて一日でよいから父を帰してもらえれば、「世間体を繕ひ」身辺整理をすることもできる。以上のように述べて、その男性は父親の帰省許可を懇願している。警察による強権的な収容の実態や、残された家族の混乱はかくのごとくであった。

相次ぐ逃走 収容後に、さまざまな理由から園外への逃走を図った者も少なくなかった。たとえば一九四二年（昭和十七）の場合、愛生園の逃走者数は八四名にのぼり、開園以来の累計では三九二人となっている（『愛生園年報』）。こうした逃走の頻発は、とりも直さず収容にあたって強制的な手法がとられたことの何よりの証明であろう。具体的な逃走理由としては、治療や食事への不満、集団生活の窮屈さ、あるいは先に述べた一時帰省の困難などが挙げられる。

逃走手段の大半は、虫明や日生の漁師を買収して船に乘せでもらうか、自力で海を泳ぎ渡るかのいずれかであった。入所者は規則において現金を所持することが認められず、園内通用票の使用が義務付けられたのも、逃走を防止するためであったが、それでも患者たちは密かに資金を融通しあうなど

して逃走を図っていたことが残された尋問調書などからうかがえる。また、園側にも逃走の完全防止は不可能という諦めがあり、場合によっては逃走を黙認していたような節さえ見受けられる。とはいえ、逃走未遂者や逃走後帰園者が監禁など処罰の対象とされたことはもちろんであり、地元警察による逃走者の逮捕・再送致もしばしば行なわれている。

退園者の存在 第二次世界大戦後にプロミンという特効薬が我が国にも導入されるまでハンセン病は「不治の病」であった、という説明は正しくない。というのは、仮に後遺症が残ったとしても、とにかく無菌になれば治癒したものと認めるならば、戦前期から自然治癒して退園する患者は、数は多くないものの確実に存在していたからである。にもかかわらず一般には不治であると思われるのは、治癒者の少なさに加えて、その事実がほとんど語られなかったこと、さらに遺伝病であるという考え方が容易には払拭されなかったという点ともかわつていよう。遺伝病であるという旧来の観念にもとづく偏見に、感染症であるという新たな知識にもとづく偏見が折り重なってしまったところに、近代におけるハンセン病問題の困難さは存在し、そうした抜き差しならない状況は、患者の居場所を際限なくせばめてゆき、やがて自死や

心中にまで追い込まれてゆく者も少なくなかったのである。

隔離の周辺 ここに収録した資料について個々に解説を加える余裕はないが、耳慣れない言葉や人物について若干の補足説明を加えておくと次のようである。まず「草津監房（特別病室）」について、それは一九三八年（昭和一三）に群馬県草津町の栗生楽泉園のなかに設置された懲罰施設で、実質的には重罰に処するための監獄であった。そこには全国の療養所から特に問題とみなされた入所者が裁判もなしに送致され、しかも冬季厳寒の過酷な環境のなかで、獄死した者も二名に上った。

また「MTL」とは Mission to Lepers の略語で、それは一九二五年（大正一四）に賀川豊彦や光田健輔らが結成したキリスト教系の「救らい」団体である。それは国の隔離政策に沿う形で広く活動を展開し、たとえば静岡県が無らい県運動を積極的に担った飯野十造牧師らも、その一員であった。

次に、小川正子（一九〇二―一九四三年）であるが、彼女は一九三四年（昭和九）から医官として愛生園に勤務した。各地への検診収容行の模様を綴った紀行文集『小島の春』（一九三八年 長崎書店）は、当時ベストセラーとなって映画化もされ、結果的にそれは隔離政策の有力な手段として利用

される作品ともなった。彼女は、一九三九年に結核のため愛生園を去って故郷の山梨に帰るが、その病床から光田健輔に宛てられた書状には、世間から「天使」などと持ち上げられることへのやりきれなさも滲んでいる（資料一七一）。

あわせて、明石海人（一九〇一―一九三九年）について触れておくと、彼は静岡県に生まれ、一九二七年（昭和二）兵庫県明石楽生病院という私立のハンセン病療養所に入院した。しかし、一九三二年に楽生病院は閉鎖されて、入所者たちは愛生園に引き取られた。資料一一七の野田勝太郎とは彼の本名である。やがて彼は苦悩の末に短歌を作りはじめ、病者ゆえの感覚を結晶させた作品は衆目の認めるところとなり、歌集『白描』として世に送られた。彼が三十七歳で没する四か月前のことであった。

〔注記〕本章において、異なった資料中に同一人物が登場するケースは左の通りである。

K・T（九五・一九〇）	O・T（二七五・一九六）
M・M（二七五・一九七）	S・W（二八二・二二六）
H・H（二八九・一九〇）	K・T（一九〇・二二二）

第一節 岡山県の無らい県運動

1 運動の発端

八二 中国五県へ愛生リーフレット配布

(愛生園蔵「収容ニ関スル書類綴」昭和6年)

昭和六年五月十八日起案

昭和〃年〃月〃日施行 第三六号

園長^印 庶務課長^印 事業係長^印 主任^印

岡山・広島・山口・島根・鳥取各県知事へ照会

案

第三六号

園長

癩患者収容ニ関スル件

国立癩療養所長島愛生園ハ本年三月二十七日ヨリ収容ヲ開始致シ、既二百五拾名ノ入園患者有之、尚ホ収容ノ余地有之候条、貴管下ニ収容ヲ要スヘキ患者有之候得バ、貧富ニ拘ラス入園方御勧誘相煩度、若シ希望者有之候節ハ、省線最寄駅御指定ノ上御申込相成度、入園希望者数名以上ニモ相成候場合ハ、当園ヨリ鉄道局ヘ交渉シ特別列車ヲ以テ迎入レ度候条、

此ノ点御含ミノ上可然御配慮相願度、及御依頼候也

追テ、別紙長島愛生園宣伝印刷物添付致置候条、御一覽被下度

.....

愛生リーフレット第一号

最も悩めるものゝ家

〔長島愛生園全景写真 略〕

今度岡山県長島に国立の癩療養所が出来ました。内務大臣が長島愛生園と云ふ名をつけて呉れました。先日世界の各癩療養所を見て来たアメリカのウエード博士が愛生園に来られて、設備は正に世界一と驚嘆されました。これはその全景です。治療室・病室・礼拝堂・消毒室と立派な白い建物がこの美しい島の間に輝いて居ります。治療と慰安とは共に現代文明の出来得る限りを悉し、入園者は聖代の恩沢に感謝しつつ、生活して居ります。薄暗い土蔵や物置の生活から、この光明に輝く新天地に移り住む事の出来るのは何と云ふ幸ひでせう。

うつるやまひ

○癩病は伝染病です―早く愛生園へ

夫れ故早く病院に入つて治療しなければなりません。ほおつておくとあたりの人にどんどん拡がります。愛生園の定員は

四百名ですが、現在ではまだ空がありますから、何時でも入る事が出来ます。既に百人以上の病者が入つて楽しく生活して居ります。そして後から来る同病者の為に少しでも住心地のよい所を作らうと、職員と共に病の中にも勇ましく働いて居ります。彼らは喜んで病友をお歓迎し温かい友情に包んでくれます。冗らぬ治療や迷信などに頼らずに、一日も早くおいでになるのが一番です。

○病院に入れば病気はよくなります

次のやうな症状に気付いた時には病気のはじまりのことがあります。病気は初期に治療する程なほり易いのですから、一日も早く病院に入る事が肝心です。

斑紋Ⅱ皮膚にたむしの様なものが出来、そこに感じがなくなり針をさしても痛くない。

麻痺Ⅱ手足がしびれて痛み熱さも感じなく、知らぬ間に水泡が出来ます、又時にはひどく痛むこともある。

結節Ⅱ顔や其の他の部分に結節が出来たり、一般に赤く腫れた様になる。その頃鼻がつまつたり、鼻血が出る事もある。

眉毛脱落Ⅱ病気のはじめに眉毛がひどく抜ける事がある。

〔病院に入る前・治療一年後の写真 略〕

入園問答

問 入園するにはどんな手続が要りますか。

答 警察署へ願出られるのもよければ、直接療養所へ御手紙を下さるなり、又はおいでになるなりどちらでもよろしい。少しも面倒な手続はいりません。

問 入園するのにお金が要りますか。

答 要りません。中に入つても衣食住はすべて無料です。

問 療養所は恐ろしい所ではありませんか。

答 そんな事はありません。入つて見ると却つて外の社会が恐ろしく思はれる位です。

問 入つたらもう出られませんか。

答 病気を他人に伝染さぬ程度になつた人は、出る事が出来ます。

問 家族は入園者に会ふ事が出来ませんか。

答 いゝえ、いつでも来て会へます。

問 入園した為に本人の身元が社会に知られるやうな事はありませんか。

答 いゝえ、決してそんな事はありません。療養所では絶対に入園者の秘密を守ります。

問 病人が入園した為に食ふ事の出来なくなつた家族があつ

た時にはどうなりますか。

答 今度癩予防法が改正せられて、近い内にさういふ家族には府県から生活費の補給をする事になりますから、少しも心配はいりません。

注意―御相談の御手紙には必ず秘密に御返事を差上げます。

〔長島附近地図 略〕

道しるべ

省線岡山駅より 陸路八里（西大寺輕鉄と連絡乗合自動車

便あり、片道金壹円）

省線西大寺駅より 陸路七里（西大寺輕便鐵道と連絡乗合自

動車便あり、片道金九拾錢）

省線和氣駅經由私設片上鐵道片上駅より 海路二里強

省線瀬戸駅より 陸路七里

播州赤穂より 海路四里

岡山市京橋下より 海路九里 定期巡航船の便あり

牛窓港より 海路三里 定期巡航船の便あり

宇野港より 海路十一里

若し右の場所附近で患者を発見されましたときは、電報なり電話を頂きますれば直ちに御迎へに参ります

八三 光田園長の患者撲滅談話

〔中国民報〕昭和8年5月9日

長島愛生園視察

卅年間には患者を撲滅 日本全土にわたる

園長抱負を語る

岡山新聞記者団は、七日長島愛生園慰安会に臨んだ、一行は午前十時半自動車にて虫明着、光田園長・四谷事務官らに迎へられ、発動機船愛生丸外一隻に分乗して初夏の陽のもと紺碧を湛へた海上に名物の壺網、内海に美観を称へつゝ、四里に亘る長島（邑久郡裳掛村）の全貌を眺め、午後二時半園に到り、園長らの説明で世界に誇る壮大な療養所の施設患者の生活様式等々を見学、その「到れり尽くせり」に驚歎して同五時半辞去した、なほ説明中患者撲滅に関して園長は左の如く語つた

昭和五年十一月療養所が竣工してから五百に達する重軽患者を收容してゐますが、現在までに逃走した者は僅か五名で、殆んどが園に親しんでゐます、これは患者の病状が軽くなるのと、社会の排斥を受くことがなく、従つて寿命を長く保つことが出来る……等々であります、園の目的としては日本全土にわたる患者一万五千余を撲滅すること

で、療養所の真意を解して入所すれば今後三十年間には完全撲滅することが出来ると思ひます、そのことについて私は先づお膝下の岡山県を患者の居ない県にしたいと思つて居ます、岡山市の京橋花畑附近、高松稲荷等の路上で物乞してゐた患者は全部収容しましたが、更に近く開かれる町村会席上でも園の意向を説明して後援して貰ふ心算です

八四 長島案内〔抄〕

(愛生図書室蔵 昭和10年)

〔表紙〕

愛生パンフレット第四輯

長島案内

〔中略〕

目次

御歌 病める同胞を思ひて	
長島愛生園案内	一
愛生園風景	九

愛生園歡迎之歌	一六
長島愛生園園歌	一七
愛生園開拓の歌	一八
愛生青年団歌	一九
長島音頭	二〇
愛生園挽歌	二二
長島交通案内	二四

長島愛生園案内

一 位置

長島愛生園は、岡山県邑久郡裳掛村虫明（岡山市より東方九里）の対岸僅に十数間の長島といふ島に設けられてあります。

二 長島の概況

長島は、東西一里余り、周囲四里程の細長い島で、古来風光明媚を以て顕はれ、千年もの昔から和歌や詩に謳はれた処です。気候は瀬戸内海の島とて、冬暖かに夏涼しく、病者の為には絶好の療養地です。

三 沿革

長島愛生園は、昭和三年一月に起工し、昭和五年十一月二十日開所した我国最初の国立癩療養所で、其の設備は世界第一

と云はれてゐます。

四 収容定員

八百九十名（昭和十一年現在）——昭和十一年十一月より千二百名に増員の予定——

五 入園手続

愛生園へ入りたい人は、最寄りの警察署へ願出られてもよろしいし、又直接愛生園へ申出られても差支ありません。

近い所に住居の人の為には、こちらから自動車を差向けて迎へてあげる事も出来ます。遠い所から汽車で来る人へは、その下車せられる停車場まで迎へに行つて上げます。又大勢で一緒に来るやうな場合には、愛生園の職員がそちらまで出張して連れて来ても上げます。

以上の手続は、総て出来る丈け速かに簡単に、そして秘密に進め、決して患者や家族の人達の迷惑になるやうな事のないやうに取計ひます。

又、入園する患者が家計の中心を為して居り、その人の入園に依つて家族が生活に困るやうな場合には、府県から一定の生活費の補給を受ける事が出来ます。誰も引取人のない子供は別項に記す通り、愛生園内に在る愛生保育所で養育して上げる事も出来ます。

六 入園料

入園料は無料です。毎日の治療は勿論、衣食住総てが無料です。尤も金を出して特別の家に住みたい人の為には、有料住宅も用意してあります。その入園料は月十五円です。

七 通信・面会・退園・一時帰省

よく、愛生園へ入つたら、もう社会との通信も出来なければ、面会も許されず、まして退園するやうな事は絶対に出来ぬものと誤解する人がありますが、決してそのやうな事はありません。

社会との手紙や、その他の通信は全く自由ですし、親兄弟や親戚さては友人など、面会に来る人には何時でも会へます。又此等の面会人の為には、健康者地帯に無料で宿泊する家も出来てゐます。

病気が軽くなつて、最早や他人に病毒を伝染する危険のなくなつた人は、何時でも退園する事が出来ます。

又郷家の親兄弟などが危篤のときだとか、家政の整理をしなければならぬといふやうなときには、一時帰省する事も出来ます。

八 秘密の保証

癩は、結核や花柳病やトラホームなど、同じやうに慢性伝染

病の一つで、決して遺伝病ではありませんから、患者や家族は、癪に罹つたからとて別段秘密にしなくてもよかりさうにも思はれますが、古来遺伝病だと誤信せられた為に、それを知られる事は一番苦痛なのです。

そこで愛生園では、患者の秘密は絶対に外部へ洩れないやうにしてゐます。

例へば、入園する場合、昼間で人眼に惹き易いから困るといふ事なら、夜間私かに迎へに行つて上げますし、入園した後手紙やその他の通信で愛生園に入つて居る事が判つてはとの心配もありませうから、その為には宛所に愛生園と書かずとも往復の出来るやうな方法まで講じてあります。さういふ訳ですから、何処の某が入園してゐるなどといふ事は勿論、総ての秘密は絶対に洩れる事がありません。

九 入園者の住居

愛生園に入園した患者は、夫婦舎・男子独身舎・女子独身舎・成年舎・少年舎・少女舎・不自由舎・重病舎といふやうに、配偶者の有無、男女の別、年齢の長幼、病状の軽重に依つて、夫々適當の舎に住む事になるのです。

十 入園者の治療と看護

入園者が、朝晩医官や看護婦などから治療や看護を受ける事

は当然ですが、この外に病気の軽い患者が附添となつて手厚い介抱をして居ります。

単に癪病といつても、外に種々の病気を併発しますから、治療室には内科・外科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科・理学的診療科等の各科が設けられてあります。

十一 入園者の慰安・娯楽・救済

園内にはラヂオが設けてあります。又碁や将棋、ピンポン・オルガンなどの室内娯楽の設備もあり、野球や庭球、相撲・運動会などの野外の催しの外に、或は芝居や活動写真会や音楽会を開催し、或は浪花節・義太夫・琵琶の芸人や和洋音楽家などを招いて、入園者の心を慰める事に努めてゐます、又信仰は自由で、朝晩礼拝堂に参拝する事が出来、時々僧侶や牧師が来て説教を致します。

文芸の嗜きな人達の為には、和歌や俳句、詩・川柳・冠句等の会が設けられ、読書家の為には図書館も出来てゐます。

身体が比較的強健で、室内で閑居する事の厭な人の為には、木工・塗工・金工・陶工・石工・精米・看護・洗濯・動物飼育・食料品製造・裁縫・理髪・土工・農芸・売店・図書館等、様々な作業の制度が出来てゐますから、夫々自分の好きな仕事をして退屈を凌ぎ、又その作業の手当金を貰つて小使

錢に充てる事も出来ます。

金がなくて困る人には、慰安会から月々小使錢^{〔遣〕}を上げます。

十二 入園者の教育

入園者中には学齡児童もありますから、此等の子供は「愛生学園」といふ学校に入れて教育をします。

小学教育を終へた者には趣味の講座が設けられ、文芸・音楽・語学・農芸・工芸・電気・土木其の他の科学を学ぶ事が出来ます。

又「愛生青年団」「愛生少年団」が設けられ、青少年の修養の方法が講ぜられてあります。

十三 附設事業

園内に「愛生相談所」といふものがあります。之は癩に就いての色々な相談に応ずるの外、特別の住宅に住んで治療を受けたい人を有料で入れる設備であります。

又患者の子で癩に罹つてゐないものは、親から離して養育しなければならぬのですが、社会で誰も世話をして呉れる者がない子供もあります。斯ういふ子供の為には「愛生保育所」といふものが設けられてあり、病毒に感染する危険の絶対のない健康者の地帯で、無料で養育を致して居ります。尚其処には小学校も設けられてあります。

愛生園の様子は、大体以上に誌した通りです。愛生園は、単なる癩患者の隔離所でもなければ、勿論牢獄ではありません。職員以外の者は総て患者ですから、社会に居る患者のやうに他人に対して何等の遠慮気兼ねも要りません。

それにお互ひが同じ病気に罹り、同じ場所で生活してゐるので、同病相憐れみ相互に扶助し合ふといふ美しい精神の下に生きてゐるのです。

畏くも皇太后陛下には、常に癩の事を御軫念遊ばされ、曩には御日常の御服供御などを御節約になつて、多額のお金を下賜遊ばされ、又昭和七年には「癩患者を慰めて」といふ御兼題を仰出され、次の歌をお詠み下さいました。

つれづれの友となりても慰めよ

ゆくことかたきわれにかはりて

洵に有り難い事の極みで、九千万同胞の齊しく肝に銘して服膺しなければならぬ事柄です。

癩に悩む人達は、少しも躊躇する事なく、直に入園なさい。そして自らの療養に努めると共に、健康者に病毒を伝染させないやうに心懸けるべきです。

健康な人達は、徒に患者を忌み嫌ふ事をやめて、温い心を以

て療養所に入るやうに勧めていたゞきたい。
 かうして患者と健康者との自覚に依つて、日本国からこの悲惨な病気が一日も早く除かれるやう努力する事こそ、実に日本国民の総てに課せられた緊急最大の義務ではないでせうか。

〔中略〕

昭和十年十月十日印刷

昭和十年十月十五日発行

昭和十一年五月廿五日再版発行

岡山県邑久郡裳掛村

財団法人 長島愛生園慰安会

代表者 光田健輔

電話 虫明四番

振替口座 大阪七二八六三番黎明俱樂部

岡山市富田町四七

印刷者 内田鶴松

岡山市西中山下一五四

印刷所 山陽新報社印刷部

八五 無らい県運動の開始

〔中国民報〕昭和11年5月15日

五箇年計画で無癩県運動

全国に魅く愛知県 長島へ十坪住宅を贈る

癩は遺伝でない、接触による緩慢な伝染病なるが故に、処置善しきを得れば絶滅することができるとの堅い決心のもとに予防陣を張られつつあるのが、今日のレプラに対する常識となつた、然し刀圭界に於ても極めて小範圍の篤志の人々のみが、此の聖なる運動に身を投ずる状態である

況や国民大衆は此の問題に殆ど無関心であると云ふも過言であるまい、今全国癩の動静を見れば、昭和五年三月一万人に對し二人二分一厘であつたものが、各防衛陣勇士の悲壯な聖戦に依り、昭和十年三月は一人八分七厘にまで漕ぎ附け漸減の径路は辿つてゐるが、最近無癩県運動なるものが愛知・山口・富山・鳥取の諸県に於て起されて來た

その内最も絶滅に熱心なる愛知県では、昭和五年五九〇人の患者が五箇年間に四一三人と云ふ数字を示したので、新に無癩県実現五箇年計画案が樹てられた、その具体案として現在未収容の患者三〇〇名のため、国立長島愛生園に五人収容の十坪住宅を毎月一棟宛建築寄贈する事とし、六十

棟を五箇年で終了、完全なる無癩県の実現を期してゐる、岡山県でも以前は此の方面は等閑に附せられた傾向があつたが、近時該運動に進出、最近は目覚しい活躍を初めた警察関係の調査に依れば、昭和五年三月に百十人、同十年三月に七十人となつてゐるが、実数は之より倍増する様である、山口県でも近時著しい躍進振りで、昭和五年三月三百二十八人を同十年三月一三八人となり、全国第一の好成績を揚げてゐる

癩の根絶は努力次第でたやすく実現ができる訳であるが、国民大衆の協力一致の必要な理由として斯様な事実がある、この療養所でもあらゆる職業を網羅してゐるが、収容の直前まで理髪・芸娼妓・仲居其他の接客業者は兎も角、コック・板場・菓子職・売笑婦等人目に付かぬ飲食関係者が特に多い事は何と云ふ恐しい事であるか、専門家より患者の早期収容が叫ばれる所以は此処であるが、實際は至難の仕事であつて、各県各々計画を進めてゐるが、愛知県碧海郡方面委員元訓導岩瀬博之氏の如きは、一患者収容勧誘に十二回も足を運んだと云ふエピソードさへあり、岡山県でも上道郡某村では一家三名の患者のため、宗田方面委員が十数回訪れて未だ収容に至らぬと云ふ涙ぐましい努力が続けられてゐる等、この荊の

道を切り開き何れが何時理想無癩県のゴールに入るかは、蓋し注目に値するものがある

八六 岡山市にて全国方面委員大会開催

〔山陽新報〕昭和11年5月26日

一月五十錢づゝで癩五年根絶計画

けふ岡山市につどふ全国方面委員に呼びかく

岡山県邑久郡裳掛村長島の国立愛生園では、二十五日から三日間岡山市公会堂に開催の全国方面委員大会を機として、癩五年根絶計画を樹立して、三万人の方面委員に呼びかけて実現を期すこととなつたが

その計画によると、現在の全国に散在する患者はザット一万五千人で、すでに十四ヶ所の国・府県立・私立療養所に収容中のもの五千人、更に目下愛生園所在の長島に移転工事中の外島療養所竣成後、千人収容してもなほ九千人の未収容患者は社会に害毒を放散するわけである、今全国の方面委員三万人の尽力を得て一人一月五十錢づゝの抛金を得れば、五年間に一人総額卅円で九十万円の資金を得ること、なるので、一棟六百万の工費で六人づゝ収容の十坪住宅千五百棟を建設して、九千人の全収容を行はうといふの

である

〔園〕
光田团长自ら壇上に立つて説明賛同を求むること、なつてゐるが、本大会の中心問題として、その結果は注目されてゐる、四谷事務官を訪へば〔中略〕

今回の方面委員を対照とする計画は、何れも委員その人が社会の裏面に精通して、常に人情の機微に触れて犠牲的献身家であるから、資金募集上にもまた事業上から見ても最も適切であるから、満場の賛同を得ることと確信してゐる

八七 在宅患者の検診収容

〔山陽新報〕昭和11年7月9日

家庭の癩患者を長島愛生園へ収容

県衛生課員が県下を検診行脚

今秋まで四十名程度収容見当

岡山県衛生課では、癩患者の撲滅を期して種々対策を考究中であつたが、患者のうちで街頭を浮浪してゐるものに比して、家庭にある者が却て伝染率が甚だしいので、主として在籍患者の収容に努めることとなり、去月中旬ごろから長島愛生園職員・県衛生課宗田衛生主事補・藤井検疫員等が、小田郡〔 〕をトップに笠岡・総社・玉島・高梁・新見・西大寺の各

署管内に出張、村長・方面委員等を伴ひ、礼を尽して患者の検診を行ひ、東京癩予防協会発行の小冊子「療養のしるべ」や治療薬の大楓子油〔風〕などを配布すると共に、自発的に療養所への入所を慫慂した結果、九日までに長島愛生園および大島癩療養所に二十名を収容したが、今秋九月までに県下一般に亘り見舞をかねて検診を行ひ、四十名程度の患者を収容する計画であるが、県下にはすでに病状の外部に現はれてゐるもの約八十名があるので、第二期・三期の巡回検診を行ひ同病患者の一掃を期すること、なつた

尚ほ同課ではこれに伴ひ、愛生園と協力して十日から約二ヶ月間、癩の伝染病であることを強調して活動写真・講演会を開催、高梁町を振り出しに県下を一巡するはずである

八八 らい予防デーの行事

〔愛生編集部蔵『愛生』第六巻第六号 昭和11年〕

全国各地癩予防デー催物

〔中略〕

岡山

長島愛生園から岡山全県下の小学校に「皇太后陛下の御仁慈と救癩事業」パンフレットを送り、二十五日各校の朝礼に特

に学校長の訓話を依頼した。園長及職員が、県下中等学校・工場等の求めに応じて講演に巡廻。県衛生課と協力して検診等、岡山は予防デーといふよりは将に予防月である。

2 運動の本格化

八九 らい根絶計画につき愛生園へ協力依頼

(愛生園蔵「無癩県運動関係書」昭和14年)

衛第七三六三号ノ三

昭和十四年九月二日

岡山県警察部長 印

長島愛生園長殿

癩根絶計画実施ニ関スル件

本県癩予防撲滅ニ関シテハ、終始多大ノ御援助ヲ蒙リ居リ、御配意ノ段奉深謝候、就テハ今回別紙ノ通癩根絶計画実施要項ヲ定メ、管下各警察署長・各市町村長・各学校長等へ通牒ノ上、光輝アル明昭和十五年紀元二千六百年ニ際会スルヲ機トシ、癩根絶ヲ目指シテ管下一斉ニ之カ猛運動ニ乗リ出シ度計画ニ有之候ニ付テハ、今後一層御援助相煩スコト、被存候条、其ノ際ハ何卒宜敷御高配賜リ度、予メ御願申上候、尚患家指導上必要有之候条、左記印刷物御配付相煩シ度、併セテ

御願申上候、先ハ以書中右御依頼申述度得貴意候也

記

十、貴療養所入所案内 三百部

一、其ノ他癩予防上参考資料

追テ、過般ハ入園案内パンフレット早速御送付被下、難有御礼申上候

九〇 らい根絶計画実施要綱

(愛生園蔵「無癩県運動関係書」昭和14年)

衛第七三六三号

昭和十四年九月七日

岡山県総務部長

岡山県学務部長

岡山県警察部長

警察署長殿

市町村長殿

中等学校長殿

青年学校長殿 (市内ヲ除ク)

小学校長殿 (同上)

幼稚園長殿 (同上)

癩根絶計画実施ニ関スル件

癩予防ニ関シテハ、畏クモ皇太后陛下ニ於カセラレテハ、屢々患者ノ上ニ御憐憫ヲ垂レサセ給ヒ、国民ノ斉シク恐懼感激措ク能ハザルトコロニ有之候、爾来我国ニ於ケル癩予防ノ事業ハ急速ノ進展ヲ遂ゲツ、アリ、本県亦各方面ノ多大ノ協力ニ依リ、現在視察中ノ在宅患者僅ニ三十余名ニ減少シ、今ヤ県下癩根絶計画遂行上最後ノ努力ヲ要スル時機ニ迄到達シ得タルハ同慶ノ至リニ不堪候、然レ共真ノ根絶ヲ図リ「無癩県岡山」ノ実現ヲ見シニハ、今一段詳細ナル調査ヲ遂ゲ視察洩患者ノ発見ニ努ムルト共ニ、之ガ療養所入所方ノ徹底ヲ期セザルベカラザル儀ニシテ、此ノ際各方面ノ最モ理解アル協力援助ニ俟ツベキ大ナルモノ有之候、偶々明年光輝アル紀元二千六百年ヲ迎ヘルニ際シ、茲ニ無癩県ノ実現ヲ期シ躍進日本ノ淨化ヲ図ルハ最モ意義アルコト、被存、又以テ上皇室ノ御仁慈ニ応ヘ奉ル所以ナリト信ジ候、就テハ今回別紙ノ通り癩根絶計画実施要項相定メ候条、前叙ノ趣旨ヲ体シ所期ノ目的達成ノ為各方面相互連絡ヲ密ニシ、優秀ナル成果ヲ収メ救癩報国ノ実ヲ挙グル様格別ノ配意相成度

(別紙)

癩根絶計画実施要項

一、予防思想ノ普及

1、座談会・講演会・映画会開催

関係療養所（長島愛生園及大島療養所）等ノ協力ヲ得テ、適当ノ時機ト場所（可成在宅患者存在ノ市町村ヲ選ブ）ニ於テ、座談会・講演会及映画会ヲ開催シ、癩予防ニ対スル正シキ智識ノ普及向上ニ努ムルコト

特ニ学校ニ於テハ、教職員ヨリ適當ノ機会ニ於テ児童生徒ニ対シ皇室ノ御仁慈ニ関シ訓話ヲ行ヒ、癩予防ニ対スル正シキ智識ト救癩思想ノ涵養ニ意ヲ払イ、延イテ之ガ智識及思想ヲ各家庭迄滲透徹底セシムル様努ムルコト

2、印刷物配布

癩予防協會作製ニ係ル各種印刷物及関係療養所案内等ハ、予メ各警察署ニ之ヲ配布シ置キ、適當ノ機会ニ市町村役場・女学校ヲ始メ、各学校・男女青年団・方面委員其ノ他社会事業団体等ヘ頒布シ、之等各方面関係者ヲ通ジ一般ヘ予防思想ノ普及ヲ図ルト共ニ、救癩運動振興ニ対シ奮起ヲ促スコト

二、患者ノ調査

明年ハ全国癩患者数一斉調査年次ニモ相当スルヲ以テ、予メ左ノ方法ニ依リ患者調査ノ徹底ヲ期シ、苟クモ本県内在籍在宅患者ニシテ、視察圏外ニ之ヲ放置スルガ如キコトナキ様格段ノ努力ヲ払フコト

1、一斉調査

各警察署ニ於テハ、本年ヨリ明十五年上半年迄ノ間ニ於テ前後三回程度ニ徹底的一斉調査ヲ行ヒ、未ダ視察圏外ニ在ル癩患容疑者ノ発見ニ努ムルコト、一斉調査ハ各警察署ニ於テ適当ノ時期ヲ選ビテ之ヲ行ヒ、調査終了後速ニ別紙第一号様式ニ依リ県ヘ其ノ状況ヲ報告スルコト

2、随時調査

前号一斉調査ヲ行フノ外、警察署ニ於テハ市町村・同衛生組合・社会事業団体各当事者、其ノ他関係方面ト常ニ緊密ナル連絡ヲ保チ、随時風評聞込等ニ依リ実相ヲ内査ノ上、容疑患者ノ発見ニ努ムルコト

容疑患者発見ノ場合ハ、其ノ都度別紙第一号様式備考ノ例ニ依リ県ヘ密報スルコト

3、学校児童生徒ニ付検診調査

各学校ニ於テハ、児童生徒ノ身体検査時ニ於テハ勿論、平素ニ於テモ患者ノ早期発見ニ努メ、児童生徒中容疑者アル場合ハ、其ノ住所・保護者並本人氏名・年齢・家庭ノ情態等ヲ速カニ所轄警察署長ヘ秘密通報スルコト

警察署長前項ノ通報ヲ受ケタルトキハ、別紙第一号様式備考ノ例ニ準ジ県ヘ秘密報告スルコト

4、容疑患者検診

前各号ニ依リ内査シタル容疑患者ニ対シテハ、関係療養所ノ協力ヲ得テ県主務課員其ノ他ヲシテ、順次隠密ノ間ニ其ノ家庭ヲ訪問検診セシメ、癩ト診定シタル患者ニ対シテハ療病並消毒ノ方法等懇口ニ指示シ、将来之ヲ視察圏内ニ加フルコト、又非癩ト診定シタル者ニシテ、若シ一般ヨリ癩ト見做サレツ、アルカ如キ事実アル者ニ対シテハ、町村長・警察官・方面委員其ノ他関係者ハ之ガ誤解ノ一掃ニカムルト共ニ、本人並家族ヲシテ明朗ナル生活ヲ営マシムル様誘導激励スルコト

5、患者近親者ノ検診

(一) 警察署ニ於テハ、市町村其ノ他関係方面ト協力ノ上、所轄内ニ於テ既往十五年迄ノ間ニ癩患者ノ発生シタル家庭ヲ調査ノ上、来ル十月末日迄ニ別紙第二号様式ニ依リ内報スルコト

(二) 県ニ於テハ、前項報告及其ノ他ノ資料ニ基キ既往十五年間患者発生家庭ヲ調査ノ上、第二号ノ(4)ニ準ジ各其ノ家庭ヲ訪問、家族近親者(特ニ幼少年ニ注意ヲ払フ)ノ検診ヲ行ヒ、之等家族近親者中ニ付罹病患者ノ早期発見ニ努ムルコト

6、患者名簿作製

県及警察署ニ於テハ、前各号ニ依ル調査ニ基キ患者名簿ヲ整理シ、且ツ診定シタル患者新発見ニ係ルモノニ付テハ名簿ヲ作製スルコト

三、患者指導

1、療養慰問並入所方指導

主務課員ヲシテ警察署・市町村各当事者等ト協調、県下在宅ノ全患者ヲ其ノ居宅ニ慰問セシメ、予防協会ノ作製又ハ調剤ニ係ル各種印刷物及治療薬等ヲ交付ノ上、有リ難キ我が皇室ノ御仁慈ノ程ヲ伝達スルコト共ニ、患者ヲシテ救癩運動ノ趣旨ヲ十分理解セシメ、速ニ入所シテ療養ニ専念スルハ、即チ御高恩ニ応ヘ奉ルベキ唯一ノ途ナル所以タルコトヲ論シ、極力入所方ヲ勧誘スルト共ニ、如何ニシテモ当分入所困難ナルモノニ対シテハ、療病並予防消毒等ノ方法ニ関シ懇切ニ指導スルコト

2、警察署・市町村当事者モ亦各方面ト協力シ、患者ノ家族等ニ対シ極力入所療養方説得ニ主力ヲ注ギ、患者ヲ関係療養^{〔所欠〕}ニ送致ノ上、無癩県実現ノ促進ニ努ムルコト

前項説得応援等ノ為必要ノ向ハ、予メ主務課ト緊密ナル協商連絡ヲ遂ゲルコト

3、要生活補給患者調査

(一) 前号ニ依リ患者ヲ入所療養方勧奨説得ニ際リ、本人入所セバ家族自活シ能ハザルモノニ対シテハ、別票ニ依リ各事項内査ノ上之ヲ県ヘ密送シ、一面市町村及社会事業団体当事者ト連絡ヲ執リ之ガ生活補給ノ為救護方斡旋シ、患者ヲシテ安ンジテ入所療養ヲ決意セシムル様指導スルコト

(二) 法第二条ノ二ニ依リ、業態上病毒伝播ノ虞アル職業ニ従事スル患者ニ対シテハ、行政処分ヲ俟タズトモ自発的ニ転職セシムル様指導シ、之ガ為若シ生活補給ノ要アル者ニ付テハ、前号ニ準ジ別票調査内報スルコト

4、不良癩治療薬ノ取締

本病患者ハ何レモ外聞ヲ憚リ隠密ニ療養セルノ虚ニ剩セラレ、悪徳商人等ヨリ曖昧ナル薬品等ヲ不当ナル高価ヲ以テ売付ケラレ、之ガ薬代ニ意外ノ多額ヲ支出セルヲ常トス、中ニハ之ガ為一家々財ヲサヘ蕩尽セルノ例乏シカラズ、警察署ニ於テハ之等不正不徳商人ノ取締ニ一段意ヲ払ヒ、患者ノ同情アル相談相手トシテ、患者ヲシテ斯ル不安姑息ナル療法ヲ改メ、本人ハ勿論家族・近隣ノ為療養所ヘ入所療養セシムル様指導スルコト

四、療養所慰問

各関係療養所ニ付患者ヲ慰問シ、加療ヲ督励スルハ癩患者指

導上緊要ノコトタリ

警察署・市町村・社会事業団体及婦人団体等当事者ハ、左記参考ノ上在所患者ヲ慰問スルト共ニ、専心療養ニ精進スル様指導ニ努ムルコト

(一) 県ニ於テハ、適当ノ時機ニ於テ関係ノ長島愛生園及大島療養所へ庁員ヲ派シ、各在所患者ヲ慰問シ加療方督励ス

(二) 警察署・市町村ニ於テハ、入所患者ノ留守家族・親族・近隣等ニ対シ時ニ療養所ヲ訪問シ関係患者ヲ慰メ或ハ時々慰問状ヲ發送スル等、本人ヲシテ加療ヲ怠ラシメザル様指導スルコト

(三) 社会事業団体・婦人団体当事者ニ於テハ、自カラ当該療養所ニ患者ヲ慰問スルノ外、患者留守家族・近隣等ノ慰問ヲ勸奨指導シ、之カ慰問ニ際リテハ其ノ斡旋ノ勞ヲ執ルコト

五、浮浪患者ノ保護取締

本県ハ管下ニ国立療養所長島愛生園・第三区府立療養所光明園、対岸香川県ニ大島療養所ノ存在スル関係上、全国各地ヨリ患者蝟集スルノ状況ニシテ、癩予防上危険尠カラズ、警察署・市町村当事者ハ浮浪患者ヲ発見シタル場合ハ、県主務課ニ即時報告スルト共ニ一時保護取締ヲナシ、徒ラニ金品ノ惠与ヲナサルコト

六、本計画実施状況報告

警察署ニ於テハ、来ル十一月末日ヲ期シ実施シタル状況ヲ本要項ノ順序ニ準ジ、所轄内ノモノ調査取纏メ報告スルコト

第一号様式 (秘) 第 次癩患容疑者一斉調査状況報告

第二号様式 (秘) 患者発生家庭調査報告

〔様式の詳細は略〕

九一 らい根絶計画の樹立

〔合同新聞〕昭和14年9月9日

“無癩県岡山”実現へ 県当局の根絶計画成る

予防思想普及、患家の指導等

岡山県ではかねて各方面の努力により癩予防事業の完璧を期し、昭和十一年春から最近までの間に七十名の患者を収容し、余すところ三十余名となつてゐるが、県警察部では明年光輝ある紀元二千六百年を迎へるに当り、癩の根絶を図り“無癩県岡山”を実現させることとなり、学務部と協力して左の如く根絶計画を樹立し、各市町村・各種団体・中小学校・青年学校・幼稚園および長島愛生園・大島療養所などの賛助の下に全県的に癩防衛陣を布くこととなり、八日県下各署長へ指

示した、計画内容は左の如くで、本県は長島愛生園・大島療養所など療養機関に恵まれてゐるので、この点は非常に便利なわけである〔後略〕

九二 真金町方面委員会にて患者取扱方指示

（岡山市立中央図書館蔵真金町役場文書「昭和拾四年七月ヨリ

同十九年三月マデ、方面委員書類綴」昭和14年）

拝啓 残暑尚去り難く存候処、如何御暮し被遊候哉、御伺ひ申上候、偕而御多用とは存じ候へ共、来る十六日より二十日の間に於て御町方面委員会を御開催下さる間敷哉、御伺ひかたく御願ひ申上候、御開催下され候へハ小生御邪魔に参上致度存じ候

九月十一日

赤木定一

真金町長殿

追而

- 一、奉公会婦人援護委員も参列方御取計ひ下され度
- 二、已に今月御開催済に候へハ、来月に御延期下され度候

.....

昭和十四年九月十八日委員会

社会課社会事業主事補

久野 浩

嘱托員

赤木定一

指示事項

- 一、方面委員会定例日決定ノ件
- 二、軍事扶助ノ適正ニ関スル件
- 三、軍人遺家族精神指導ニ関スル件
- 四、召集解除者・傷痕軍人・遺族生業資金貸付ニ関スル件
- 五、早害ニヨル軍人遺家族再調査ニ関スル件
- 六、軍人遺家族職業伝習所ニ関スル件
- 七、癩患者ノ取扱ニ関スル件
- 八、肺患者ノ取扱ニ関スル件
- 九、軍人遺家族指導員設置ニ関スル件

九三 各方面委員へ協力依頼

（瀬戸内市蔵旧牛窓町文書「済世委員会々々議録」昭和14年）

秘社第五五五〇号

昭和十四年十月五日

岡山県学務部長

各方面委員殿

癩根絶計画実施ニ関スル件

標記癩根絶計画ニ関シテハ、曩ニ昭和十四年九月七日付衛第七三六三号ヲ以テ各関係方面宛通牒ノ処、癩予防ニ関シテハ

畏クモ皇太后陛下ニ於カセラレテハ屢々患者ノ上ニ御憐憫ヲ垂レサセ給ヒ、洵ニ恐懼感激措ク能ハザルトコロニ有之候

県下現視察中ノ在宅癩患者ハ僅々三十余名ニシテ他府県ニ比シ極メテ少数ナルモ、「無癩岡山県」ヲ実現センニハ今一段ノ努力ヲ以テ、之ガ根絶ヲ期スルハ洵ニ緊要事ニ有之、此ノ際容疑患者ノ発見ニカムルト共ニ、患者ノ療養所入所方ノ徹底ヲ期セザルベカラザル儀ニ有之候

救癩事業ハ結核救療事業ト並ビ、我邦救療事業上重要ナルモノニシテ、其ノ成績如何ハ国民保健上寔ニ重大ナル関係ヲ有スルコトハ申迄モ無之候、就テハ右事業計画実施上隣保相扶ノ精神ニ基キ国民健康浄化ノ為、左記事項ニ準ジ格段ノ努力ヲ為シ、以テ「無癩岡山県」ノ速カナル実現ニ充分御協力方相煩度御依頼申上候

猶、本件ハ方面委員会ニ於テ御連絡ノ上可然御取計相成度

記

一、方面担当区域内ノ患者及容疑患者ノ発見ニ努ムルト共ニ、既往十五年迄ノ間ニ癩患者並ニ容疑患者ノ発生シタル家庭アル場合ハ、之ヲ所轄警察署長ニ密報スルコト

二、患者ヲ療養所（長島愛生園・大島療養所）ニ入所セシムルハ相当難事ナルヲ以テ、警察所及ビ市町村当局ト克ク連

絡ノ上、極力勧誘説得ニ努メ入所ヲ期セシムルコト

三、患者入所後其ノ家人ノ生活ニ困難ヲ来ス虞アル場合ハ、生業資金並ニ就職ノ斡旋等ノ方策ヲ考慮シテ之ガ保護指導ニ当ルコト

四、地元町村ニ於テ癩予防思想普及ノ為、座談会・講演会・映画会等開催ノ場合ハ積極的ニ之ニ協力シ、充分効果ヲ収ムル様努ムルコト

五、関係療養所（主トシテ長島愛生園・大島療養所）ニ付患者ヲ慰問スルハ勿論、其ノ留守家人ノ保護激励ニ努ムルコト

六、地元町村内ニ浮浪癩患者ヲ発見シタル場合ハ、速カニ警察署長ニ密報スルコト

七、患者及ビ容疑患者ニ関シテハ極秘裏ニ之ヲ取扱ヒ、之ガ患者タルコトヲ漏洩シ又ハ他人ヲシテ之ヲ察知セシムルガ如キ言動ハ嚴ニ之ヲ慎ミ、充分慎重処理スルコト

八、患者保護指導ノ為其ノ家ニ出入スル場合ハ、酒精綿等ヲ用ヒテ指頭等ノ消毒ニ留意スルコト

九、癩患者指導ニ関スル各種印刷物ハ、主管課ヨリ予メ各警察署ニ配布セラレアルヲ以テ、必要ノ向ハ所轄警察署ニ連絡請求スルコト

十、容疑患者ニシテ非癩ト診定セラレタル者ニシテ、一般ヨリ癩ト見做サレツ、アルガ如キ事実アル者ニ対シテハ、町村長等ト協力シ之ガ誤解ノ一掃ニ努ムルト共ニ、本人並ニ家族ヲシテ明朗ナル生活ヲ営マシムル様誘導激励スルコト

九四 らい根絶計画につき配車方要請

(愛生園蔵「患者雜件書」昭和15年)

衛八二七六号

昭和十五年八月二日

岡山県知事

横溝光暉^印

国立癩療養所長島愛生園長殿

癩根絶計画遂行ニ関スル件

本県癩根絶計画遂行ニ関シテハ、不断多大ノ御協力御援助ヲ蒙リ、以御陰予期ノ進捗ヲ遂ケツ、アルハ、感謝ニ不堪トコロニ有之候、就テハ曩ニ家庭訪問検診ノ上、診定セラレタル患者ニ対シ、夫々療養所入所治療方諭旨指導ニ努メツ、有之候ニ付テハ、甚タ我儘ナル勝手ヲ申上恐縮ニハ候得共、右患者ノ送致輸送ニ関シ、格別ナル御詮議ヲ以テ、概ネ患者住所地迄特ニ収容車御差立被成下候様御配意賜り度、此ノ段御依頼申上候

追テ、右収容自動車ノ運転燃料ニ付テハ、本県ニ於テハ特

ニ患者輸送用トシテ相当量ノ「ガソリン」準備可致候、尚最初ハ阿哲郡内患者五名ヲ収容致度予定ニ有之候ニ付テハ、何レ日時ヲ決定ノ上可及御依頼候得共、予メ御含ミ置願上度申添候

.....

起案昭和十五年八月八日

施行八月九日 長島愛生園収第56号

園長^印 庶務課長^印 医務課長^印 主任^印

案

岡山県知事宛

園 長

癩根絶計画遂行ニ関スル件

本月二日衛第八二七六号ヲ以テ御照会相成候、標記計画ニ依ル癩患者収容ニ関シテハ、本園ニ於テ出来得ル限り努力致シ、貴意ニ対シ御協力致シ度存シ候処、今後ノ収容ニ関シ患者住所地迄配車相成度旨ノ御依頼有之候ニ付テハ、可成右患者ヲ所轄警察署迄御送致相成り、同署ニ於テ収容致シ度候条、可然御配意相煩度、尚収容日時及場所等ハ其ノ都度御通報次第御打合セ致シ度存ジ候

追而、御申越相成候阿哲郡内患者五名収容ノ件了承、収容

可致候条、日時等御決定相成候ハ、御通報相成度、尚其ノ
際ハ本人ニ衣類夜具等持参セシムル様、格段ノ御配意ヲ得
度特ニ申添候

九五 吉備郡などより収容

(愛生園蔵「収容承認書」昭和15年)

拝啓 残暑の砌に当院院長様□□□意愈々御健勝奉賀仕ま
す、^{〔昨〕}作年はW・K当院清養の節は一方ならぬ御講上^{〔厚情〕}を賜り、
心より厚く御礼申し上げます、其後自宅にて養生致し居りまし
たが、別に家内^{〔針〕}に変わり無く今日まで養生致し折^{〔居〕}ましたが、今
回は県の方進により今度御当院に御清養させ下^{〔い欠〕}さます様、謹
で御願ひ申上ます、付きましては一日も早く入園致し度き思
います故、「秘密」誠に勝手申^{〔兼〕}鎌ますが、乗用車を御向け下
さいます様御願ひ致します、中国線岡山市三門駅前迄御来車
下さいます様、御取計下^{〔い欠〕}さます様御願ひします、来車の日と
時間を御一報下されば其場所にて御待致し居ます、何卒悪ず
右御宜く御取計下さい様、御願ひ上候 草々

岡山県吉備郡□町

母 W・K

T

御院長様
〔朱書〕
「岡山県衛生課ニ申出、収容方取計ノ依頼相成様、通知相成
可然哉」
.....

衛第九五二五号

昭和十五年九月十二日

岡山県知事 横溝光暉印

長島愛生園長光田健輔殿

癩患者収容ニ関スル件

「無癩県岡山」実現運動ニ関シテハ、不断多大ノ御協力御援
助ヲ賜り、以御陰予期ノ進捗ヲ遂ゲツアルハ感謝ニ不堪ト
コロニ有之候、就而ハ今回ハ左記患者三名ヲ来ル九月二十日
収容致度候ニ付テハ、貴園ニ御収容被下候様御配意賜り度
尚、患者ノ送致輸送ニ関シテハ、乍毎度格別ナル御詮議ヲ以
テ、患者住所地所轄警察署迄、特ニ収容車御差立被成下候様
御配意蒙り度、此段及御依頼候也

追而、右収容自動車運転燃料及運転者ニ対スル旅費実費ニ
付テハ、本県ニ於テ夫々準備致置候条、乍憚左様御了承願
上度、為念申添候

記

真庭郡□町□□

K・T

〃 郡 □ □ □ □
吉備郡 □ □ □ □

S・T
W・K

九六 都窪郡にて検診収容

（愛生園蔵「収容承認書」昭和15年）

衛第一一九三二号

昭和十五年十一月二十二日

岡山県警察部長印

長島愛生園長殿

癩患者収容ニ関スル件

本県紀元二千六百年記念事業タル癩根絶計画実施ニ際リテハ、種々御配意賜リ感謝仕リ居候処、曩ニ都窪郡内検診ノ際、宮田医官殿ニ依リ診定セラレタル左記患者、入園治療方希望致居候条、貴園ニ於テ患者収容ノ為御来岡ノ御序ヲ以テ該患者ノ収容願上度、此段及照会候也

記

都窪郡 □ □ 村 □ □

Y・T 当四十六才

九七 無らい県運動の実行状況

（合同新聞「昭和15年12月28日」）

“無癩県岡山”近し 現在患者僅に廿七名

岡山県警察部では“無癩県岡山”の建設を目ざして学務部と協力の上、二千六百年の記念事業として癩根絶計画を樹て、本春以来予防思想の普及・患者の調査・患者の指導・療養の慰問・浮浪患者の保護取締りなどに火竜の活動をつづけて来た結果、現在県内在住のレプラ患者は僅か三十七名といふところまで漕ぎつけた、この三十七名も明年一、二月中には全部療養所に収容し、文字通りの無癩県が出現の運びである、しかし本県下における癩患者の発生状況とみると、大正五年の一斉調査において百十六名を算したが、昭和十年の調査においてはこれが九十八名となり、人口の一万に対する比率〇・六で、全国の平均比率一・八七人より遥かに少なかったもので、その後レプラに対する関心がやゝ薄らいだのと他府県が調査を厳行する結果、愛生園や大島療養所および光明園等への入園を理由に本県下へ多数の患者が流れ込み、東西両署や沿道各署では一時救助に多忙を極めるといふ実情となつたので、当局も積極的に癩根絶の態度に変つて来たわけで、二千六百年記念事業たる癩撃滅計画掉尾の行事たる一斉調査

は本秋着手し、単に容疑者の内偵発見に止めず、既往十五箇年間に患者の発生した二百六十三家庭と容疑患家五十一戸にわたつて行つたわけで、被調査人員八百十八名のうち真性患者六十一名、要注意者十五名を発見したほか、特筆すべきは従来から遺伝的癩容疑家庭とされてゐたもの、うち二十三名の非癩者を見出したことで、これらの人達は明るい世界への裁断が下つて欣喜雀躍したことである

なほ真患者中廿一名は当局の勧奨によつてそれ／＼療養所に入所、三名は他府県へ転出し、現実に県内にあるレプラ患者は廿七名である、これを男女別によると男廿名・女七名で、年齢別数字では五十歳—五十九歳が最も多くて十名、四十歳—四十九歳が九名、六十歳—六十九歳が七名で、最も少ないのは十歳—十九歳の一名である

しかして当局ではこれらの患家に対し療養所の設備が如何に完備してをり、そこが如何に明るい世界であるか—を強調して入所の勧奨に当り、遅くも本年度中には全部収容すべく意気込んでゐる

九八 未収容患者数調査

(愛生園蔵「無癩県運動関係書」昭和16年)

起案昭和十六年六月十六日

施行六月十七日 長島愛生園発第290号

園長^印 庶務課長^印 医務課長^印 主任^印
案

園長

各府県知事・北海道長官宛

未収容癩患者数調査ニ関スル件

参考ニ資シ度候条、本年六月三十日現在、貴県(道府)ニ於ケル癩療養所未収容癩患者数、男女別ニ御調査ノ上、七月十日迄ニ御回報相成度及照会候也

〔朱書〕
「備考 六月十六日現在、岡山県未収容癩患者数ハ左ノ通り

ナリ 男九名・女四名 計一三名」

九九 愛生園より運動完遂指示

(愛生園蔵「無癩県運動関係書」昭和16年)

起案昭和十六年六月十九日

施行六月二十日 長島愛生園発第307号

園長^印 庶務課長^印 医務課長 主任^印

案

園長

岡山県知事宛

(無癩県実現に関する件)

拝啓 初夏の候愈々御清穆の段、慶賀の至に存上げ申候、陳者本県無癩運動に関しては、予て格段の御配慮と御尽力を賜り感佩罷在り候処、愈々全国に魁け名実共に無癩県岡山の実現目睫の間に相迫り候事、洵に御同慶の至にて慶祝に堪え不申候、只々貴県の並々ならぬ御尽力の賜物に外ならずと信じ、満腔の敬意を表し申候、今一步と申す処迄漕ぎ付け候現在に於て九十九里は百里の半なる事を思ひ、本園に於ても不及ながら出来得る限りの御協力を申上げ、御期待に相副ひ度く候条、右御了承の上一段の御尽力を希上げ申候、乍末筆此の運動に関与せられ候関係官各位に、呉々宜敷御鳳声と御激励をいたゞきたく御願申上候

先は右御祝詞旁々御挨拶迄申上度く、如斯御座候 拝具

一〇〇 無らい県の達成

(「合同新聞」昭和16年7月17日)

新に六県を無癩圏へ

愛生園、岡山県的好調に飛躍

十六日開かれた国立癩療養所長会議の結果、全国において三千人の癩患者収容増加が可能といふことになり、各療養所当局では地元の県と密接な協調を保ち、全国で二十県程度の無癩県実現運動に乗出すことに決した

現在岡山県は一名の患者あるのみで、殆ど無癩県といひ得る状況にあり、長島愛生園としては今後広島・島根・兵庫・高知・三重・愛知六県の無癩県を目指して努力する筈である〔中略〕なほ光田愛生園長は十七日午後八時二十分東京駅発、下賜された皇太后陛下の御近影と花梨の鉢植を捧持して岡山駅に下車の上、愛生園に帰る(東京)

一〇一 「無らい県岡山」達成

(愛生園蔵「無癩県運動関係書」昭和16年)

拝啓 時下炎暑の砌り、愈々御健勝の段奉慶賀候、扱て予て本県の癩予防に関しては多大の御援助を蒙り居候処、殊に一昨昭和十四年九月本県に於ける紀元二千六百年記念事業として癩根絶計画樹立遂行に当りては、格別なる御協力御援助に預り、以御陰本日概要別紙の成績にて「無癩県岡山」を実現し、予ての宿望に到達するを得候段、誠に感謝感激の至りに

不堪候、今後は主に送致患者留守家庭の保護及新に発生患者の調査指導等に意を払ひ、永く無癪県の維持確保に努力致度所存に有之候間、将来共御協力御援助賜り度奉懇願候、先は不敢取右報告旁々以寸楮深甚なる謝意申述度、如斯に御座候追て、関係職員各位へは乍恐縮貴職より宜敷御伝声賜り度候

昭和十六年七月二十九日

岡山県知事 横溝光暉印

長島愛生園長 光田健輔殿

記

一、容疑患者訪問検診戸数

1、癪患者発生家庭（大正十五年以降） 二六三戸

2、右以外容疑患者 五八戸

計 三二二戸

二、前号家族検診人員

1、男 四二五人

2、女 四〇六人

計 八三一人

三、前号検診成績中癪卜診定セラレタル人員

1、男 五五人

2、女 一四人

計 六九人

四、前号診定患者指導又ハ処分状況

1、療養所へ送致シタル者 五七人 男四八人

女 九人

内訳

愛生園 五一人 男四二人

女 九人

青松園 六人 男 六人

女 一人

2、老衰ノ為収容不能ノ者 一人女

3、収容前他府県へ転出又ハ所在不明トナリタル者

六人 男 三人

女 三人

4、収容前死亡シタル者 五人 男 四人

女 一人

.....

起案昭和十六年八月四日

施行八月五日 長島愛生園収第493号

園長印 庶務課長印 医務課長印 主任印

案

園長

岡山県知事宛

無癩県実現に関する件

拝復 盛夏の候、愈々御清祥の段大慶の至に存上げ申候、陳者紀元二千六百年記念事業として御計画相成候本県無癩運動に關しては、洵に涙ぐましき程の御当局の御尽力に依り着々其の効を奏し来り、此に目出度完全に「無癩県岡山」を実現致し候に就ては、今般御丁重なる御挨拶を賜り、却つて恐縮仕り候、実に本邦救癩史上特筆致すべき画期的事業の完成され候事は洵に御同慶の至にて、如何計り他府県の無癩運動を刺戟し、其の促進に寄与致す事かと存じ、感激に堪えざるもの有之候、本園に於ても不及ながら幾分の御協力を申上げ候事を非常なる誇と存じ、感激無量のもの御座候、御来意の如く今後に於ても無癩県の維持確保のためには出来得る限り御協力申上げ、貴意に相副ひ度く存じ居り申候条、何卒右御了承の上益々御尽力の程を希上げ申候

先は右不取敢御祝詞旁々御挨拶迄申上度く、如斯御座候

拝具

一〇二 邑久郡衛生組合の運動協力

(瀬戸内市蔵田牛窓町文書「衛生組合関係書類」昭和16年)

昭和十六年十月七日

邑久郡衛生組合連合会総会指示事項

牛窓警察署

〔中略〕

二、無癩県実現ニ関スル件

無癩県岡山ノ実現ニ関シテハ、御承知ノ通り本県ニ在リテハ紀元二千六百年事業トシテ、昨年度ヨリ本年度ニ亘リ之ガ無癩県ヲ実現セラレタルガ、爾後ニ於ケル患者ノ発生又ハ新規発見等ノ場合ハ、当局ニ通知乃至ハ療養所入所方ニ関シ御尽力ヲ願度ク、以テ全国的優枢ナル二ヶ所ノ国立療養所ヲ持ツ邑久郡トシテ遺憾ナキヲ期セラレ度シ

〔後略〕

一〇三 未收容患者数報告

(愛生園蔵「無癩県運動関係書」昭和17年)

衛第一一一三号

昭和十七年三月十三日

岡山県知事 横溝光暉印

国立癩療養所長島愛生園長殿

未收容癩患者調査ニ関スル件

本月三日付長発第一〇二号ヲ以テ御照会相成候首標ノ件、左記ノ通回報候也

記

昭和十六年十二月末日現在未收容癩患者数 男一名 女一名
昭和十七年二月末日現在未收容癩患者数 女一名

附記 男一名ハ群馬県吾妻郡草津町草津温泉ニ療養、最近
帰宅臥床中、本年二月四日死亡

女一名ハ年齢八〇才ノ高齢、而モ臥床ニシテ收容不可能ノ
者ナリ

一〇四 「無らい県岡山」表彰

〔合同新聞〕昭和十七年6月25日

〃無癩県岡山〃表彰 撲滅へ逞しかつた足跡

無癩県岡山の顕現を目ざして癩撲滅に驚異的の成績をあげた岡山県は、今回癩予防協会から表彰されることとなり、二十五日熊本市で開かれる同協会総会席上、村山県衛生課長が表彰状を受取つて帰岡のはずである、いま本県の癩病対策の跡を振り返つてみると

昭和十四年ごろから積極的にこれが撲滅運動に乗り出し、

次いで紀元二千六百年記念事業として全県的撲滅運動を展開、長島愛生園・大島療養所の協力を仰いで検診方法にも新機軸を盛りあげ、過去十ヶ年間に患者を出した家庭約一千戸につき漏れなく検診に努め、早期発見により患者と決定したものは順次療養所に收容し、十六年四月には在宅患者は高齢のため收容不可能なもの二名（上道・英田両郡に各一名）を残すのみとなり、これも自宅に嚴重隔離したので、事実上の無癩県が出現したものである

一〇五 各療養所長へ厚生大臣訓示

（楓編集委員会蔵『楓』第七卷第六号 昭和十七年）

昭和十七年五月十二日全国癩療養所長会議に於ける

大臣訓示 （五月十二日午前九時大会議室）

今回各位ノ会同ヲ煩ハシマシタ機会ニ於テ一言申シ述べ度イト存ジマス、癩予防事業ハ、昨年七月実施致シマシタ公立癩療養所ノ国営移管、並ニ沖縄県ニ於ケル国頭愛楽園及宮古南静園ノ管理変更ヲ以テ、多年ノ懸案モ解決セラレマシテ、茲ニ国営一元ノ原則確立ヲ見ルニ至リマシタコトハ、誠ニ御同慶ニ存ズル次第アリマス、従来動モスレバ癩予防事業ノ進展ニ障碍トナツタ原因ガ、之ニ依テ根本的ニ除去セラレタノ

デアリマスカラ、各位ハ深く此ニ思ヲ致サレマシテ、徒ニ旧套ニ泥ミ或ハ割拠ノ弊ニ陥ルガ如キコトナク、常ニ創意ニ基ヅク構想ヲ以テ、戦時下ニ於ケル癩ノ予防及撲滅ノ事業ニ万全ヲ期セネバナラヌト存ズル次第デアリマス、又多年ノ問題タル患者一万人収容ノ施設モ、時局下資材其ノ他ノ困難ヲ克服シ官民一致ノ協力ニ依ツテ完成ヲ見ルニ至リマシタコトハ慶賀ニ堪ヘナイ所デアリマスガ、更ニ最善ノ努力ヲ払ヒ無癩運動ノ実現ヲ期セネバナリマセン

時局ノ進展ニ伴ヒ物資ノ需給、所員ノ充実等ニ関シ相当ノ困難ヲ感ゼラルコトト存ジマスガ、大東亜戦争下ノ現状ニ鑑ミ部下職員ハ勿論、患者ニ対シテモ十分時局ヲ徹底セシメ、銃後国民トシテ職域奉公ニ遺憾ナキヲ期スルヤウ、指導セラレンコトヲ希望スル次第デアリマス

一〇六 らい予防日につき神宮園長談話

(楓編集委員会蔵『楓』第七卷第六号 昭和17年)

癩予防日

園長 神宮良一

癩と云ふ病氣は、随分古から何れの国にもあつたらしい。

〔中略〕我国に於ては今日に至るまで尚遺伝思想強く、一旦

発病すると社会より葬り去らるゝの状態にありて、やゝもすればその一家・親族に於てもこれを恥ぢ、甚しきは世間体を憚り居を転ずるのやむなきに至るもの多く、而も二、三十年前は浮浪徘徊にまで身を墮する者も少からざりし有様で、従つて伝染の病源をまき散らす恐も多かつたのである。此時に早くも外国宣教師によつて病院は建設せられ、少数ながらも隔離し又宗教的慰安が与へられたのであるが、明治四十年癩予防法が制定せられて、四十二年には全国五ヶ所の公立療養所が出来、次で大正六年には国立癩療養所の開設せらるゝや、その後次第に多くなり、昨昭和十六年七月一日よりは元の公立療養所も国立に移管せられて、茲に十一ヶ所の国立療養所が出来上り、全国同一規画の下に祖国浄化の大使命を達成するの時に立ち至つたのである。今や皇国は東亜共栄圏の盟主として全東亜の指導者となる可き時である。

かくの如く年々歳々救癩設備は完成せられ、今や全国一万余の病者を迎ふるに至るを思へば、御仁慈窮りなき上、皇太后陛下の御懿徳を偲ばねばならぬ、その昔奈良朝時代、光明皇后の癩者を憐れみ給ひし事柄は周知のことであるが、今昭代に於いて畏くも皇太后陛下は昭和五年多額の御手許金を御下賜になり、患者慰安や永年勤続職員への有難き御思召を

賜ひ、又政府にも多額の御下賜金があつて癩予防協会の設立となり、爲めに救癩事業は急に躍進をなし、今日の発展を遂ぐるに至つたのであります。〔中略〕

畏くも皇太后陛下は本六月二十五日御誕辰なるの故を以て、此の日を癩予防デーとし、此日を中心に前後一週間を予防週間とし、癩の啓蒙運動・検診が全国的に行なはれるのである。本年本園に於ては京都・大阪・兵庫各府県下の講演会・座談会に、或は滋賀県・鳥取県の検診に各係官出席し、或は啓蒙に或は検定に従事することゝなつた、今や全国に於て早くも宮城・山口・岩手・広島・岡山県等の無癩県が出現し、尚幾多の無癩県が出来つゝある。

現在（三月調査）本邦癩患者数は一万五千六百五十六人にして、内収容せるもの一万五百二十二人にして、尚未収容患者五千百有余である。一日も早く収容増加を計り、全日本より癩病がなくなる日を希望するものである。特に来る昭和十九年は畏くも皇太后陛下御還暦の御齡に達せらるゝやに仄聞する。此時を期し全日本の癩者をして収容完成せらるゝやう、当局の収容拡張計画と共に全国有識者の御努力を希望するものである。

一〇七 未収容患者数報告

（愛生園蔵「無癩県運動関係書」昭和17年）

衛第七六八〇号

昭和十七年十一月十二日

岡山県内政部長印

長島愛生園長殿

未収容患者数調査ニ関スル件

本月六日付、長発第六四四号ヲ以テ御照会相成候首標ノ件、左記ノ通り回答候也

記

本年十月三十一日現在未収容癩患者数

男 内一名ハ本月二十日迄ニ療養所入所確定、一名ハ七十二

才ノ高齡ニシテ、目下衰弱甚シク、且氣管支炎増発ノ徴

アリ、収容不可能ノモノ

女 内一名ハ本月十四日大島青松園入所確定、一名ハ八十才

ノ高齡ニシテ、目下衰弱甚シク臥床中ニテ、収容不可能

ノモノ

第二節 幾山河を越えて

1 収容の諸相

一〇八 山口県より在日患者収容

(愛生園蔵「収容ニ関スル書類綴」昭和6年)

発第六一号

昭和六年四月十七日

山口県玖珂郡□町長S・K印

岡山国立癩療養所長殿

癩患者及其ノ幼児ニ関スル件

本町住民鮮人(本氏名不詳)数年前ヨリ町内ニ於テ労働生活中、島根県生レ某女ト結婚シ男児ヲ挙げ、相当ノ生活ヲ営ミ来候処、最近夫ハ癩病ヲ発シ、労働上支障ナキモ、顔面ニ著シク厭フヘキ症状ヲ現ハシ候故、受持駐在巡查ニ於テ大島療養所ニ入所セシムヘク、原籍地ニ戸籍謄本ヲ請求致シ候モ無籍ニテ之レヲ得ル能ハス、入所ノ手続出来難ク数ヶ月経過中、妻某女ハ父子ヲ遺シテ逃亡シ、為ニ子ヲ抱キテ途方ニ暮レ、毒藥自殺ヲ計リタル形跡アルモ果サス、近隣者大ニ同情スル

モ厭フヘキ疾病ノコトトテ深ク世話スル者ナク、当役場ニ救助方願出候ニ付、警察署經由県当局ヘ委細ヲ具シ指示仰キ候処、結局ハ貴所ニ入所セシムルノ外ナカルヘク回答有之候モ、其ノ手続不明ノ由ニ付、御手数乍ラ右御教示ナシ被下度、御依頼候也

.....

昭和六年四月十九日 [朱書]「即日施行」

園長印 庶務課長印 医務課長印 事業係長印

山口県□町長ヘ左案之通回答可然哉

案

長庶第一三号

園長

癩患者及其ノ幼児ニ関スル件

首標ノ件ニ関シ、四月十七日付発第六一号ヲ以テ御照会相成候処、当園ニハ別ニ入園ニ関スル規定無之、随テ何等手続ヲ要セズ、患者御送致次第直ニ収容可致候

追テ、汽車輸送ノ場合ハ省線西大寺駅着ノ日時ヲ御通知相成候ヘハ、当園ヨリ患者用自動車ヲ差廻シ収容可致候条申添候、尚ホ携帯児ハ健康者ナレハ貴職ニ於テ可然救済ノ途ヲ講セラレ度、右回答候也

.....

衛第三九一六号

昭和六年四月二十日

山口県印

愛生園御中

癩患者ノ件

予テ電照致候癩患者二名、左ノ通り及送致候也

記

自称静岡県富士郡□□村字□□戸主S・S弟

当時山口県厚狭郡□□村 S・T

自称朝鮮慶尚北道尚州郡□□面□□里

当時山口県玖珂郡□□町 I・R 二十七才

追テ、本人ニ対スル身上調査及診断書・戸籍謄本等追送可

致申添候

一〇九 岡山県より収容

(愛生園蔵「収容ニ関スル書類綴」昭和6年)

井第四八九一号

送致書

本籍 岡山県後月郡□□村大字□□□□

住所 同右

癩患者 Y・B 明治三十一年十二月十六日生

右八目錄ノ所持金品ト共ニ及送致候也

昭和六年五月二十六日

岡山県井原警察署長印

長島愛生園長殿

.....

金品目録

一、金五円五拾銭

一、木綿袷着物 二枚

一、手袋 一

計三点 以上

.....

診断書

本籍 岡山県後月郡□□村大字□□□□番地

平民 農 Y・B

明治参拾叁年拾貳月拾六日生

一、病名 癩病

一、発病年月日 不詳

一、系統症候経過 遺伝性、手・顔面結節状処々崩潰、両手

浮腫状ヲ呈シ、約参年ヲ経過ス

一、診断 昭和六年五月十六日

岡山県後月郡共和村大字下鳴千七百四拾八番地

医師 三島守一^①

一一〇 福井県より浮浪患者収容

（愛生園蔵「収容ニ関スル書類綴」昭和6年）

衛秘第五六号

昭和六年六月三日

福井県知事^印

長島愛生園長殿

癩患者収容方ノ件

自称本籍地 岐阜県稲葉郡[□]村[□][□]

戸主 M・D 弟

居所 福井県福井市[□][□] 木賃宿松平西次郎方

乞食（癩患者） M・K

明治二十九年四月二十日生

右者、客年十一月迄自宅ニ籠居シタルカ、戸主 M・D ハ無資産ニシテ且ツ家族多ク当底患者ヲ扶養スル資力ナキヲ以テ、本人ハ諸国ヲ流浪乞食ヲ為ス目的ニテ家出シ、本年三月下旬前記木賃宿ヲ居所ト定メ、日々乞食ヲ為シ居ルモノニシテ、本月二日本県衛生課ニ於テ検鏡ノ結果陽性ト決定シ、公衆衛生上遺憾ノ点不尠候条、至急収容ノ御詮議相成度、此段及照

会候也

追テ、御詮議ノ御回答ヲ得タルトキハ、福井駅ヨリ乗車出發致サセ度申添候

一一一 京阪神方面より収容

（「中国民報」昭和6年6月4日）

レプラ患者愛生園入り

岡山県邑久郡裳掛村沖、国立癩療養所長島愛生園のレプラ収容員は、東京全生病院からの移管患者八十名に全国各地からの申込者を合して百五十名であるが、第二期集[□]移送が三日早朝決行された

即ち今回は内務省が京阪神方面の風規^{〔紀〕}を害し、参拝並に遊覧客から非難されて居た高野山霊場地・吉野山等で物乞ふ患者を寄せ集め、三日午前四時二十八分省線瀬戸駅着下り車で、四十余名の重軽レプラ患者を強制的に収容したもので、駅着の患者は愛生園から差廻しの内務省レプラ運搬用自動車一台並にかねて用意のトラック二台に満載、午前六時過彼等が同病者の樂園たる永住の地へ無事到着した

一一二 福岡県より收容

(愛生園蔵「收容ニ関スル書類綴」昭和6年)

癩患者送致書

- 一、族籍・氏名・生年月日 福岡県平民 U・Y
- 一、本籍 福岡県田川郡□村大字□番地
- 一、住所 同上
- 一、発見地 大正五年六月一日 自宅ニ於テ
- 一、一時救護地 大正五年六月一日ヨリ今日迄肩書住所自宅
- 一、扶養義務者住所氏名 本人戸主ニシテ扶養義務者ナシ
- 一、扶養ヲ履行スルコト能ハザル事由
- 本人ハ無資産ニシテ扶養義務者ナキ為、田川郡□村長ニ於テ是迄一日拾五銭ヲ支給シ居リタルモ、永久支給スル事ハ村費ノ關係上不能トナリタルニ依ル
- 一、病歴 本人ハ大正五年六月ヨリ発病シ癩患者トナリ、大正六年七月十三日熊本県九州療養所ニ送致シタルモ、同年八月六日逃走帰宅シ、大正十五年九月十三日再度同所ニ送致セルモ、同年十二月五日逃走帰宅セルモノナルガ、近時病氣著シク悪化シ、而シテ本人ハ飲酒ヲ好ミ飲酒スレバ各所ヲ徘徊シ乱暴ヲ為スノ癖アリ、一般住民ハ頗ル迷惑ヲ感シ居ル状態ニシテ、病勢昂進シ居ルヲ以テ公衆衛生上且病

毒伝藩ノ^{〔播〕}予防上、救護收容ノ必要アルモノト認めラル

一、癩療養所ヘ向ケ出發セシ年月日

昭和六年六月二十三日午後二時二十分

一、予定 昭和六年六月二十三日及同四日

一、着衣 久留米緋

右及送致候也

昭和六年六月二十四日

福岡県後藤寺警察署長^{〔印〕}

岡山県国立豊原療養所長殿^{〔マモ〕}

.....

証明書

本籍地 福岡県田川郡□村□番地

戸主 U・Y 明治二十七年十月三十日生

右ノ者癩患者ニ有之候処、扶養義務者無之為メニ諸方徘徊シ、乞丐同様門口ニ佇ミ浪花節語リテ生計シ居リタルモノナルガ、近来ハ暴行癖出來セルタメ附近ノ者モ食料ヲ給与セズ自活ノ途ナシ、右証明候也

昭和六年六月二十三日

田川郡□村長A・K^{〔印〕}

一一三 宮城県より集団収容

(愛生園蔵「収容ニ関スル書類綴」昭和6年)

癩患者送致ノ件

癩患者 M・S 外十名

右別紙目録ノ通、人頭共送致候也

昭和六年七月十三日

宮城県印

長島愛生園御中

.....

命令書

宮城県刈田郡□村大字□□番地

M・S 明治三十七年七月十八日生

明治四十年法律第十一号第三条ニ依り、国立癩療養所長島愛

生園ニ入園ヲ命ス

昭和六年七月七日

宮城県知事 湯沢三千男印

.....

診断書

姓名 M・S 明治卅十七年七月十八日生

病名 癩病

摘要 頭髮疎、眉毛痕跡ヲ止ムルノミ、顔面殊ニ前頭部多数ノ小結節アリ、獅面ヲ呈シ、結節ニ相当シテ知覚ノ脱出アリ、

顔面一般ニ脂様光沢アリ、一見癩病ヲ思ハシムルモノアリ
右ノ通診断候也

昭和六年六月卅日

宮城県立□村診療院

医師 高山武士印

一一四 京都府にて収容予定者自殺

(愛生園蔵「収容ニ関スル書類綴」昭和6年)

昭和六年七月十日起案

園長〔自署〕 庶務課長印 事業係長印 主任印

京都府警察部長へ照会

案

第収八五号

園長

癩患者収容ニ関スル件

本件ニ関シ、六月二十九日付衛親第九八号ヲ以テ御照会相成居候処、本月十五日午前十時四十四分岡山駅着列車ニテ宮城県ヨリ患者送致ノコトニ決定候条、鉄道当局ト御打合ノ上、貴県ヨリノ患者モ同時ニ御送致相成度、此段申進候也

尚ホ、貴管下左記ノ者当園ニ入園希望ノ旨申出居候条、同時ニ御送致相煩度申添候

記

京都府船井郡□村字□ H・Z

.....

衛親第一一五号

昭和六年七月二十日

京都府印

国立癲療養所長島愛生園長殿

癲患者送致ニ関スル件

船井郡□村字□ H・Z

右者ニ対シ本月十日長庶第八五号ヲ以テ御通知ニ係ル標記ノ件ニ関シ、所轄警察署長ニ送致取計方通知セルニ、患者ハH・Zニ非ズシテ実弟H・Hニシテ、H・Zガ独断ニテ秘密裏ニ貴園ニ収容方申出タルモノニシテ、患者ハ貴園ヨリ突然収容ノ通知ニ驚キ入園ヲ嫌忌シ、本月十三日午後三時頃自宅裏山ニ於テ自殺セル旨、所轄警察署長ヨリ報告有之、依テ送致不能ニ相成候条、此段及回報候也

一一五 岡山市より浮浪患者収容

〔中国民報〕昭和6年8月12日

岡山市内のレプラ患者

岡山市古京町後楽園裏附近に、可成り病症の進んだレプラ患

者がをり、昨年大演習の頃にも問題になつたが、最近に到り見るに堪へないほど醜惡な姿態をそのまゝに後楽園附近を徘徊し、觀光客から苦情が出たり、通行人から屢々当局その他へ投書があるので捨て置けず、東署ではこの程右の患者を長島愛生園に入園させた、なほ右の外にも同様患者があるらしいので、徹底的調査を行つて発見次第癲療養所に収容する筈である

一一六 岡山県より入園願

〔愛生園蔵「患者収容関係書類編冊」昭和7年〕

謹啓 時下漸々秋立申候処、貴園益々御隆盛奉賀候、陳者兼ねて入園を希望し已に出発の予定に之有候、不治の病氣に呻吟中のN・K、今回貴所よりの御親書を戴き文面にて承り申候へば、人員増加の爲め入園不可能との趣き、本人は非常に落たん仕候次第、何分同人は不治の病氣に呻吟之独身にして近親者無之、病氣と失業のため其の日の生活すら困難にして見る目も浅ましき状態、入園不可能の手紙に接し申してより一曾落たんし、生活難の方は有ゆる救済方法にて救済の道を講ずるにしても病氣の方は如何共する術も之無、ひたすら貴所の入園に依りて精養したなればと、病中に呻吟しつゝも

それを一路の光明として楽しみ居候ひしも其甲斐なく、実に見る目も当てられぬみじめさに之有候、就而は已に人員超過にて入園方不可能に之有も、一人の生命を助る事に御考慮下されて入園を差許し被下度、折角人の世救済の本意から企て相成候事なれば、特別の御同情御あわれみを以て、人一人救ふたと御考へなつて是非共入園を御差許し下度、本村済世委員を代表して私が特に御依頼申上候、先は乱筆乍御依頼まで斯如に御座候

早々

□村済世委員

九月十八日

中川佐一郎

中島様

.....

前文御免下され度候、時分柄とは□ながら今だ残寒の候に御座候処、御貴園御一同様に御変りなく候へば大慶の至りに存じ候、次に私事昨年以来度々御無利申上、何とも申訳も御座居ません、何卒〱御許し下さいませ、又今度は御親切なる御通知下さまして殊に有難、乱筆を以御礼申上ます、次にお願致しますの古郷^{〔は欠〕}を出立致しますのに私の考へに夜分に立ちたいと思^{〔い欠〕}ますので、甚だ申兼ますけれ共、其御都合に宜敷御依頼申上候、何分共今後の処特に御願申上ます、末筆ながら御一

同様へ宜敷御伝へ下さいませ、先は御礼旁々御依頼申上ます

三月六日

N・K

御一同様へ

.....

昭和七年三月八日起案

昭和〳年〳月〳日施行

園長〔自署〕 庶務課長^① 主任^①

案

第一四三号

園長

真庭郡□村長宛

癩患者収容方ノ件

曩ニ癩患者N・K収容承認ノ旨通知致置候処、三月三日付庶乙第二六二号御回答及本人ヨリ通信ニ依レハ、本園ヨリ貴地迄収容ノ為出張スルモノ、如ク思考サレ居ル感有之候モ、本園ヨリハ収容ノ為出張致兼候条、貴方ニ於テ便宜ノ方法ニヨリ岡山迄御越相成候へハ、当園ヨリ自動車ヲ差シ廻シ収容可致候条、岡山市着ノ日時場所予メ御通知相煩度
追テ、本園ノ都合上本月十五日以後二御入園相成様御取計相成度申添候

.....

庶乙第二六二号

昭和七年三月十六日 真庭郡□□村長 S・Y印

長島愛生園長 光田健輔殿

癩患者収容方ノ件

本月八日付長庶収第一四三号御通知ニ対シ、本人ニ協調ノ結果収容方申出候ニ付、左記事項御了承ノ上可然御取計被下度、此段御依頼旁申進候也

記

一、到着ノ日時 本月十八日午前八時

二、到着ノ場所 邑久郡本庄村字本庄木村菊蔵方 以上

〔朱書〕
「予定通収容ス」

一一七 明石楽生病院より収容

〔愛生園蔵「相談所重要書」昭和7年〕

昭和七年十一月二十二日起案 第一七〇号

昭和七年十一月二十八日施行

園長印 庶務課長印 主任印

案

癩予防協会理事長宛

園長

愛生相談所患者収容ノ件

左記自費癩患者兵庫県より送致候ニ付、収容候条、此段及報告候也

記

東京市□□区□□町□□番地

野田勝太郎 当三十二才

現在収容人員 男一〇・女一一 計二十一名

.....

昭和七年十二月六日起案 第一七九号

昭和七年十二月十三日施行

園長印 庶務課長印 主任印

案

内務大臣宛

〔朱書〕
「癩予防課長宛親展トスル事」

園長

癩患者収容ト私立癩病院ノ解消ニ関スル件

兵庫県明石郡玉津村所在楽生病院ハ、十年間ニ亘リ従来癩患者二十数名ヲ収容致来候処、其ノ設備不完全ニシテ従テ患者ニ対スル待遇ノ如キモ不十分タルヲ免レズ、斯種施設ヲ存続セシムルハ癩予防上ノ国策ニ背馳スルモノト認メ、過般来兵庫県当局ト協議ノ結果、前後四回ニ亘リ同院入院中ノ患者二

十六名ヲ本園及本園内愛生相談所ニ收容シ、其ノ結果同院ハ私立癲病院トシテ事実上ノ廃滅ヲ告グルニ立到候条、右及報告候也

古溝書記

五月十三日	四人	六月三十日	三人
十一月二十四日	十二人	十一月十六日	七人
合計	二十六人		

一一八 入退園状況につき調査統計

(愛生園蔵「患者記録関係」昭和7年)

患者ノ状態

昭和七年

(秘)

長島愛生園

(一) 入園

開園以来総入園数ハ六二三人ニシテ、其間ニ於ケル死亡者ハ五〇人、退園者ハ七三人ニシテ、昭和七年十二月三十一日ニ於ケル現在入園者数ハ五〇〇人ナリ、コノ現在ニツイテ調査シタル処左ノ如シ

(二) 浮浪者 一二三人

各地浮浪徘徊中ヲ收容サレタルモノニシテ、新潟・富山ノ強制收容ヲ除ク外ハ、概ネ希望入園シタルモノナリ、内訳左ノ

如シ

1、四国	四二人	2、神戸	兎谷 一四人
3、静岡	阿部川・沼津 一三人	4、大阪	一三人
5、京都	六人	6、岐阜	五人
7、新潟	万代橋 四人	8、富山	八人
9、和歌山	湯峯 二人	10、備中高松	稻荷山 四人
11、其他	七人		

右ノ内四国ヨリ来リタルモノ最モ多ク、概ネ真言宗徒ニシテ、大島療養所ノ逃走者極メテ多ク、コノ集団ハ比較的裕福ナルヲ以テ特徴トス、静岡阿倍川ヨリ来リタルモノハ、東京全生病院又ハ慰廢園ノ逃走者ニシテ、凡テ基督教ニ帰依ス、極メテ貧困、殆ンド救済ヲ受クルノ状態ナリ、其性質ハ陰險ニシテ不平分子ナリ、沼津ヨリ来リタルモノハ、身延深敬病院ノ処遇ニ満足セズシテ出デシモノ、性質極メテ執拗ナルモノナリ、京阪神及新潟・富山ヨリ来レルモノハ、概ネ外島保養院ノ逃走者ニシテ、之等ハ無宗教ナルヲ以テ特徴トス

(二) 自宅患者 二〇五人

自宅患者ノ分布ハ殆ンド全国的ニシテ、性質穩健ヨク園ノ所遇ニ満足シ感謝セリ

(三) 療養所患者 一八五人

既設療養所ニ入所加療中ナリシモノ、又ハソノ経験ヲ有スルモノニシテ、其ノ内訳左ノ如シ

1、全生病院	七五人	2、北部保養院	二人
3、外島保養院	三八人	4、大島療養所	一五人
5、九洲療養所 ^{〔州〕}	六人	6、慰廢園	六人
7、神山復生病院	五人	8、身延深敬病院	六人
9、明石樂生病院	二八人	10、回春病院	六人
11、待労院	一人	12、其他	三人

右ノ内、東京全生病院ヨリ来リシ七五名及明石樂生病院ヨリ来リシ二八名ヲ除ク外ハ、概シテ其療養所ノ所遇ニ満足セズシテ逃走シ又ハ出所シタルモノ、若クハ所規ニ反シテ退所セシメラレタルモノ、蓋シ各療養所ニ於ケル不良患者ト云フヲ得ベシ、右ノ内外島保養院ノ三十八名ハ凡テ逃走者ニシテ最も悪シク、北部保養院・九洲療養所・慰廢園・身延深敬病院等ニアリシモノモ、亦其ノ不良ノ程度ニ於テ前者ト其ノ輕重ヲ容易ニ論ジ得ザルナリ、唯大島療養所ニアリシモノ、比較的温順ナルハ特筆ニ価スベキコトナリ

(四) 草津患者 三七名

草津ハ、癩ノ歴史ニアリテハ特殊ナル地位ヲ有スルモノニシテ、從ツテ患者モ特殊ナル状態ニ置カレタルモノナリ、之等

三十七名ノ患者ハ大半ハ熱信ナル基督教信仰ヲ有シ、怠惰ナルモノ比較的稀ナリ

(五) 朝鮮人患者 一六名

鮮人ノ差別感ニ対スル意識ハ極メテ鋭敏ナル言ヲ俟タズ、動モスレバ團結シテ事ヲ決セントスルノ風アリ、本園ニ於テモ将来多数ノ鮮人ヲ收容スルハ考慮スベキ事ナリ

(二) 退園

開園以來退園シタルモノ、総數ハ七十三名ニシテ、其ノ内訳左ノ如シ

- 一、非癩 一六人 内十名ハ未感染兒童ナリ
- 二、病毒伝播虞レナキモノ 五三人
- 三、逃走 四人

右ノ内「病毒伝播ノ虞レナキモノ」トシテ退園セルモノ、内容ヲ検討センカ

- 一、病毒伝播ノ虞レナキモノ 一六人(内再收容三人)
- 二、懲戒ノ意味ヲ以テ退園セシメタルモノ 四人(内再收容二人)

- 三、一時帰省シテ帰園セザルモノ 一五人(内再收容一人)
- 四、他ノ療養所ニ転ジタルモノ 四人
- 五、入園加療ニ甘ンゼズシテ退園ヲ迫リタルモノ 一三人

ニシテ、右ノ内第二項以下ハ必ズシモ検鏡ノ結果、然リト断定シ得ルモノニ非ズ、即チ右五十三名ノ内再収容六人ヲ控除シタル四十七名ノ内^{〔ママ〕}名ハ病毒ノ伝播ノ虞レアルモ、他ノ理由ニヨリ退園セシメタルモノナリ、即チソノ抱懷セル思想極メテ過激ニシテ、本園ノ家族主義ト相容レズ、園ノ秩序ヲ紊ス如キ言行アリタルモノ、或ハ多年ノ浮浪癖ニ因リ、又ハ入園者相互間ノ交際上ノ不和等ヨリシテ、園内ノ療養生活ニ安ンゼズ、斯ノ如キハ本人ノ幸福ヲ阻止スルノミナラズ、更ニ入園者全般ニ対シ、甚敷ク悪影響ヲ及スモノト認メ、已ムヲ得ズ退園セシメタルモノナリ、勿論ナスベキヲナシ尽スベキヲ尽シタル後ニ於テナリ

患者ノ療養所間ニ於ケル移動ハ意味ナキ事ナリ、サレドモ特ニ其必要ヲ認メタル四件ニ限り之ヲ許シタリ

而シテ之等退園者ノ在園時ノ性行ヲ調査スルニ、左記記載ノモノハ、本人ガ真ニ前非ヲ悔ヒタル証跡アルニ非ザレバ、蓋シ再収容ヲナサルヲ可トスルモノナランカ

H・T Y・S A・I N・H K・S
A・M A・S H・N M・T
逃走者ハ左記ノ通ニシテ、之等前項同様ノ取扱ヲナスヲ至当ト認メラル

M・G K・Z H・M Y・S

(三) 一時帰省

開園以来一時帰省ヲ願ヒ出タルモノ一一四人ニシテ

内不許可トナリタルモノ 四七人

許可帰省シタルモノ 六四人

未決定ノモノ 三人

ナリ、之ニ依ツテ見レバ一ヶ月平均三人ノ帰省ヲ許可シタル訳ニシテ、帰省者中遂ニ帰園セズ、退園処分ヲ受タルモノ一五人ナリ

(四) 懲戒検束

開園以来、懲戒処分ニ附セラレタルモノハ

監禁処分 一六人 平均在監数 一〇日

謹慎処分 二人 同 三日

合計 一八人

ニシテ、其原因ヲ調査スルニ左ノ如シ

逃走未遂 一〇人 監禁

飲酒 三人 同

職員ニ対スル暴行 二人 同

殺人未遂 一人 同 (女)

喧嘩 二人 謹慎

由來本園ニ於テハ、入園者ノ取締主義ヲ捨テ開發主義ヲ採リタル為、本懲戒檢束規定ノ如キハ努メテ之レガ適用ヲ避ケ、専ラ入園者ノ自發的改悛ニ倭ツノ方法ヲ採用シタレバ、偶右規定ヲ採用シタル時、往々ニシテ入園者間ニ異論ヲ唱フルモノ出デ、之レガ処置ニツイテ極メテ面白カラザル事態ヲ生ゼシ事アリ、将来拘禁処分ヲナスニ当リテハ、極メテ慎重ナル調査ト考慮トヲ煩シ、職員間ニ於テモ亦一致セル意見ヲ以テ之レヲスベキ事ノ緊要ナルヲ痛感スルモノナリ

一一九 和歌山県にて無理心中

(愛生園蔵「收容承認書」昭和8年)

衛第一〇七三七号

昭和七年十一月十九日

和歌山県警察部長印

国立愛生園長殿

癩患者收容方ノ件

和歌山県那賀郡□村大字□□

日稼業戸主 結節癩 M・Y 当三十九年

戸主M・Y二男 結節癩 同 M 当十三年

右兩名收容方ニ関シ、本年十月十二日附衛第九七六〇号ヲ以テ照会致シ候処、満員ノ旨回答ニ接シ候ニ付、止ムヲ得ス自

宅療養セシメツ、アリシガ、照会ノ当時同人家計ノ状況記述セシ通り貧困者ニシテ其日ノ口糊ニ窮シ、加フルニ妻ハ最近眼病ニ罹リ日稼モ自由ナラザルノミナラス、患者ノ看護モ弁スル能ハサル悲惨ヲ極ムル状態トナリ、茲ニ於テ前記M・Yハ一家鑿殺ヲ決シ、十一月九日出刃庖丁ヲ以テ前記M・Mニ対シ胸部ヲ肺部ニ達スル突創ヲ負ハシ、又三女M・Aニ対シ左上腹部ヨリ腹腔ニ達スル重傷ヲ負ハセ、自己ハ自殺セントシタルヲ妻ニ発見セラレ取止メラレタルガ、三女M・Aハ翌日死亡セリ、加害者M・Yハ身体自由ヲ欠キ居ル為メ自宅ニ於テ監視付取調ヲ受ケツ、アリ、被害者M・Mハ目下医療中ナルガ、余病発生セサル限り生命ニ別条ナキ状況ニアリ以上ノ状況ニシテ同家ハ赤貧洗フガ如キ状態ニテ、公費ノ救助毎月六円ヲ得テ生計ヲ営ミツ、アリ、此ノ儘放任スルニ於テハ如何ナル惨状ヲ勃発スルヤモ難計候ヘバ、此ノ際何分ノ收容方取計相煩度、重ネテ及照会候也

.....

衛第一九〇号

昭和八年一月十二日

和歌山県警察部長印

長島愛生園長殿

癩患者收容方ノ件

和歌山県那賀郡□村大字□□

結節癩

M・Y 当三十九年

同 次男 同 M 当十三年

右兩名収容方ニ関シ、本年十一月十九日衛第一〇七三七号ヲ以テ再照会致候処、全年十一月二十九日附長庶収第二四九号ヲ以テ、M・Yニ係ル司法事件ノ進行状況承知致度旨照会有之、調査スルニ客年十一月九日事件勃発以来自宅ニ於テ監視付取調中ノ処、同年十一月二十二日午後五時住所地ニ於テ死亡セシヲ以テ刑事訴追消滅セリ

右M・Mハ瀕死ノ重傷ヲ受ケタルモ、其後手当ノ結果現今殆ンド全癒状態トナリタルヲ以テ、第二区府県立外島保養院ヘ収容方照会スルモ、同院ハ定員超過スルコト四十五名ニシテ現在一名ノ収容力ナキ状況ニ在リ、然レドモ患家ハ極貧ナルニ母M・T（三十一年）長男M・H（十五年）三男M・K（十年）長女M・M（九年）二女M・T（八年）四男M・S（五年）四女M・K（二年）及患者M・Mノ八名家族ナルニ、母ノ日稼ニ依ル僅カノ労銀ニテ口糊ヲ凌ギツ、アリ、且ツ同家ハ狭小ナル家屋ニテ患者ト雜居スルノ止ムナキ状態ナレバ、病毒ノ伝播等ニハ寒心ニ堪ヘス

右ノ事情及事件勃発等ヲ了察セラレ、至急収容御取計相煩度、

此段回答ヲ兼ネ重ネテ照会候也

一二〇 山口県にて列車中より収容

（愛生園蔵「収容承認書」昭和8年）

衛第一〇七号

〔朱書〕
「昭和八年一月八日収容」

昭和八年一月七日

山口県印

国立癩療養所御中

癩患者送致ノ件

自称 群馬県吾妻郡草津町

元炭鉱火夫 A・K 当廿四年

右者、博多駅ヨリ乗車輕井沢ニ向フ途中、本月四日午前八時乗務員ヨリ癩患者トシテ小郡駅ニ下車ヲ命シ、小郡警察署ニ引渡シタルヲ以テ、一時救護ヲ加ヘ取調フルニ、本人ハ佐賀県東松浦郡岩木村ニ於テ炭鉱稼中癩ニ罹リ、帰郷途中下車ヲ命セラレタルモノナルモ、本籍地ニ於テハ引取モノナキ趣ニ付送致候条、御了知相煩度、此段及通知候也

一二一 鳥取県へ澄宮行啓につき収容

（愛生園蔵「収容承認書」昭和8年）

発衛第三八三号

昭和八年五月二十九日

鳥取県警察部長 印

長島愛生園長殿

癩患者収容方ニ関スル件照会

〔三笠宮〕

澄宮殿下ニハ八月中旬山陰道へ行啓遊ハサル、御予定ノ趣ニ付テハ、県下行啓地方ニ在住セル左記ノ者ハ、予テ救護ヲ要スル癩患者ニ有之候条、右行啓ニ先チ至急貴園ニ収容方御配慮相煩度、此段依命及照会候也

記

本籍 岡山県真庭郡 村大字 〇〇

住所 西伯郡 〇〇村大字 〇〇 番屋敷

僧侶内縁ノ妻 K・M 明治十六年九月二十六日生

本籍 東伯郡 〇〇村大字 〇〇 番地

住所 東伯郡 〇〇町大字 〇〇 番地

日雇稼 N・T 大正六年一月一日生

本籍・住所 右同上

無職 N・Y 大正四年三月二十五日生

本籍・住所 右同上

小学生 N・H 大正十一年六月十四日生

本籍 気高郡 〇〇村大字 〇〇 番地

住所 八頭郡 〇〇村大字 〇〇 番屋敷

無職 I・K 明治三十五年一月九日生

一 二 三 四 国遍路患者監視報告

（愛生園蔵「相談所重要書」昭和8年）

昭和八年七月二十五日起案

昭和八年九月一日施行

所長〔自署〕 主事 印 医員 印 書記 印

案

愛生相談所長

香川県仲多度郡 〇〇村大字 〇〇 番地

I・K宛

相談所事務委嘱ノ件

今般貴下ニ対シ愛生相談所事務ノ一部ヲ委嘱候ニ就テハ、左

記ニ準ジ御処理相成度

追而、爾今手当トシテ月額拾円宛支給可致申添候

記

一、常ニ四国遍路ノ患者ノ動静ニ留意シ、自ラ見分シ又ハ他

人ヨリ知り得タル事項ハ其都度之ヲ当方ニ報告スルコト

二、患者立寄りタル時ハ、別ニ送附セル印刷物ヲ与へ、懇切

ニ療養所ノ所在状況其ノ他ヲ説明シ、入所ヲ勧誘スルコト

- 三、前号ノ場合ニ於テハ別紙相談票二通ニ該当事項記入ノ上、
一通ハ其ノ方ニ保管シ、一通ハ之ヲ当方ニ送附スルコト
- 四、前各号ノ外、特ニ参考トナルベキ事項ハ漏レナク当方ニ
報告スルコト
- 五、毎日日誌ヲ記スコト
-

〔封筒表〕

岡山県邑久郡虫明局愛生園

事務 宮川様

〔封筒裏〕

香川県仲多度郡□村大字□

I・K出

小生事、此之度目病次第ニ悪方に趣き□々是有東本西走致度
事成共、右出来兼、此之向キニテハ如□御厄介ニ成ラネバ成
ラヌカト一人心配致シテ居リマス故、万一御当院入ノ際ハ何
卒宜敷御願ヒ申上マス、御世話ガ十分出来兼マス故、本月分

手当金送金ノ儀御見合シ下サイ、慰案会^{〔安〕}ノ方へ差上テ下サイ

報告事項

琴平宮一里東方 ハライ川橋詰 病者拾数名

多度津半里東方 中津 〳〳三名

高松半里西方 後東川^{〔香〕} 〳〳四名

高松二里半東方 八栗 〳〳六、七名

多度津四里西方 観音寺 〳〳四、五名

今時琴平宮参拝路 七、八名

右次第ニ候モ、右名四国順拜ニ非ズ、今日西今日ハ東ト人出
ヲオワイテキル者ノミ、地図相談票後日送ル、クワシイ御話
ハ御対面ノ上申上スル

〔朱書〕

「患者ノ入園及相談支所ノ閉所方ニ関シ、本件宮川書記宛ニ
申越候処、報告ニ係ル患者ハ来園次第収容致度、尚相談所支
所ニ付テハ、来月上旬家屋所有者タル患者S・M家事整理ノ
為一時帰省可致ニ付、其ノ結果ニ依リ如何様ニモ決定致度、
併テ相伺上候」

一二三 岐阜県にて結髪営業停止

(愛生園蔵「収容承認書」昭和8年)

衛親第一二一号

昭和八年八月十七日

岐阜県警察部長印

長島愛生園長殿

癩患者収容ニ関スル件照会

本籍 岐阜県加茂郡□村字□□番地

住所 加茂郡□村□□番地

S・H 明治卅三年九月廿六日生

右者、昭和八年六月癩患者ト診定、貴所ニ入所療養セシメ度候条、左記御了知ノ上収容方御取計相成度、此段及照会候也

一、病状 顔面胸部四肢ニ一錢銅貨大ノ円形、或ハ不正形ノ紅斑散在性ニアリ、患部ハ何等疼痛ヲ感セサルノ状況ニシテ、顔面ハ稍浮腫状ニ肥厚シ銅褐色ヲ呈シ、拇指及無名指ハ稍曲シ伸展充分ナラス、四肢ハ時々神経痛様疼痛ヲ覺ユト言フ、右肘関節ヨリ末梢部ハ「シビレ」居ルノ状況ナリ

一、環境 本名ハ従来結髪業ヲ営ミ居リタルモ、病毒伝播ノ虞アル為禁止シ、S・H(大正十四年四月生)ノ二人暮ニシテ、長男S・S当廿二年ハ他ニ出稼中ナルモ痴鈍ニシテ扶養ノ資力ナク、又実兄Hハ目下外島保養院ニ収容中ナル

モノナリ

一二四 入所者に対する絶縁状

(愛生園蔵「患者機密書類」昭和8年)

昭和8年9月18日

事務分館 井上 謙

四谷事務官殿

T・Tの書信ニ対スル返事ノ一です

.....

拝啓 御書面拝見仕り候、一昨日から妹S・Tが病氣のため家内中取込み、御返報を遅らして済みません、此之頃母は下宿業を本年四月三月からやめて、小生^(マユ)の細うで一本で親妹四人暮して、現代の薄給では生活にも追はれて、貴君に存分の御小使をお送り兼ね、本日金壱円五拾銭為替でお送りしましたからお受取下さいませ、その筋の病は貴君も御存じのとほり我等の家の血統すなはち小生等の縁組に大に関係し、万一理想の嫁を貰つたり嫁にやつたり致しましても、遂に知れて夫婦別の家庭悲劇が世間でよく聞く事です、それで貴君と以後の交際は勿論、書面の交換をやめて下さいませんか、小生もこんな事をお依頼すると胸がはりさくばかり辛いのですが、貴君の小供^(子)自分^(時)の愛のこもつた交際から今迄交際を続け、

以後は前と変わらず交際を続けたいのですが、小生妹の一生に影響します、病が破滅の原因で、にくむべきは病でありませんか？貴君に直接お腹の立つ様な事を申して相済みませんが、右に述べました如く近年直接縁組に関係しますので、S家可愛がつて下さるならば、一家の幸福のため貴君の御賢明なる御思慮で風非共右の事を御実行して下され度、伏してお願します、彼地に御貴家御一同様三人様居住して居られる事は、小生一生通じてわすれは致しません、そして貴君の病の全快を蔭乍らお祈り申します、おねえ様や小供様へも良ろ敷

草々

九月八日

S・Mより

T・T様

〔朱書〕

〔大阪府中河内郡〇町〇〇〕 S・M

一二五 熊本回春病院より転院願

(愛生園蔵「収容承認書」昭和8年)

光田先生みまへに

小さき愛子拝

今朝ノ熊本ハ雷鳴や微震ニ時ナラヌ不穩ノ天候ニ、只今雨がやみカケテ参リマシタ〔中略〕聖歌合唱隊ヲ組織シテ静寂ナ院内ニ「夜ハミ栄ヘヲウタワシメタマヘ」トノ歌ノ如ク、寒

イ夜モ玄関ノ門灯ニ聖歌ヲ辿リツ、一時間ほどづ、練習ヲツヅケマスタメ、小唄ノ流行激シキ当今ニモ、ツイソレヲモノガ恥シクテ歌ヘヌマデニ怠ラズ練習シテ参リマシタ、ソシテ追悼会或ハ感謝会クリスマスト、ソノタビ婦人合唱隊トシテ会ノ一部ヲサセテ頂キマシタ、昼ハ三、四人ノ盲目ノ姉妹ノ代筆ヲサセテ頂イテオリマスガ、私ハモット大勢ノ方ノ代筆ヲサセテイタゞキタノデゴザイマス、塩沼先生ガ御送り下サイマシタ小説「東雲ノ瞬ク」ノ四百五十八頁ノ、鳩ノ寮ニイル十六才ノ娘云々ニヨリテ一層刺戟ヲ受ケ、私ノ生クベキ道ニ尚力強サヲ覚ヘマシタ、コチラデハ人数ガ少ナイタメ使ツテ下サルテガ僅カデゴザイマスノデ、切ニ行キタイト思ノデゴザイマス、手紙ノ代筆位ナラ騒々シイトコロデモ出来ルト信ジテ居リマス、ソシテ多クノ人ニ接シテ人生ノ極致ヲ学ビ、一層神ノ愛ヲ知ルヨスガト致シタイノデゴザイマス、ライト先生モ此処ハ監獄デナイカラ、期限デアレバ自由ニ出ル事ヲ許シマスト申サレテオリマス、光田先生今一度御多忙中恐れ入リマスガ可否ノ御返事頂キタウゴザイマス〔中略〕デハ先生御返事ヲ首ヲ長クシテ御待チ申上マス、許サルレバ第一ニ眼ヲ診テ頂ク事ト楽ニオ風呂ヘ入レテ頂クノガ嬉シクく一番ノ楽シミシテオリマス、右は御願ヒマデ、光田先生

ノ御健康ヲ祈リツ、

.....

昭和八年十一月二十七日

熊本回春病院長 エ、エチ、ライト

A. H. Wright

国立癲療養所長島愛生園長 光田健輔殿

昭和八年十一月二十五日附長収第四四九号ヲ以テ御照会相成候、当院入院患者玉置愛子貴園へ入園希望ノ件ニ就テハ、当院ニ於テ何等差支無之候、此段及回答候也

一二六 岐阜県にて借家立退

(愛生園蔵「収容承認書」昭和9年)

衛親第一一七号

昭和九年五月九日

岐阜県警察部長印

愛生園長殿

患者収容方ノ件照会

本籍 岐阜県揖斐郡□□村□□番戸

住所 岐阜県揖斐郡□□町大字□□□□番地

患者 表具師 H・K 明治卅三年六月十日生

右、昭和六年四月十八日癲患者ト診定セラレ、二児アリ長男

H・M当八年・次男H・H当五年ノ三人暮ニテ、貧困ノ為療養及扶養困難ナルニ依リ、本名ハ貴園ニ入園シ、二児ハ保育所ニ収容方御配慮相成度、左記御了知ノ上右様御取計相成度、此段及照会候也

一、環境 昭和九年四月妻ハ本名ノ病ヲ嫌悪シ離婚シタルニ依リ、本名ハ現在二児ヲ抱ヘ資産更ニ無ク、従来ハラザオ器具販売並ニ表具師ヲ営ミ居リシガ、病氣昂進シタルニ依リ自發的廢業ノ已ムナキニ至リ、隣人ハ極度ニ本名等ヲ嫌悪シ、家主モ立退訴訟ヲ提起シ、本年四月二十七日立退判決ヲ受ケ其ノ身ノ置キ所ニ困惑シ居ルモ、扶養義務者兄Sハ本籍地ニ在住シ居ルモ、同病ヲ煩ヒ生計困難ニシテ其ノ扶養能力ナク、療養所ニ入所スルノ外全ク生活ノ途ナク、本名ハ入所ヲ、二児ハ保育所ニ収容方願ヒ居レリ

二、病状 顔面前額部手足其ノ他身体各所ニ赤褐色ノ腫物ヲ生ジ、時折膿汁ヲ含ミ、病勢中症ト認メラル

以上ノ通ニシテ、予防上特ニ入所ノ要有之ト思料候条、至急御配慮相成度候

一二七 福岡県より入園願

(愛生園蔵「収容承認書」昭和9年)

一筆申上ます、まことにぶしつけな御願ひで申上かねますなれど、私も二、三年前より色々といぶかしき事のみつゞき、二、三人のおいしや様にもみてもらい、くすりもあれこれとのでみましたなれど、すこしのきゝめもなくとりつくあてもなく、其日くらしの上、子は四人有ります、先生様なんとかよい方々はない物で御ざいませうや、今では左の手足がしびれて感^{〔不〕}ます、かほにもあかいはんてんが出ました、まだ主人にもうちあけず一人り心をいためています、四十日前に女子を出産し後は一そう進みが早いように思ひます、おやもなく外にそうだんする人もなく、一日く心せくばかりでなくにもなけぬ有り様です、作年^{〔昨〕}十二月主婦之友で御所を知り、出来る事なればぜひ行かせていたゞきたいと思ひます、園のおきそくや先生のおさしづを何にとぞいただかして下さい、先日(もちました)子供やお金の方はどう致しませうや、お道^{〔導〕}びき下さい、子供もかはいそうですなれど長びけば世の中の人々に顔むけもありません故、一日も早くよき方々をおほしへ下さいませ、入園をさせていただけますなれば道じゆんをくはしくおしへ下さいませ、御返事を心からまち申し

ております故、御事大^{〔多〕}い中を申かねますが一日も早くお知らせ下さいませ、私年は三十三さいになります、先生様私しは神にいのつて入園のできますやうおたのみ申上ます、まづは取りあへずお願ひまで

かしこ

園長様

所は、若松市□町□□O・Y方日にておしらせ下さいませ、人様にもたのめぬ手紙故、つたないもじでおゆるし下さい

.....

御返事下されまして有りがたく拝見致しました、御しんせつな御おしへ下され有りがたく御礼申上ます、家の出きるまでまたせていたゞきたいと思ひます、其時は何とぞ早くお知らせ下さいませ、私も主人も岡山の吉備郡生れで有ります、でも今はしんせきもなくなつて居ます、行かせていたゞければ又色々とういも有ります故、どんな方々^{〔法〕}にしたくしたなればよいので有りませう、御手かずながらお知らせ下さい、おせわになる上は一日でも早くして、あまりわるくならぬ先一日でもなになりとお手つだいをさせていたゞきたいと思つて居ます、小さい子供らにもおくれ、ばなを別れもつらく思はれてなくにもなけません、家の起き上りおよそいつごろに

なりませうや、おほしへ下さいませ、何んかいもお手かづかけ申しておそれ入りますが、も一どお返事下さいませ、あめつゆさへしのげればどんな所でも一日も早く行かせて居たゞきたいと思ひます、まづは取りあへず右之事御願ひまで

かしこ

〔朱書〕
「若松市□□町□□O・Y方」

八月二十四日

O・H

愛生園御中

一二八 大阪府より入園願

（愛生園蔵「収容承認証」昭和10年）

拝啓 追々寒さ厳しく成つて参りましたが、園長様始め諸先生様方其の後何の御障りもなく御暮しの御事と存じます、お正月も近づいて来まして御忙しい事で御座るませう、多勢の患者様方も一日一日を楽しく御過の御事と存じ御□□び申し上げます、私儀、先日十月三日附の御書面にて御返事戴きましたT・Y（年十七才）で御座居ますが、御書面に目下健造中の十坪住宅出来上り次第と御座りましたが、何時頃出来上るのでせう、まだ長い事かゝるのでせうか、どうぞ一日も早く入園御許し下さいます様、伏して御願ひ致します、非常に乱

筆で御座居ますが手が悪いので旨く書けません、よろしく御推察下さいませ、一日長く居れば一日悲しみがふえて行きます、私などはもう大分重い方で御座るませう、世間からも捨てられてしまひました、やがて親兄弟も世間の手前私を捨てなければならぬでせう、それ迄どうしても私が待つてゐられませんので、何卒入れます様幾重にも御願ひ致します、厳寒も間近になりましたので皆様方の御自愛を御祈り致します、さようなら

〔朱書〕
「大阪市□□区□□町□□」

十二月四日

T・Y

一二九 愛知県より入園願

（愛生園蔵「収容承認書」昭和10年）

拝啓 晴空は高らかに其のあたりすゞしきと思ふ間に何日か秋もすぎ冬と相成りました、夕風にかれた木ノ葉がさら／＼と音立て、ちりとふものさびしく千草は黄色となりかれて行くも気の毒に見えしも、今は？ 又来る春さえ持ばあらゆる草木は青々と茂り、皆は思ひ／＼の花を咲きはこり美しき実をも結であらうが？…若き青年ではありなから悲しき事には何日になつても春来ぬは良けれども、人間と生れながら人

間と交りの出来ぬ其の身ある、なんと云ふ悲しい不幸な生れであらう、今は其の世ノ仲^{〔中〕}をあきらめて、たゞ死の道を其ノ日其の夜に苦しいく思いたどつて居りますが、どうしても死ぬ事の出来ないよわき私の心であります、つい先日主婦ノ友昭和八年十二月号に不幸な樂園と言ふページを読みましたので、私も不幸に生て居られます人々と一所に生て行きたいと思ひまして、不幸な小生を愛生園に入園をのぞみまして、はなはだごめいはくではあります但其の文を上げましたのであります、私を入園させては下さいませんか、又入園させる事が出来ないか、至急知らせて下さい、又入園をさせまするならば道すじをくはしく知らせて下さい、私は病気が三期迄は行かぬと見えて、素人が見ては知りませんでありますから、愛生園に来る迄の事はお願いですからして悲^{〔必〕}ずひみつにして下さい、次に私は今名古屋に居りますからして、名古屋駅を発車しますと何んと言駅で下車して何所行の車に乗つて来ると言事を、めんどろではありますがお情に一つ知^{〔知〕}して下さい、私は旅をした事のない者でありますから、すみませんけれど一どくお願いを致します、私は一日も早く入園したいものでありますから、一日も早く御返事をお願い致します、いろくわがま、にさべつてすみません、又かならずひみつ

にして下さい、小生の一生の願であります、ではいろくお願い致します
草々 失敬

名古屋市外□村字□西へ三丁Y工場内

〔朱書〕
「十二月九日」

O・S

愛生園御中

.....

拝啓 明けましてお目出度御座います、扱て私は今居る其の社会がいやでくたまりません、何日此の不幸な苦しき社会を出で、あの樂のしき愛生園に行く事が出来ませうかと日毎く樂しく待ちわびて居りし、御返事も今朝有難く受取まして拝見致しました、今は空室がなく建築中で有りますとの事でありま^{〔す〕}れば、私は一日も早く愛生園の人と成りたい故、何月の何日迄に建築が出来上がりますかを、はなはだ御メンドウでは御座いますが一日も早く御知せをお願い致します、御思^{〔恩〕}は一生死でもわすれませんが、又名古屋より愛生園迄の道々をくはしく知^{〔知〕}して下さい、必ずお願いを致します、次に小生が愛生園に到着する迄は必ずヒミツになさつて下さ^{〔る〕}事を、節^{〔切〕}にくく願する志第で有ります、何故世ノ中は其んなに迄で苦し、又情けない物であらうと自分でカイケツする事も出来ず、たゞ悲しい浮世とばかり思ひまして日夜泣きくれ

るばかりであります、私にわ何よりもあの健康な人がうらやましくてくたまりません、何故世ノ中はそのな□ふこへい〔不公平〕でありませうね、悲しき小生はたゞ御返事を待ちながら筆を□めます

草々

一月九日

O・Sより

愛生園御中

.....

昭和拾年壹月拾四日起案 収第一〇号

昭和拾年壹月拾四日施行

園長〔印〕 庶務課長〔印〕 主任〔印〕

案

私書号

O・S様

拝復 御手紙拝見致しました、工事は進捗中ですが先便を以て御通報の通り、超満員の現状の上入園希望者多数有之、今直に御希望に応じ兼ねますが、三月末頃に今一度御照会下さい、右御返事迄

草々

〔朱書〕
「備考 昭和十年二月十六日、本人単身来園収容」

一三〇 兵庫県より入園願

（愛生園蔵「収容承認書」昭和10年）

拝啓 充分寒さも厳しう御座いますが益々御壮健でゐらしやいます事と、又困難なる事業も所長様の御熱心により、幾多の人々が今日再生の思ひをしてゐられる事と深く感謝いたします、私も不幸なる人生に嘆いてゐます一人です、原籍は兵庫県です、呪はしきこの病氣に掛り若干の貯金も田地も皆薬代と化してしまひましたが、到底全快の見込もありません、世間を憚るこの病氣は到底家業にも落付いて従事する事は出来ません、のみならず親類や兄弟が非常に悲しみます、もう私も社会に出る事も断念いたしました、兵庫県ノ管轄地たるこの病氣収容所にまゐりました所、御承知の通りの昨年の大暴風にて全部破損して収容して戴く事不能、今日に及びました、もうどうする事も出来ません、収容して戴くより外に途はないのです、妻は発病と同時に離縁し子供も共に親元の里に帰して唯一人親と生活してゐます、もう何回となく自殺を決心いたしました、七十才に余る親父があることとて死を決行せず、残念ですがどうすることも出来ません、最近又癩菌の為か左眼を失ひました、唯もう右眼のみです、嘆いても泣いても泣ききれません、お地も嘸かしこの病者の為に御多

忙にて満員の事とお察いたしますが、特別の御同情を以て何卒この憐なものを收容して下さいませ、何卒〱御願ひ申上ます、詳しい事情も書きたいのですが失礼いたします、御同情に甘えて何分の御返事給れは幸甚の至りです、重ねて收容して戴きたき事切に〱お願いいたします

大阪市〱区〱町〱（〱屋養魚場隣）

一月十八日

T・S

所長様

.....

拝啓 益々御盛栄ノ段何よりの事と存じます、折柄益々御多忙中とお察申してゐます、この前は甚だ勝手な御願ひいたしまして誠に恐縮してゐます、園長様の〱〱筆を給り度、今か〱と毎日〱談して待つてゐました処、何のお便もなき事として失望してゐます、もう死を選ふより外に道もなき事です、せめてもう一度生きる道に満足して死にたいと存じます、生きる為に來たこの世ですから一日も生きたいのがこれ人間です、甚だ僭越の申出ですが何卒特別のお同情を以てお收容下されませ、親も兄弟も非常に嘆き悲しんで苦にしてゐます、私さゝ見なければ又兄弟にも姉にも笑ふ日が一日もありましよう、私ももう社会に出る事断念いたします、何卒お無理な

お願いですが聞届被下ませ、どうか憐れな者と思召して收容して下さいませ、再度お願いいたします、何分の御返事願ひ度、伏してお願ひまで

〔朱書〕

二月二十五日

T・S

園長宛

〔朱書〕

「本件ハ一月二十四日回答ノ分ト行違ト相成候条、回答ノ限ニ無之、此儘供高覽」

.....

拝啓 先般御親切にお回答に接し誠に有難御厚礼申上ます、就きまして不幸なこの身は遂に左眼を失ひました、致方もない事として遂に大阪の地を離れて薬師寺におこもりして失明の全快を祈つてゐます、一日も早く貴園住宅の完成を待つて收容して戴く日を待つてゐます、就まして是非お尋ねしたい事が御座います、他の儀では御座いませんが、御地に收容して戴くといいたしますと直接御通知に預る事が出来るのですか、亦々警察の手を経て收容するのですか、その辺の処特別お返事に預度、私事兄弟姉親族等に多数の女子があります、此れも皆年頃の嫁入頃ですが、私がこのいまわしい病氣の為に警察の手で收容所につれて行かれたと世間に発表されまじとなれば、兄弟姉等年頃の娘の縁談は皆破談の運命に逢着します、

私がこの嫌はしい病気が発して為に一族は親類は皆暗黒の世界とならなければなりません、私のお願ひも皆これからです、警察の手を経て收容されるのか、又直接お願いしてお通知に預めるのか、その辺の処特にお手数ですがお返事願度、こんな病気が発病した為如何様親類が苦んでゐるかお推察下さいまして何かのお同情を下されませ、目下左記住所の処より三里の山奥の薬師寺にこもり、失明を救ふて戴く様祈願してゐますから、この処迄御通知にあずかりたいのです

兵庫県神崎郡□村

M・T方 T・S

甚ダ僭越の御願ひですが、大凡何月頃に收容して戴けますか、お尋ね申上ます

二月十三日

長島愛生園長殿

一三一 広島県より入園問合せ

(愛生園蔵「收容承認書」昭和10年)

拝啓 前略小生ノ知己ニ悲惨ナ病人ガデマシテ、社会ニ於イテ様々ナ迫害ヲ受ケテ居リマス、ソレハ所詮致方モナイコトデアリマスガ、伝染上カラ家族ノ人々ニ一人デモ感染ヲサ、

ナイデスムコトガデキマスナラ喜バシイコト、存ジマシテ、小生在阪中大正十二、三年カト憶ヒマスガ、賀川豊彦氏ノ四貫島時代ニ日本MTLノ運動トイフ小冊子ヲイタビイタコトヤ、草津ノすゞらん園ノ話ナド聞イタコトガアリマシタノヲ幸ニイロ／＼話テヤリマシタ、此処ノ在所デハ自作デ中位ノ程度ノ人デスガ、日々ニクスレ行ク患者ノ容態ヲ見テハ、追々在所ノ人々が遠ザカリツ、アリマス、ヤハリ一里バカリ東ノ小サナ浦ノコウシタ患者ガ浦カラ嫌ハレテ飲料水モコバマレテ水田ノ井水ヲ汲ミ、哀レニモ旧正月二日何時頃トイウコトモ分ラナイソウデスガ呼吸ガ絶エテキタソウデス、時折ニ通行スル浦人ガソノ患者ノ名ヲ呼ンデキタグライデ、家族ノ人モ恐テ寄リツカナカツタトノコトデス、デアリマス故ニコウイウコトノナイヤウ病院ノ設備モアリ、一人デモコノ悲惨ナ境遇カラ救テアゲラル、モノナラト、遠イ過去ノ憶出ヲタドリマシテ、コノ氣ノ毒ナ人々ニ貴所ヲ通ジテ良イ音信デモ得ラル、ナラ何ヨリノコトデゴザイマス、御多忙デゴザイマセウガ、患者バカリデナク家族ノ為ニモイロ／＼ト衛生ト療治ニ関スルコトヲ至急御教示下サイマス様願上ゲマス、入所スル^{方法}方ト規則・薬価・薬品ノ求メ方、コノ病氣ニ付テノスベテヲオシラセ願ヒマス、封中ニ切手二枚返信料トシテオ

キマシタ故、何分ニモ宜敷ク、先ハ乱筆デ御頼ミマデ 敬具

三月一日

K・T

園長殿

二伸 尚当方ノ住所ハ左記ヘ

広島県安芸郡□□

K・T

勝手乍ラ貴方所名ハトク名ニシテ下サイ

〔朱書〕
「本件園長ヨリ直接返信済」

一三二 愛知県より入園願

（愛生園蔵「収容承認書」昭和10年）

前略 書面を以て御願ひ申します、小生事名古屋医科大学附属病院皮膚科に於て過日診断を受けたる処、軽症のレプラ性疾患と宣告せられまして、医師の言に依れば心配する程でもなく六ヶ月か壱ケ年にて何とか快癒するやに申され、壱週間に一度づ、通ふ事にし施療をしてゐます、未だ日浅く自覚する程には良くはなりません、亦別に歩行も困難する事もなく外傷もなく、更に普通人と異った点は有りませんが、只斯、る病気の者が健康体の者と共に生活し治療をなすは良心の上から忍びざると考へ、貴園に入院療養し度く左記の点折返し至急御報賜り度御願ひ申します（通信用切手、通信文と規則

書と各別に御使用の程）

一、貴園入院に就いての手続御教示願ひます

二、目下入院者何名程にて、該当患者の御方は全治の見込なきものを隔離する意味合ひの者か、亦是軽症者にして相当期間内に再発の虞れなき程度に治療でき退院する者が有りますか、亦如何なる場合にてても退院はさせないものか、其の事実を御聞せ下さい

三、入園中に於て設備等不完全はなく共、入園前より悪化する虞れ亦は実例は有りませんか、浴室等は良い部屋なれば個人くになつてゐますか、費用は如何なる制度ですか、等級別に出来てゐるものでせうか、若一入院する部屋無く不可能でしたら、其の變詳細に御教示を願ひます

四、名古屋駅（東海道本線）より御地に向ふ場合の交通便を御教え下さい

追而、誠に勝手ながら急を要してゐます故、左記郵便局留にて規則書は別封にて、右要項を別の書状を以て御教え下さる様、御願ひと共に御待ち申します

記

愛知県愛知郡□□町□□郵便局留置 T・S宛

四月十三日

長島愛生園御中

.....

昭和拾年四月拾七日起案 収第一五二号

昭和拾年四月拾七日施行

園長〔自署〕 庶務課長(印) 医務課長(印) 主任(印)

案

私書函号

T・S様

拝復 四月十三日附の御手紙正に拝見致しました、嘸御心配のことと存じます、就ては今回御尋ねになりました諸件、左記の通りお答へ申し上げます

記

- 一、入園するには別段の手續は要りません、目下入園者数は定員を超過する事一四七名にて、此の上収容至難の現状でありますが、事情御察しの上特に収容致しますから、他人に伝染せしめない病状でしたら直接御来園下さい、その時は岡山駅着の日時を前以て御通知下さい
- 二、目下入園者は一〇三七名ですが、この病氣は伝染病ですから全治の見込の有無、或は軽症重症の如何に関せず伝染の虞あるものは、予算の許す範囲内で出来得る限り多数の

患者を収容してゐますが、入園後治療の上癩菌がなく病毒伝播の虞なきものと診断されたる時は、御希望に依り帰省も出来れば退園も出来ます

三、治療の効果は現在に於ける病状進行の程度に応じ自ら異同あるを免れませんが、兎に角手遅れにならぬ内に一日も早く入園治療することが肝要です

部屋には種々のものがありますが、別段等級があるといふ訳でもありません、風呂は個人別にはなつてゐません、部屋代は勿論賄費・治療費は国費支弁ですが、身の廻り品等は御持参になれば結構です、又本園構内にある財団法人癩予防協会の経営に係る愛生相談所に於ては、部屋一室独占の特典を与へて居ます、この場合は月十五円の納付を要します

四、第一項で記したやうに現在の御病状が他人に伝染せしめない程度でしたら、直接汽車に乗つて来られたらよいでせう、その時には岡山駅着の日時を予報下されば、本園から自動車で駅まで迎に参ります

長島案内送付

一三三 岡山県より在宅患者収容

(愛生園蔵「収容承認書」昭和10年)

電話受発簿

受話月日時 四月十八日午後四時五十分

送話者 西大寺警察署

受話者 林

園長〔自署〕 事務官〔印〕 医官〔印〕 主任〔印〕

送話要領 上道郡□村K・Yハ、予テ自宅ニ於テ加療中ノ癩患者ニシテ、極力長島愛生園ニ入園方勧誘中ノ者ナリシモ頑トシテ応ゼザリシニ、近頃頓ニ病勢亢進シ前意ヲ翻シ自発的ニ入園方申出タリ、長島愛生園ニ於テハ予テ岡山県下ノ患者ニ就テハ出来得ル限りノ便利ヲ与フルトノ言モアレバ、本人ノ氣ノ変ラヌ中ニ可及的速ニ収容サレ度旨照会アリ、之ニ対シ本園ハ目下定員超過夥シキモ特ニ収容致可、就テハ患者用ノ自動車修理中ニツキ、二十四、五日頃迄待ツテ頂キ度回答ス、追而収容ノ当日ヨリ二、三日前ニ通知相成度旨申越アリ

一三四 兵庫県より入園願

(愛生園蔵「収容承認書」昭和10年)

今日は突然パンフレットを御送り下さいまして、誠に有難く

拝見させて頂きました、早速病人に読んで聞かせましたなら、涙を流して嬉び百般の設備行届いた相互扶助の美しい精神の下に生活していなさる、皆様方の所へ入園させて頂けたらどんなに幸福だろうとしきりに申して居ります、どうぞ長の年月来る日もく生きながら地ごくの様な苦悩を味はい、天にも地にも容れられない淋しさと戦っている有様は、家族の者の慰めぐらいでは救はれるものでは有りません、ほんとうに此れまで幾度か愛生園へ問合せの手紙を出さうかと思つたかも知れませんが、外部へ秘密のもれるのを恐れて今日までになつて居りましたが、パンフレットを拝見してそうした心配の絶対にならない様にして下さるのを有難く思います、家の船が瀬戸内海を航海しますので家の船で愛生園まで連れて行つて呉れと申しますが、入園させて頂けるのでしたら如何しましたならよろしいので御座いませふか、本人は近日中にも行かせて頂き度いと一心に申して居ります、御手数恐れ入りますが折返し御報せ下さいます様に家族一同御待ち申して居ります

兵庫県印南郡□村□□

七月十日

病人 K・G

愛生園内

父 K・H

土川昇様

一三五 沖縄県より入園願

(愛生園蔵「収容承認書」昭和10年)

拝啓 海陸の御旅行、主の御恩寵豊に無事御帰園の御事と信じ御喜び申上候、御来県の節は御出帆の間際御多忙に不拘御面会の機会を与へられ御親切に御診断下され、御厚意感謝に不堪、御礼申上候、今度の御来県は可憐なる病者二霊的光明を御与へ下され候のみならず、病者二対する理解と同情を県下民衆に与へられ感謝の至りに御座候、今迄多くの為政者・教育者からも見放されし気毒な病者が神の愛・主の救を信じて居らるゝキリスト教、教役者団体からMTLの事業が着手せられ候折、權威あらるゝ先生を御迎へして各地に於ての御講演は一層同事業の必要なる認識深められ、近き将来に於て他県同様の収容所設備機関が設置せらるゝこと、信じ、感謝と共に期待仕り居り候

御診断の光栄に接し候忝は、其の後右足の関節苦痛を感じ候まゝ、当地の開業医に注射して貰ひ服薬致し居り候が、遠融の孤島に於ては設備不充分にて不満の点有之候次第、特別の御診議に依り貴園に入院御許可なる方法御尽力下され間敷候や、年々満員の由は兼て承り御無理なる御願とは存じ候が、御来県の記念患者と思召し御許可下され度御願申上候、徳望

信仰あらるゝ先生の御許に治療を兼ね、霊的に甦り信仰に依りて意義ある一生を送れば親子の喜び此の上もなく、悲観のドン底に落ち忝も、自分の罪でもなく親の罪でもなく主の光栄の現れん為であるてふ、主の御言葉を信じ満足致すこと、信じ居り候、希望の余り失礼を不省乱筆御許し下され度候

□□敬白

七月十五日

T・M

林文雄先生

粗品御礼の験まで二差上候間、御笑納下されば幸と存じ居り候

〔朱書〕
「患者T・M」

一三六 満員につき来園者拒絶

(「中国民報」昭和10年10月10日)

収容乞うゝ癪 患者を赤穂海岸へ遺棄

鮮人身の振り方を赤穂署へ泣つく

長島愛生園へ抗議

朝鮮全羅南道珍島郡□面□里R・G次男R・S(二三)は、京城の高等普通学校在学中三年生の時退学して来阪し、大阪市天王寺の実地自動車学校に入学し、運転手を目指して

勉強中レプラに罹病、本年八月東京帝大附属病院で真症レプラとして仮収容所に収容せられてゐたが、本月四日自発的に岡山県長島の国立癩療養所愛生園に入るべく単独で赴いたところ、満員の故を以つて断はられ、香川県大島癩療養所を紹介せられたので、六日同所に行くと此所でも満員だと断はられたので、已むを得ず長島愛生園に帰ると、同所ではR・Sに二人の船頭をつけて同人を乗せて沖合へ漕ぎ出し、八日夕方兵庫県赤穂郡新浜湯崎海岸につけて、同人一人を上陸させ船は何所ともなく漕ぎ出してしまった、西も東もわからぬ患者は此の海岸で寒い秋の一夜を明かし、九日早朝身の振方に困つて赤穂署に泣きついて来た、同署では応急処理の上、同人を収容すると共に長島愛生園に嚴重抗議してゐるが、その成行は注目せられてゐる（神戸電話）

右について、愛生園庶務係書記古溝勇吉氏は語る

そのことのあつたのは事実です、御承知の通り現在当愛生園には二百数十名に達する患者が収容されてをり非常に狹隘を感じてをります、その患者（R・S）については愛生園の医師が診察した結果さう大した病症でもなく、したがつて他に伝染の憂も少く、その上同患者は浮浪者でなく家庭生活を営んでをるので「こちらから通知するまで家で待

つてゐてくれ」と云つて、人夫につけて兵庫縣赤穂海岸へ上陸されたのですが、それはなるべく帰るのに近い場所まで送るので別に他意はありません、そのようなことは常に同患者に対してのみでなく、従来も軽症者等に対しては努めて帰つて貰つてゐるのです（後略）

一三七 山口県担当官より諸依頼

（愛生園蔵「収容承認書」「入園者人事照復書類」昭和10（11年）

拝復 本県の救癩事業に対しては特段の御援助を蒙り、何んとも御礼の申様も無之候、扱A及Mの写真態々御送付被下、入院患者の近況を知り、此上もなき喜びに存し候、あの重症なりし両名が斯程なる元氣の模様を目のあたり拝見し、両親共の悦びを想起せは涙なしには居られぬ感致候、私は本県より入所せし患者の近況や動静等日夜氣にかゝり、我事の様知りたく存し候へ共、慰問すべき機会も得かたく又多人数の事故、一々御尋ねすることも御迷惑と考へ差控へ居り申候、然し自ら出かけ再三の勸説により入所せしめし病者なれば、常に本人等の氣持や病状等念頭去り申さず候、□より入所せし娘など如何に相成申候や（結婚問題のありし娘）御序に御願致度候、昨日より玖珂郡広瀬村に立越し衛生展覽会を明

日・明后日開催し、大に癩予防の宣伝に馬力をかくる事に致居申候、又五日・六日は本郷村にも同様開催致す事二相成申候、右展覧会は容望^{〔要〕}ありし処漸く実現し、大に癩予防思想普及上意を強ふし、永い念願か叶ひ申候

尚、貴所には最早や入院出来ぬとの御思召の処、三年間苦心せし□町の患者が入院の決心をなし、私の処へ申込み来り候に付、右患者を是非御承認被下度、伏して御願申上候、右御礼旁御願申上候、□□天時御自愛切ニ奉祈候 敬具

五月一日
〔山口県衛生課〕
村田繁一 拝

光田先生 侍史
広瀬村にて

.....

拜啓 愈々御清福の段奉賀候、時二明後三十一日午前四時、岡山着二患者二名送る事二相成申候事、御願申上候
右患者ハ兄弟二有之

阿武郡□村 F・T (廿七才)

同 F・H (廿四才)

午前四時と言へは随分早い時刻にて御迷惑と存し候へ共、阿武郡の奥地にて交通極めて不便、且つ鉄道側の注文も有之しため、御迷惑相掛申候、六月十日以後ハ鉄道側も時間改正のためよくならんとの事に候間、御了承被下度候、去る二十五日

三年間苦心し、漸く入所を思ひ立たしめたK・Mを、本人の口述により翌日無下に帰宅せしめられし由、連行の受持巡査も悲観(苦心せし巡査)致し候

本県より送致の女患者最近逃走せしものあり、山口県は強制的の者があつて困るとのお話しありし趣き、誠に遺憾に存し、素より強制的意思乃至方針を以て邁進せるものに無之候へ共、時二或は相手により色々苦心を要する事相生し候へば其点御同情願度候、今後一層馬力をかけ、救癩事業の解決に向て邁進致し度候へは、御援助の程切ニ願上候 敬具

追て、逃走女の氏名を御通知被下度御願申上候、乱筆御免被下度候
再 拝

村田繁一

田尻医官殿・宮川量殿 侍史

一三八 高知県より集団收容

(愛生園蔵「收容承認書」昭和10(11年))

衛発第一一九号

昭和十年八月二十七日

高知県警察部長印

国立癩療養所長島愛生園長殿

癩患者送致ニ関スル件

左記ノ者癩患者ニシテ療養所ニ入所ノ希望モ有之、今回特ニ収容方大島療養所へ照会ノ結果、定員依然超過ノ故ヲ以テ僅カニ重症患者二名ヲ収容シ、其ノ他ハ欠員出来次第順次収容ノ旨回報有之候処、之等患者ハ孰レモ貧困ニシテ自宅ニ於テ休養又ハ自治団体ニ於テ一時救護、或ハ野宿シ村落ヲ徘徊乞食ヲ為シ纔ニ糊口ヲ凌ギ居ル等何等療養ノ途ナク、寔ニ悲惨ノ状況ナルノミナラズ、病毒伝播ノ虞アリ、本病予防上寔ニ遺憾ノ点少カラサル次第有之、可成全部速ニ送致療養セシメ度候条、貴園ニアリテモ亦定員超過ノ実状ニアルコト、ハ察セラル、モ、此際特別ニ収容方御配意相成度、此段及照会候也

追而、準備ノ都合モ有之、何分ノ御回報相成度申添候

記

高知県土佐郡□村□番地戸主農

(症状稍々重シ) K・U (男) 当四十六年

高知県高岡郡□村□番地日傭稼T・T弟

(症状軽キ方) T・H (男) 当二十六年

高知県安芸郡□町字□番漁業Y・I妹

(症状軽キ方) Y・H (女) 当三十四年

高知県長岡郡□村□番地戸主K・T妻日傭

(稍々軽症ノ方) K・M (女) 当二十九年

高知県幡多郡□村□番地漁業

(稍々重症ノ方) H・S (男) 当三十五年

右同所□番地戸主M・T弟漁業

(軽症ノ方) M・T (男) 当十六年

本籍 和歌山県西牟婁郡□町大字□番地

戸主S・I弟

当時 高知県高岡郡須崎町四国霊場巡拝者

S・R (男) 当二十六年

(相当重症ニシテ目下須崎町役場ニ於テ一時救護中ノモノ)

自称 島根県周吉郡□村□番地戸主

H・M (男) 当四十七年

長女 同 T (女) 当十四年

長男 同 S (男) 当七年

自称 大阪市□区□番地戸主

T・S (男) 当四十五年

自称 香川県綾歌郡□村□番地戸主

K・T (男) 当二十九年

自称 大阪市(以下不詳)

氏名不詳(男) 当二十二、三年位

(右H・M以下六名ハ、目下本県長岡郡三和村字浜改田海岸松原ニ己家掛ヲ為シ起臥シ附近村落ヲ徘徊乞食ヲナシ居リ、^{〔小〕}十数日前ヨリ立込ミタルモノニシテ、症状ノ詳細ハ判明シ居ラザルモ、何レモ自用ヲ弁ジ輕症ノ方ナリ)

.....

拝啓 本年も早や余日無之候処、さぞかし何かと御多忙の事と御察し申上居り候、さて先般は高衛寮の写真早速御送付下され誠に有難く御礼申上候、警察部長殿も癪予防に御熱心のことと殊の外喜はれ居り候、いよ／＼十一年度の陣容を改めて継続事業として二万円を^{〔標〕}目票として寄附を募集して、十坪住宅建築に御尽力申上たいと念し居り候、さて先般来本県患者収容の件に就て種々と御配慮を辱うし誠に有難く御礼申上候、実は御同情ある御尽力によつて鹿児島より二十数名収容が出来る故、十一月二十日前後に送致せよとの御通知に接し、二十四名を送る可く、それ／＼準備致し居たる次第にて候、然るに大島療養所より「徳島県の患者四名を送致する関係もあり、集合送致を致す故、尚大島の方が送致方法に就て指示する故何分の通知あるまでまで」との御知らせにより今日か／＼と待ちて今日に至り候処、突然鹿児島より鹿児島・沖縄の患者を定員以上に収容せる故、本県のは収容致し難しとの

報に接し、一同大いに驚き入り候、直ちに大島の方へも其の旨通知し、而も二十四名中十一名は如何にしても収容せざれば県の立場なく面目問題と相成り居り、困却致し居り候処、突然御同情ある御電話に接し、部長殿を始め一同やつと安心致したる次第にて候、之れ全く貴官の御同情ある御^{〔断〕}断によるもの厚く／＼御礼申上候、実は早速でも送致したきも、すでに正月まで余日なき次第、又警察官も年末警戒等にて手薄^{〔更〕}き次第にて候へは、正月後に御願い致したき次第にて候、便に御同情を以て医師・看護婦まで御差遣下さる由、一同感謝致し居る次第にて候、御電話にて十日頃の御見当の由なれば、各患者へも十日頃と通達致し、それまで待たせ居り候、今回は鹿児島のような間違の起らぬ様御尽力願上候、それまで約二週間有之候へは、何卒間違なく御収容下さる様切に御願申上候、尚ほ医師・看護婦^{〔日〕}日時に就ては高知御着の日時を御通知下されは必ず駅まで御出迎申上可く候、更に高知出発の御日時をも定めて頂けは、必ずそれまでに出発が出来る様当地は準備致させ、遠方の患者は高知市に集め置く可く訓令致置候、高知着の日時と高知出発の日時を御通知下さる様、特に御物語申上置き候、先づは御礼を申し述べ、且つ御相談まで

早々不弔

十二月廿七日

光田健輔様・四谷義行様

内野総一

一三九 広島県より入園願

(愛生園蔵「収容承認書」昭和11年)

.....

昭和十一年一月四日起案 発第一号

昭和十一年一月四日施行

園長〔自署〕 庶務課長(印) 主任(印)

案

園長

高知県警察部長宛

患者収容ニ関スル件

曩ニ電話ヲ以テ打合ニ係ル貴県癩患者十一名ハ、左記日時ニ依リ本園ニ収容可致候条、送致方御取計相成度

追而、本園ヨリ小川医官ヲ貴地へ派遣可致、高知駅着ハ本月八日午后五時三十五分ニ有之候条、申添候

記

本月十日 午前七時十六分 高知駅発

〃 午後〇時四十七分 高松栈橋着

〃 午後一時頃 高松栈橋発(大島丸ニ乗船)

〃 午后四時頃 本園着

(備考) 大島丸乗船ニ就テハ大島療養所ト打合済ニ有之候

主婦の友一月号拝見いたしましたから、御尋ねして御様子承たく幾度も〳〵御手紙を書いて見ましたが、悲しい恥ぢを包んで今日までのび〳〵に成りました、私も夫も昔から正しい血統を以つて生まれました、が二人共、夫は養子に私は養子の嫁となつたのです、私が嫁いだ家は二人の老人が子供なく淋しく暮して居たのです、養父は二十年も中風の病だと申して床に着いて居りましたが、私が一子を産みました頃からぼつ〳〵病名が私に判つて来ました(それまでカクリ同様にしてありました)、最近夫は相場に手を出して失ばい致しまして、病床の義父と子供と私を残して行方不明と成つて仕舞ひました(義母は四、五年前に死亡)、残る財産は競売され、後に取り残されて困つて居ります、義父はもう二十年も死んだか生きたか近所の人も判らずに居る位に外に出た事はないのですが、我が家が人手に渡つてからは私としても非常にこまつて居ります、実は其の義父は悪い病氣なのです、私も子供を連れて働かねば生活も出来ない身です、とても今までの様に老人を養生させる事が出来なくなりました、それと申して昔から正しい血統の家から此の様な病人が出たと申して

は、私共親類も非常に悲しい事です、出来る丈かくしたい、養生して上げたいと思ひますが、其の日の生活に追われる今日の有様ですから、それも出来かねます、何卒〱御同情下さいまして御きそくを御知らせ下さいませんか、何卒御ねがい致します、又私も出来る丈かせいで働いて御恩の万分の一にもなりたいと思つて居ります、広島にはあの病気の病院はないのですか、無ければ広島からは一番近い病院は何処にありませうか、そして入院費がいるのでせうか、世間には説^絶対にひみつで取扱つて戴けるのでありませうか、何卒〱御手数恐れ入りますが御一報下さいませ、伏して〱おねがい申し上げます、昔から村でも指折りの家柄であります故、世人にひみつでいたし度く思つて居ります、御同情下さいまして病院の御様子をくわしく〱お知らせ下さいませんか、何卒〱おねがい申し上げます

◎病人は可成りの重病です、手の指も右手にはありません、足も両方が悪いのです、今までは別の家を立て、其家に住ませ、私共はいつもリゾールで消毒して用事をして上げて居ましたが、今頃は家も土地も人手に渡り、わずかに私が働いて生活して居ますので、今までの様に行きとゞきませんので、子供等に伝染してはと夜もねむれません、何卒

〱世間にひみつで出来ます事なれば何卒〱お助け下さいませ、伏して〱おねがい申し上げます

〔朱書〕
「広島県安佐郡□村□□□」

四月八日

N・I

院長様

一四〇 愛知県にて收容拒否

（愛生園蔵「入園者人事照復書類」昭和11年）

岡山県邑久郡裳掛村

長島愛生園長殿

愛知県碧海郡安城町駐在

六月二十一日

社会事業主事補 鈴木秀吉

前略 去ル五月二十九日長収第二一〇号御回答ニ預リ居候、不肖ヨリ再度特別ノ入園願仕候、碧海郡□村I・Kナル者、其後貴園ヨリ入園許可ヲ得テ、本人ニ申聞カセタル所、本人ハ再考ノ結果、昔時ノ島流シニデモ逢フカ、又ハ監獄ニデモ送ラル、様ナ事バカリ連想シテ断然変心シ、入園ヲ拒絶シテ如何ニシテモ承知セズ、閉口仕リ、安城警察署及愛知県衛生課トモ懇談ノ上、遂ニ入園ヲ取消シタル始末ニ有之、御多忙中御手数ノミ煩ハシ、何トモ申訳次第モ無之候段、不悪御思

召被下度、就而現在碧海郡内（不肖担任区内）ニ数十名ノ患者有之候ニ付、将来モ折々御願ヒスル事有之ベク候ニ付、何卒宜敷御願申上候、碧海郡ニハ岩瀬博之氏有之、非常ニ御尽力ヲ賜リ居候、現在貴園ニ入園シツ、アル碧海郡内出身患者ノ在籍及氏名等御一報被下度御願申上候

一四一 鳥取県より入園願

（愛生園蔵「収容承認書」昭和11年）

昨日わ御親切なる御手紙をいたゞき誠に有難う御座居ました、御手を見ますればしばらくまでとの事でしたが、私らわ御帰りに成りましたからわ毎日今日か今日かとまつて居ますので、一日でも早く行きたいと思ひます、村の人もないなかの事でわあるし、ほんとにうるさい、きくにきかれぬ事でもきゝますし、子供もほんとにかわいそうです、学校に行かぬ子供なら内に居ても少しの間ぐらいわよいですが、学校に行く子供が有りますと人にわ色々といわれ、それかとゆうて一日でも学校にわ行かせねば成りません、それで私らも毎日まつて居るやうな事で御座居ますから、一日でも村に居るのがいやに成ります、世けんの人わうるさいものです、誠にすみませんが一日でも早く行く事お願い致します、行くやうにな

りましたら若桜までわあるくやうにいわれましたが、きがえなんかわもたねば成りませんし、あるくといつてもあるかれませんし、仏もちですからもつて行きてもよいでしょうか、御たづね致します、しばらくまでとの事でしたが、十日ぐらいますか、それとも一ヶ月ぐらいますか、およそどのくらいまたねば成りませんでしょうか、行くように成れば仕事も手につかず、たゞ行く日ばかりおまつて居るのです、むりな御願ひでわ御座居ますが、一日も行きたいと思ひますから、御願ひ致します、およそどのくらいまたねば成りませんでしょうか、おてすうながら一寸と御知らせ下さいませ、御願ひ致します、字の下手なものですからよみにくいですが、さ

〔朱書〕

「鳥取県八頭郡□村字□

M・T」

〔朱書〕
「鳥取県衛生課宛」

.....

発衛秘第四九七号

送致書

本籍・住所 鳥取県八頭郡□村大字□□番地

患者 M・T 明治三十八年二月生

本籍 鳥取県東伯郡□町大字□

住所 鳥取県八頭郡□村大字□□番地

患者 Y・M 明治四十四年四月生

右者、予テ収容方御配慮ヲ煩ハシタル家庭的ニ同情スヘキ患者ニ候条、身柄送致候也

尚、左記二名ノ子供ハ、患者実母M・Tノ御収容ニ依リ孤児ト相成リ、他ニ扶養者ナキヲ以テ、未感児童トシテ貴園内保育所へ収容方特ニ御配慮相煩度申添候

記

患者M・T長男 M・T 昭和三年十二月十五日生

次男 M・H 昭和六年三月三日生

昭和十一年八月四日 鳥取県警察部長印

国立長島愛生園長殿

一四二 岡山駅前に患者休憩室設置

〔山陽新報〕昭和11年8月21日

愈よ岡山駅前に癩患者休憩室

公衆衛生上から急速に具体化

岡山西署長の手許に設計成る

既報〓岡山駅近辺に患者の休憩室を設置する説は、過般貸切

列車で岡山に下車した患者の処置に関し、当局並びに鉄道側に困窮したることおよび愛生園の紛糾に刺激され、急速に具体化して既に四坪、経費三百円の設計図が西署署長の手許に成り、一兩日中に県の許可を得、然る後岡山駅長の手を通じて広鉄当局と折衝する運びとなつた、場所は岡山駅前派出所西北隅が選定されるらしい、右は近き将来大阪外島癩療養所が鴻之島（長島附近）へ移転することになれば、岡山駅へ癩患者の殺到することは必然で、県衛生課においても駅側においても公衆衛生の見地から賛成してゐるが、岡山市の玄関口たるの風致上並びに患者が右休憩室に蟠居するに至れば、由々しき事態を招来するとの難点もあるが、兎も角近き将来に実現するものと見られる

一四三 三重県より入園願

（愛生園蔵「収容承認書」昭和11年）

拝啓 日に日に暑さきびしく成りました、園長様には初めてですが御壮健之由目出度存じます、下つて私儀は昭和十年六月二十一日に三重県天ヶ瀬警察署様の手続を以つて療養所へ入所を御願ひ致しました患者、三重県多気郡□村大字□K・Sで有ります、昭和十年七月二十三日天ヶ瀬警察署様よ

り、療養所へ今の所患者多い為め許可が無いから今の所注意
 がいそ^{〔一層〕}きびしく、しかしながら私儀届出るまでの身の上話
 し御聞入を願ひ、其の上何とかして入所御許し通知願ひ度御
 たのみ申上ます、一度御聞き下されませ、私し事は、商売は
 自転車修繕所で有りまして、他村へ出て商売をして居りまし
 たが、初めは中々うまく行きましたが、妻をもらつてから九
 年目に妻が産後病氣の為め、九日目に生れ子と六才・三才の
 男の子三人を残子^{〔マユ〕}し死去して以来、子を思う親心ろから後妻
 を入れず、男手一人にて養育中、一番末子は又も病氣で死亡、
 それからは酒をたくさん^{〔様〕}のむ用になり、店も面白くなく、し
 かし修繕を専一に心掛けたため、二人の子供をどうやらこや
 ら養いながら暮して居る内に、同商売が二ヶ所三ヶ所と開店
 しだし、不運なる身には善い事は来らず、其所を立ち又も他
 村へ移転して、長男が十五才、次男十二才、其年夏私しの面
 上に、こんなものと左足のひざ頭の上にと出来ましたの
 で、あまり妻君が無いと酒をのみすぎるで酒毒が出たと人た
 ちも申すし、私も別に氣にも掛けずに居りました、それから
 少しくすると両足にしびれをかんじたので、所や町方面の医
 者にも二、三ヶ所で診て貰いましたら、カツケとか酒毒とか
 で病氣定まらず梅毒かもしれないと思ひ、雑誌・新聞の広告^{〔誌〕}

でよいと思う薬りは取りよせてのみましたが、末には薬り代
 に立てこかされて、其わけを話して生れ里へ帰り、二人の子
 供は町方の店へ奉公に出し、山林の下刈やら何かと仕事する
 中、病氣は善い方に向ひ喜びもなし居ると、又も悪くなり、
 一年二年するとマユゲ毛^{〔マユ〕}がぬけたので私しは非常に心配し
 て、其時にこれは酒毒でも梅毒でもない昔から云ふ人のきら
 う病氣と定め、其時は父親も母親もない時で兄に話し申した
 ら、昔から家の先祖又は親籍^{〔感〕}にそんなすじの悪い病氣の者
 は無いと、何と申しても酒毒とあいてになつてくれず、そん
 な事やら申すと孫子末代まではじと非常にりつぶく、私し
 はそれから子供等に盆に帰つた時それとなくよく申し聞し、
 子供二人が町方の主家へ帰るとすぐにある薬りやへねこいら
 ずを人にたのんで行つてもらい、自さつをしてしまをーとけ
 つしんした所、K・S君なら売る事は中止とことわれ、何
 回も色々としてやりぞこない、其の中に追々と面は見にな
 つて来たので、ある親切な人に事情を話しして兄さんや親籍^{〔感〕}
 の人にないし^{〔内証〕}よう、大阪市の天六病院からのみ薬りと注射
 薬とを二ヶ月間つゞけましたら、多^{〔大変〕}へん善い方でうれしく思
 つて居りましたが、ながつゞきせんものは金、又それも中止
 してしまいましたが、そーこーする中に病氣表情が一寸一寸

世けんの人にわかり出し、兄宅家内一同も大いに心配初め出し、親籍〔威〕のある人が神様のばちがあたつて居るのだから四国・西国と巡拝に出せと相談もあつたので、私しもういよいよ行と心を定めましたが、兄と私は母親がちがうので義理人情から兄は病気でこんな面して居る者は宿やも留めてくれず野宿などしてやるのはかわいそーだし、此の頃は四国でも人情が変り面の病気の者はきらうそーだし、ラジオで聞くと警察署もやかましいからと、又四国行も中止、善い空気すうて山へでも行つて居る中に全治するかもわからず、又どこかへかたまるかもしれぬと思い、又も二、三ヶ月の間すて身になつて居りました、しかし又も悪い時には悪い事が多く〔沢山〕さん出て来ます、近村で店を出して居る弟Kが突前血をはきました、医者に診てもらつたら、とても村医ではむつかしいと申すので、三重県の山田市の病院へ入院、病氣は初めはハイセン、二、三ヶ月入院すると中々全快しにくいから一度帰宅して宅にて養生中、本月で十ヶ月間、今はハイ病となり、申すもかぎりなき私しら兄弟、弟の方は妻と子供で五人、日々の入費雑品申すにおよばず、義理ある兄が全部支出し、其上私らの入用費、兄宅は家内七人、毎日私しもつらいつらいがかさなつて、今度こそは何としても自さつをして書き居〔置〕きも

なし、兄宅の長ケ屋の横木に八尺のをびをむすびつけ北むきとなり、仏前をまつり、二重におびをくびにまきつけナムアミダブツと二回となへ、足台にイスオをきもし、これがさいごとイスを足にてけり、ぶらんと下る事およそ十五フン、其時は何にもおぼへなかつたが、どうしたのか氣のついた時は足が地につき、北むきになつておつたはずの私は南むきなり、又も死にぞこない、くるしさのあまり姉さんをよんで水をのみ、一時は筆にもつくせん有りさまでありました、本年の五月でありまして、それから申すもの中々世けんがやかましくなり、自さつを何度もやりぞこない、四国へも行けぬは、人は私しがこんな病氣の為め何事やらずハイセキする、此の上は何としたらよいやらとだんじきしたなれば死ぬると思ひ、二、三日間はめしも水ものまさんがましたが、毎日の暑さにたへかね水がのみたくなり、ついにはひもじさにたへかね、又めしをたべ、死ぬ事ができずして居る中に、本病には人間をやいたハイがよいと云ふので手に入れ用と思ひましたが、中々手に入らないので困つて居りますと、人の話しでは青トカケ・イモリ・ナメクヂラオやいて食すると全治すると申す事を聞き、取つてやいて食しましたが、二、三日間は話しにも出きぬほどくるしみしました、こんなくなるしみし

たら全治するのかと思つたら中々全治所かよけいに悪くなりました、其外にふぐの血・人間子供のきもがよいと申した事も聞きましたが、それだけはなんぼーにもきのりがしませんでした、其の中に追々せけんの人がやかましくなつて来るので、私は兄宅より五、六町はなれた少小さなぶた小屋へかわり、かんがへた上とるべき道は医者に診て貰つて警察署へ願ひ出て、何とか承知をしていただくより外に道はないと、昭和十一年六月二十一日に□村医に診て貰ひ、□区長も□村長様に手紙出して下され、皆様の御同情も求めて三重県天ヶ瀬警察署へ願ひ出て、入所の手續御願ひ致しました次第です、初めの中は□区受持ちの徳田様と申される巡査様も、三週間位いしたらかならず入所できる許可が来るだろー、しかし申し出の患者が多いのでたしかにとは申しにくいと申されましたので、許可の通知が一日も早く来る用と神仏様に願ひをかけ居りましたら、七月二十二日警察署より兄へ一度話しがある八時まで出頭せよとの通知、私は許可が来たので兄が行つたとの事ばかり思ひ、むねをどきどきさせてうれしくて入所通知にちがいないとまつて居りましたら、患者が多いので今の所都合が悪ういと聞かされた時は、私はむねに一ぱいなにかつまつてしまつて、兄が家へ帰つた後なさ

けないやら残念やら、どこまで私は不運にのろわれて居るだろーと、しばらく色々な事を思ひ出し男なきになきました、又氣を取り返し取るべき道ちへたどりついてもつきはなされてしまいもし、何とも致しかたなく、やけくそになりどうなとなつてこいと思つて居りました、しかし許可もなく入所も今の所できぬと思つてか警察署の御方等も一そ層ー私の病氣をこわがり、兄宅へばかり何事によらず注意なされ、私もできるだけこころへて居りますが、又も人様が悪る口に毎日の暑さでS公が水をあびしたと、ない事まで次から次へおしやべりしましたので、警察署・役場から□学校生徒全部に水およぎを七日間中止なされ、又も兄宅と私しへきつき御注意、悪うい事は追々とつゞき出しまして、そーこーする中に□村小字五、六ヶ村は、私が川上に住んで居る為め下川では水は一切のむべからず、手足はあらうのまで留められ、又も其の注意が病氣中の私しにやかましく申されるので心ろぐるしく、私し等兄弟がわるい病氣に掛つて居るので、兄宅家内の人等も一日として面白い日を送つて居られず、今しばらく心棒辛抱して下さい、其の中に私しが入所御願ひを六月二十一日に届けていただいてあるのですから、私しの行ける時期が来るでしょうからと話しまして居りましたが、警察署

の御方からいただいた療養のしるべと、癩の話しの本を初めからをわりまでよく読みました、其の中に療養所が定員以上になりふさがつて居る時は、本人が行つて身上話しや治療についての相談がしていただける事が記して有りましたので、区長様から村長様・警察の御方様に御世話になりました上、病者の私から相談御願ひさしていただきたいとかんがへて居りましたら、兄宅の方へ人たよりばかりして居らんと病者本人からも遠方の事だから、手紙で身の上又は今までの病氣上なし来つた事をくわしく書いて御願ひせられよと警察の人から受たまわり、それこそ有りがたいまつて居りましたと、右様な次第を書き記して二度目の御願ひに出ました患者で御座います、私しが今園長様に御すがり申して入所の御許をいただきましたなら、□村十二ヶ区□区其区外の村民方申すにおよばず、私し兄弟親籍一同が喜ぶ事かぎりがつきません、私しが此の小屋に永く居つたなれば、今奉公に行つて居る子供二人共主家の宅からおいとまになりはせぬかと心配して居ります、私しがあまり療養所へ行きたがりますのを、老人の^{〔余〕}人らが有まり行きたがると申してわらいますので、なぜかと聞きますと、大阪方面へ行つた者でおいらがしつとる十人や十五人は行つたけれ共、全治して帰つて来て療養所と申

す所はこんな所であつたともあんな所であつたとも聞いた事もなし、行つた者に帰つた者は一人もないとの話し、それから私しは病氣の身で老人の方に申すもすまんが、それは私しが行きたがるのは、私し一人の病氣の爲めに何百千人とか申す村民の人等が安定なさるでは有りませんか、私しがこんな病氣で永らく川上に住んでいたなら、この上追々と不安なる人様に目悪^{〔迷惑〕}をかけるからで有りますと話した事も度々あります、悪筆の上御聞きにくき事多々記し恐れ居りますが、事情おふくみの上療養所へ入所の御許し下され度、何重にも御助け御願ひ致します、御返信まつて居ります

K・S ㊦

長島愛生園長様

一四四 奈良県より収容患者家財整理

(愛生園蔵「患者関係重要書」昭和12年)

昭和十二年六月三十日

□町方面委員会

大杉卯平

岡山愛生園 宮川量殿

謹啓 今回貴愛生園へ入園者I・Y二関シ、多大ノ御便宜ヲ賜ハリ、無事入園致シ候ハ勿論、其ノ節私等再ビ訪問町重ナ

ル御持遇ヲ辱フシ重ネテ厚ク御礼申上候

尚、去ル廿五日ニハ来丹、小生折悪シク不在、I・Y収容後ノ後始末ニ付キ種々御配慮相煩ハシ候段、甚ダ恐縮ニ存ジ候、中村易一氏宛ノ詳細ナル御書面及ビ通帳ニ関スル電報等入手仕候処、左ノ如ク善処致シ候事、簡單ニ御報告申上候

一、家財道具ノ整理ノ件

六月七日、娘N大阪勤先キヨリ帰丹、娘入用ノ衣類二、三着、父親へ送ルベキ衣類壱梱等、役場吏員中西書記、小生立会ノ上消毒シ、後ハ全部売却ト決定

但シ、□署葛井部長ノ希望ハ、方面委員ヨリ金壱百円ノ支出ヲ受ケ、全部家屋共ニ焼却ナサントスル案（金壱百円ハ父親入用ノ場合ノ送金ト、娘N将来ノ将来ノ生業ノ資金ニ充当）ナレドモ、家屋ハ焼却（七月一日決行）、家財道具ハ六月廿四日□署・町役場・町方面委員立会ノ上

一金四拾参円ニテ売却 衣類・道具其他

一金貳円 寄附金

一金参拾円也 売却当日、其ノ他人夫諸費

町方面委員会ヨリ補助金

一金壱円也 農具修繕債支払金

差引 右金四拾四円也 □町方面委員会ニテ保管

◎六月廿五日 梱壱個（衣類）、□駅立花運送店ニ托シ

送付済シ、到着ノ場合御査ノ上、本人I・Yニ御渡し相成度

一、畑作物ノ事

約四斗、都合ニヨリ同居人太田ニ渡ス、太田大阪方面ニ移転、同人ノ素行甚ダ芳シカラヌ事ハ勿論ナレド致方ナシ

一、娘N

表記ノ通り、大阪市□区□町□下岡方ニ、家財道具ハ勿論売却ノ依頼ヲ受ケ、下岡主人又理解アル人ニテ娘将来ヲ托スルニ充分ト思惟ス

一、親類

二、三軒、右事情具陳、後援方交渉ナセシモ何等親切ノ回答ナシ、思ヘバ情無キ事遺憾ノ極ミナリ

一、仏

□町大字□ノ寺ニ保管（□ノ隣村）、先祖代々供養ヲナシ、懇ニ将来ノ幸福ヲ祈ル、相当ノ線香科ヲ進上ス

一、通帳

□本町郵便局ニ預入ナルモ、（ハンダイノ中）紛失シテ無ク、至急右郵便局ニ届出、再発行願ヲナス、右様安全ナル保管方法ヲ講シ、コレモ町方面委員ニテ保管、入用ノ場

合隨時支出スルモノトス

〔欄外〕
「通帳面現在高、大阪貯金局へ照会中」

一、町方面委員ノ対策

右家財道具売却金四拾円ハ、コレニ五拾円余ノ町方面委員
会ヨリ助成シ、以テ（会計一金百円程）娘将来ノ生活ノ保
護、尚父親 I・Y へノ慰安金ニ充当セントス

右之通大要申述べ候、尚不備ナル点モ有之候ヘド、宜敷御判
断下サレ度候

成程、I・Y 収容当日ハ奈良方面ヘノ方弁ナリシモ、郷里ノ
始末既ニ片付キ候故、何卒御骨折リニハ御座候ヘドモ、左様
御承知下サレ度、万々御願ヒ申上候、娘至極健者ニテ雄々シ
ク強ク奉公ナシヲレバ、特ニ父親ニ安心アリタク御伝言ノ程
ヲ

本県ノ社会課、今回畏クモ皇太后陛下本県ヘノ行幸ニ際シ、
記念事業トシテ各中学校・女学校等ノ寄附ニヨリ、イヨ／＼
癩療養ニ乗出スベク決意アリ、早ヤ実行ニ邁進ノ現状ニテ、
誠ニ喜ブベキ事ニ候、本町方面委員会ニ於テモ、何等カノ画
期的事業ナスベキカト考慮致シ居リ候、先ハ濫筆ニテ御許シ
下サレ度、御報告申上候

不一

一四五 愛知県にて無理心中

（愛生園蔵「収容承認書」昭和13年）

拜啓 陽春の砌、貴園益々御清祥の段奉賀候、陳者私信より
御尋ね申上ぐるは失礼にて不本意に候へ共、左記に付御繁忙
中恐縮乍ら御教指賜度

記

名古屋市□□町□□番地 M・T 大正二年三月廿日生

右の者昨年来身体に細少なる変化ありたる為、医師の診断を
受けたる処、該疾病なることを云はれ、悲歎の余り小供^{〔子〕}と共
に入水心中を図りたるも、助けられて素生し、小供は死亡せ
り、爾来本人は夫とも離婚し、ひたすら自分の不幸な生涯を
観念し、世間をはゞかり貴園の様な別世界に生活ゐたし度と
切望ゐたし、又家族達も望んでゐる次第に御座候

然とも此の家庭は頗る貧困にして、且つ本人は小供の時養女
に來たり、婿養子を取り漸く老養父母を養い居り、疾病発見
と共に夫と合意の離婚をなし、現在^{〔分〕}は其の日の生活にも事欠
く有様にて、非常に同情に堪えざる次第に御座候、尚病状は
未だ初期の如く、素人目には殆んど文明ならざる現況に有之
候、付いては貴園に入園ゐたすには如何なる手續に依るか、

又経費の点は如何等、入園に関する一切の事柄に付御教指賜^{〔五〕}度懇願候也

昭和十三年三月廿四日

名古屋市西区役所内愛知県社会課西区第一事務所

社会事業主事補 梅本鮑太郎

長島愛生園長殿

一四六 満員につき来園者拒絶

〔合同新聞〕昭和13年8月31日

泣つく患者閉出し 光明園の措置に憤激の牛窓署

愛生園の好意に救はれた男

二十九日午前十時ごろ、岡山県邑久郡牛窓警察署へ京都生れの一人の癩患者が訪れ、同郡長島の二府十一県立第三区癩療養所光明園へ入園方幹旋を依頼したので、同署では病毒伝播の虞れあるものとして直に光明園にこれを通じ、同患者を赴かしたところ

病室不足のため収容不能であるから、病室完成の一箇月半の後まで本籍地に帰れ

と本月二十二日京都市を發ち、食ふや食はずで病に疲れ果て

た同患者を旅費も与へず帰したので、同人はその夜二里の道を徒歩で再び同署の温情に縋るべく悄然と帰つて来た、同署では

一見病毒伝播の虞れある患者の入園を拒否した光明園の行動は甚だ遺憾なる措置である

と憤激し、取敢えず国立療養所愛生園に患者収容を依頼する一方、光明園に対し今後かゝることなく救癩事業の円滑なる遂行を希望することとなつた〔中略〕光明園では語る

定員以上は絶対に一人も収容しないといふのでは決してありません、ただ病室の都合、その患者の程度等から見て止むなくお断りする場合もあるので、このことについては警察署の方へもよく事情を申上げてをるし、患者も愛生園の方へ一時収容されて解決してゐる訳です

一四七 兵庫県より再入園願

〔愛生園蔵「収容承認書」昭和13年〕

謹啓 時分柄陽春の候もいつしか去つて青葉の茂る時期と成り、日中わ早や初夏の気分を相催しました、其后園長様にもお変わりもなく御健勝にて大賀の至りに御座います、私事御無沙汰の限りを尽しお恥しい次第です、尚勝手なお頼みがあれ

ば臆面もなくお頼みする我まゝを御許し下さい、降而私事園長様のお蔭で余程全快致し帰宅後幸福に暮して居りました^{〔昨〕}処、作年の夏丁度八月のお盆に主人が突然脳病にて倒れ、医薬の効もなく四、五日の病ひにて永眠致し、其上私の病気が再発致し、色々手当ても致しますが病勢日々に悪化の度の増し、此頃では両眼さゝ失ひ、主人の生前にわ親籍^{〔戚〕}の人々も親切に致し下されて居りましたが、死後わ打つて変つた御様子にて、殊に私わ後添ひの悲しさに如何とも致し兼ね、思案に余り兼ねて御親切なる区長様に御相談申上げました所、非常に気の毒がられ色々私達の身の上を案じて下されましたが、只今にてわ折悪しく御存じの通り国家非常時にて、区長様もお村方に度び／＼の応召兵御見送りや犠牲者のお悔み、戦傷者の御見舞、尚氏神様の祈願祭と毎日毎夜東奔西走と御多忙にて、とても私等の身を見て下さるいとまも御座いませんので、尚此病気でわ皆々様の御同情もなきも当前と我身の不幸^{〔然〕}を思ひ、此捨小母の身を再度の神わ園長様より外にないと、先日警察のお方お頼み申上、御当園へ入園させて戴く様願書を申出候処、早速御承知下され喜び居りましたが、然し子供三人有る処、一人より連れて行かれぬ事に付き、色々子供^{〔然〕}の始末を考ゑましたが、私の実家わ父母わ最早や無く兄とて

も先年死亡し、頼りにする息子わ目下北支に出征し、姉上様わ淋しく銃後を守る身にて、とても子供を引取り下されず、それとて外の親類とても中々お頼みするお宅も見当ず、思案に呉れて無利^{〔理〕}とわ知りつゝ、姫路駅まで参り係員様に此事情を申上、子供と同道にて乗車せんと致せしが聞き入れられず、其場に子供も親子の情に引かされて捨て□れず、親子もろ共汽車よりつき落され、只泣く／＼帰宅致しましたが、家出の前にこんな事に成るとわ露知らず、無利^{〔理〕}でも頼のんで行ける物と自分できめて、家屋敷を始め小道具やら日用品迄一切売却して居りましたので、帰つた所で何一つもなく、其日から米麦始め薪木迄買始末に、収入とてわ一厘もなく、少しのお金も出費計りで親子四人わ如何なる事かと生きたる心地もなく、只当惑に困り居ります次第、何卒／＼あわれな私共をおすくい下さる様、如何致せば入園出来る様に成るか、一日千秋の思いで入園の出来る吉報をお待ちして居ります、くどく／＼と私の勝手なお願ひばかり申し上げてすみません、時候の変目故園長様にも随分御身御自愛專一先ハ園長様のお便りをお願い致します、さよなら

長島愛生園長 光田健輔殿

一四八 身延深敬園逃走者より入園願

(愛生園蔵「收容承認書」昭和13年)

謹啓 過ぐる本月拾四日は突然参上仕り、色々^{〔親〕}と御心切なる御配慮に預り厚く御礼申上ます、御陰様にて途中無異にて京都駅に着きました、駅に着く早々より追払われて如何様するすべも無く、神戸市まで来ましてもどうする事も出来ず、寝る所は無し金^{〔無欠〕}はし、秘密にて市内□□山に籠りて居ります、此処も又何時追われるかも知れません、院長様此れも皆後先^{〔考〕}感んかえず自分の成したる自業自得と深く後悔して泣いて居ります、一途に行きさえすれば入院出来る事と思ひ深敬病院を飛出したのであります、病院出るにも決して悪き事をして出たのではありません、身延の方に紹介^{〔照会〕}して下さいても此のM・Tには悪き事は毛頭ありません、神かけて御誓ひ致します、今までは連れと別れて私一人です、院長様私等身延を逃走した事は定めし御にくみでありませうが、どうか御許し下されまして一日も早く長島病院に入院させて下さい、私は昭和七年より白衣を着て太鼓をたたき、日本中の日蓮宗寺院を昭和拾貳年五月廿五日まで巡拝いたしました、最後に三度目の身延参りをいたし、目が悪くなりかけたので深敬病院に入院させて頂いたのです、入院以来目の養生をさせて頂き

ましたが、悪くなるばかりで去年の九月頃より目の養生を失望して居りました、本年の二、三月頃より好く見えたりかすんでぼうとしたりするので、此れは大きな病院にて養生させて頂けば今の内なれば少しは好く成ると思ひました、又私は広島県人でもあるし、長島病院に入院出来たら広島より近いから親兄弟にも面会出来^{〔る〕}と思ひ、母上の死水もとらずもう五年にもなります、父は今では姉の処に居ります、私等は三人兄弟で私一番下で本年三拾八才になります、二人は女であります、女兄弟故□小使^{〔遣〕}も一円送りと呉れたり二円送りと呉れたりするので、当病院に入院させて頂けば、八年此の方あいたき見たき親兄弟にもあえるし、目もよくなりはせぬかと一途に思ひ、近頃長島病院に收容して居られるときき、後先^{〔考〕}感んかえず手続も取らず無方にも飛び出た様なわけであります、毛頭いつわりありません、長島まで行きて見れば満員にて入院出来ず、一ヶ月ぐらいどこかで日を過せよとの御心切^{〔親〕}なる事務員様の御教によりまして、私はどんな苦勞しても当病院に入院出来るまで待ちます〔中略〕墨にて御返事下さい、万年筆にては読む事出来ません、では、寸書を以ちまして御願ひ申上ます

合掌

神戸市□□区□□ T・H様方

愛生園院長様

M・T

一四九 岡山県高松稲荷より入園願

(愛生園蔵「収容承認書」昭和14年)

去る十日頃当園にはがきにて通知をしましたが、今だに何んの返事もなく困つて居ります、私の帰省期限は三月十八日となつていますが、書面には三月十六日午後二時に迎への車が備中高松町稲荷山駅の下迄で来てくれます様にと通知を出しました、帰園の際は岡山駅迄で出て待つて居る様にとしてありました、高松稲荷山の岩屋にて信仰を致して居る女の患者さんが一名居られます、其の患者さんは私より愛生園の容子^{〔様〕}聞き、自分も入園出来る事なれば御世話に成りたく、私しが帰園の際は共に着^{〔付〕}いて行きますから一同問合して見てくれる様と申されましたので、私の帰園の時に迎へ自動車が出来ていただきたく通知致しました、其の患者さんが入園出来ますればであります、其の患者さんは一寸病氣も重い人ですから、岡山駅迄でもあるく事は出来き兼ねる様です、稲荷山から岡山駅迄は三里程ですが、右の事情なれば迎への車を待つて居ります、自動車の着く場所は吉備郡高松町稲荷山の稲荷

山駅の下で私し共は待つて居ります、迎への時は何日の何時に行くと通知をして下さい、迎へに来てくれますか、来ないか、此の手紙の着しだいに御返事を致して下さいませ、通知をする所は吉備郡□町□M・K様方K・Gで着きます、右返事至急に頼みます

光田園長殿

K・G

〔朱書〕
「去ル十六日稲荷山へ迎配車シタルモ、□□ノ儘帰還シタル次第ナルガ、二十四日後二時迄ニ配車スベキ旨返信相成可然哉」

一五〇 徳島県より四国遍路収容

(愛生園蔵「収容承認書」昭和14年)

一、本籍 香川県三豊郡□村字□□番地

住所不定 戸主K・T長男

四国遍路 K・Y 明治四十三年四月十二日生

〔朱書〕
「徳島県ヨリ送致患者K・Y、M・Nノ二名分、右ハ浮浪癪也」

診断書

本籍 香川県三豊郡□村字□□

目下住所不定 戸主K・T長男

K・Y 当三十年

一、病名 癩（結節癩）

右診断候也

昭和十四年六月二十九日

徳島県衛生技師医師 八十島幸三^①

.....

一、本籍 奈良県磯城郡□村大字□

住所不定 戸主M・Y弟

四国巡拝遍路 M・N 明治三十九年二月一日生

診断書

本籍 奈良県磯城郡□村大字□

目下住所不定 戸主M・Y弟

M・N 明治三十九年二月一日生

一、病名 癩（結節癩）

右診断候也

昭和十四年六月二十九日

徳島県衛生技師医師 八十島幸三^①

一五一 徳島県より入園願

（愛生園蔵「収容承認書」昭和15年）

先以て突然未知の者より粗書差上る失礼を御赦し下さい、私
は不運にして隣家にありし患者より怖るべき癩を感染する身
となり、以来を煩悶中の青年ですが、先年本県衛生課の方よ
り療養所貴園あるを承り、其の折早速にも収容仰ぎ度く思ひ
つゝも、私は長男であり、且つ当村は僻地の故か本病に対す
る遺伝思想が強く、意ならず徒に今日を迎へました、併し最
早惟ふに私に多くの弟妹あり、周囲あり、万一には其の感染
も怖れられ、一方斯うして不安な暗の毎日を苦しむのが堪へ
られませんから、此の際万難を廃して貴園に御厄介になり度
く希望致します、万障御繰合せの上御許可願へませんでせう
か、何卒宜しき御返事賜りたく、伏して御願ひ申上ます、近
親の諒解も漸く出来た時ですから、右失礼を省り見ず要件の
みお願ひまで、尚勝手乍らなるべく秘密に詳細なる御指示を
御依頼申上ます、何分宜敷……敬白

〔朱書〕

「徳島県那賀郡□村□」

N・U長男 N・M拝

事務官殿

〔朱書〕

「入園許可相成、其ノ旨ヲ本人ニ通知相成、尚リーフレット『長島愛生園に入園を希望する人に与ふ』送付相成可然哉、返信済」

一五二 千葉県より入園願

(愛生園蔵「癩患者入園願(収容)綴」昭和15年)

昭和十四年五月号の主婦之友誌上にて初めて愛生園のある事を知りましたので、入園や其の他種々の事を主婦之友社にお尋ね致しました処、直接愛生園にお尋ね下さいとの返事で、園の所在地のみ教へて下さいました、しかし思ひ切つて園に直接にとは幾らか躊躇しましたので、其の前に小川正子先生にお尋ねしたいと思つて、先生の御住所を主婦之友社に尋ねましたが、先生の御迷惑を考へられてか、とう／＼それだけは教へて下さいませんでしたので、どうするすべもなく幾度か決心しては又逡巡したり、けれど他に法がなく思ひ切つて直接お尋ね致す事にしました、愛生園で収容して下さいるのは瀬戸内海の島々及び土佐と岡山近県の人達に限られて居て、他地方の人は入園させて頂けないのでございますか、又入園の手續きとしては如何なる事が必要ですか、警察や県庁に絶

対内密に、又世間の人にも知られずにこつそり入園出来ませうか、女の患者の場合、健康の続く間は何かそれ／＼の業務にたづさはる事と思ひますが、どんな仕事をするのでせうか、園は病者に取つてはほんとうに安らかないこひの地でせうか、迫害や嫌悪は誰からもされませんか、小川正子先生は其の後御病氣は如何ですか、一日も早く以前の健康を取戻して、再び愛生園にやさしいお姿を見せられます様、そうして不幸な病者等に救ひの手をのべて下さる事をひたすら神に祈つて居ります、小島の春の様な良き著書が沢山に生れます様に、お差支へなければ先生の御住所及び其の後の御消息何卒お教へ下さいませ、御迷惑は絶対にかけません故、思ひ立ちてより半歳余り経ち、漸く此の手紙をしたゝめました、けれどポストに入るのはいつの事か知れません、土地のせまい田舎故村のポストへは入れられません、どんな事から人の口に上るか知れず、郵便を取扱ふ人々は皆土地の者ゆえ、若し誰かの目にでも止れば忽ち広まり、益々身のつまるばかり、でもこうしてしたゝめてさへ置いたなら、又いつの日か良き機会でも得て外へでも出た時、遠くの町まで投函しに行けないとも限りませんので、返信料切手同封致します、又封書の差出人の名は私の名ではありません、全くの偽名です、返信を下さ

る時も園の名にせず、何か個人名に御願ひ致します、こんな事も皆人に知られたくない為故、御諒承下さい、左記は本名です

住所 千葉県安房郡□村□□番地

姓名 Y・K

愛生園の皆様へ

追伸 封書の差出人名偽名なる事念を押しておきます

「千葉県安房郡□村□□番地 Y・K」

此の通りで下されば届きます、他にも療養所のある事も知らないわけではないけれど、愛生園が最も希望の所です

十五年七月八日

^{〔朱書〕}
「園長ヨリ『リーフレット』送附済」

一五三 福島県より入園願

（愛生園蔵「癩患者入園願（収容）綴」昭和15年）

愛生園の光田先生初め諸先生様元気ですか、お伺ひ致します、当長島の愛生園にお暮しおしていらしやる患者様達も変りもなく、元気で暮している事と思ひます、光田先生に御願ひ致したい事があります、それわ？中学校三年の私わ十八才の青年でありますか、日頃頭か重く、メマイや足のしびれか致し、

顔わうす桃色で眉毛かぬけ、まつ毛まで無く、ひたるの毛もぬけ上り初めました、この様な具合に成る前わ、足のひざから少し上った所に昔の二銭銅かの様な色のものか一つ出できました、心配で〳〵で中学校の校長先生に申出ました、そして校長先生と〇〇市大病院に行つて見て頂く事に致して、速^{〔早速〕}早院長室に校長先生わ電話をかりて院長をよんだのです、（モシモシ院長留守ですか）と電話をかけました、すると、おじろさんの様な声の人が（ハハをりました）と云いました、校長先生わとても悦びました、少し変つた病人を見て下さいますか院長と校長は電話をぎつちり握り、みて上げますからすぐにこいと云ふ院長の声にて俺（青年）わ校長先生のうしろから付いて行きました、校長先生ハこ、か〇〇市大病院だよ、よくおぼえておけよと云われて、其の大病院の間をくぐつて院長に見て頂きました、院長わ俺の姿を見たら、裏の方に行つたかと思つて少々立つていると、真白のシヨウ毒着を着て、耳までのマスクをかけてきて、校長に云ふ、此の青年を裸かにして見ろと云われ、校長に君裸になれと云われ、すぐ俺わ中学校のセイフクをぬきました、そして俺か院長にこ、にこいと云われ、院長の前のイスに腰を下し、色々のもので俺の体を見でる、一番忘れずにいるの

わ、俺の体（カラダ）に針の様な者であちらこちらつゝ、い
るのです、校長わ、此の青年わどんな具合なのですか、全治
致しますか、院長わウーウー長くわかるか全治くくく
と云つた、もういいよ、服をきなさい、そして外に出ていな
さいと云われ、校長と院長後でどんな事を云つたかわかりま
せん、約十五分ぐらいで校長わ出で来た、そして此のくすり
を今日から呑むんだよと云われました、やかて〇〇駅に来て
時計を見れば十一時や、そして十一時五〇分の気車にて家に
かいる事にして、かいつきました、家まで校長わ俺を送つて
来ました、そして二りの親に先生わ、悪い病ひですから今の
うちに外の専門家にかけなければなりませんとの事で先生わ
かいる、俺もなに云われても夢の様、顔わ次第にぼくくとな
ほてる、ぬけ下ちる眉毛わむずかゆく、つらい思ひか致して
ました、二人の親わ、俺か一人息子として中学三年まで育で
上げて此のしまつと思つて泣いている…俺は氣の毒と思つ
て、一そうの事大水火にでも入つて一思ひに死亡致しまし
うかといく度も思つた、病わだんく悪くく上る、校長
先生に買つて頂いたくすりわさつぱりきゝめがなく、悪くな
る様にと思ふ、学校も退学届け状を出している有様、父わ〇
〇会社長として働らいているか、俺の病の心配ですいじやく

して目か悪く、右の目か悪くなり、人か作つた儀目を入れま
した、俺も次第に悪くなるに付け、二人の親の子としても氣
の毒と思ひか日ましにましてくる、此の夏中学の同級生か修
学旅行に行つた、俺も此んな病ひにでも成つていなくてわ、
行かれるのにと思つてくやくしく思つておりました、あくる朝
同級生一行わ、〇〇〇名勝見物してかいつたとの噂かこと
やら訪いで来た…元々俺の一友人としての〇〇君わ〇〇さん
身わとんだですか、俺一行わ無事で〇〇名勝を見物して来ま
したか、あななか行きませんかのでとても淋しいかつたですよ、
などど云つて俺をなくさめでくれる〇〇一友人でした、貴女
は見物に其の様な病ひにて行きませんかから、此の名勝絵葉書
を二十枚ほど買つて来ましたから見て下さいと云つて俺にく
れて、行こうとしたら、一友人わ旅行中にある駅であまりた
いくつしたから新聞を買つて読みました、そしたら此の様な
事か書いてあり、岡山の長島愛生園と云ふライ病院の事がか
いでありましたから、すて紙に仕様と思つたか貴女にもつて
来れたと云つてもつてきてくれた一友人でした、それを見た
俺わうんとうれしく悦んで、初めから終りまで大きな目にし
て読みました、光田園長先生や小島の春正子先生、患者の明
石海人の事か扱書いでありました、病人も一千人もいると書

いでありました、俺も行きたくなりましたから、案内下さいませ、なに分俺わ福島県です、そちらも岡山県の長島と云ふ瀬戸内海国立ですね…、一日も早く行きますから、光田先生お案内下さいませ、四銭切手一枚入れました、早く案内下さい、忘れずに

福島県伊達郡□村□

八月四日夜

K・K

光田先生

〔^{〔朱書〕}愛生案内及リーフレット送付相成然可哉〕

一五四 熊本市本妙寺より集団収容

(愛生園蔵「本妙寺癩患者関係書」昭和15年)

癩患者輸送復命書

光明園輸送班

護送者

医員

吉田巳年子

書記

収寺進

医務副手

浜房一

看護婦

森本ツルヲ

大津警察署巡查

大津生男

植木警察署巡查

坂口又一

光明園主事

樋口健次郎

同 布施重治

同 近藤宇次郎

同 戸波正

一、輸送患者四十四名(男二十一名女十九名、未感児四名)

一、輸送日時七月十二日午後五時三十八分熊本駅発、同十三

日午前十一時一分岡山駅着、同日午後一時光明園着

一、輸送状況

霊地熊本市本妙寺付近ニ集団居住セル癩患者ハ県当局ノ

□□テ一掃サレ、其ノ内四十四名ハ光明園ニ送致サル

コトナリ、其ノ輸送ノ命ヲ受ク。

輸送途中必要ナル左記材料ヲ携行ス。

イ、^{〔救急〕}急救材料 注射薬及内服薬

ロ、治療材料 治療器具繃帯材料

ハ、消毒薬及ソレニ要スル器具 昇汞水・酒精・湿布洗面

器・雑巾

ニ、飲料用具 バケツ二・ヒシヤク・湯呑五、外ニ団扇五本

本所ヨリ熊本県ニ至ル間

十二日午後三時三十分頃ヨリ全職員ヲシテ輸送準備ニ著手

ス、全患者ヲ大型「トラック」一台、乗用車二台二分乗セシ

ム、荷物及家ニ残サレタル子供ノ事等ニツキ、二、三ノ患者

騒ギタルモ之ヲ宥メ、午後四時出發ス、途中堀川附近ヨリ聚雨ニ遇ヒ、「トラツク」ニ乗リタル患者及職員ハ皆ズ濡レトナリ熊本ニ到着ス。

熊本駅

直チニ自動車ヨリ下シ、構内ハ二列縦隊トシテ其ノ前後左右ハ職員ヲ以テ警戒誘導シ、上リ「ホーム」ニ至ル、間モナク上り列車構内ニ入り来リ、其ノ最後尾ニ一車輛連結シ、之ニ患者ヲ点検ノ上乘車セシム。

便所・洗面所側ニ一席監視席ヲ設ケ、其ノ次ヨリ患者ノ座席トナス、車掌室側ニ護送者席ヲトリ、其ノ境界ニ縄ヲ張りテ^{〔着〕}境ヲ明カニス、全員無事乗車ヲ終リ午後五時三十分、職員多数ノ見送りノ中ニ発車ス

熊本・門司駅間

熊本駅発車後本妙寺前通過ノ際、車窓ヨリ本妙寺ニ最後ノ礼拝ヲナセルモノ十数名アリ、車内デハ豪雨ニ遇ツタモノ、著換ヘガ一騒ギ、之ヲ終レバ各雑談ニ入り、行先ノ療養所ガ話題ニ上ル、夕食ノ弁当ハ熊本駅ニテ購入シ、大牟田駅通過後之ヲ給シ夕食ヲナサシム、鳥栖駅ニテ水ノ補給ヲナス。

患者ヨリ煙草・牛乳・サイダー・ビール・正宗等種々ノ要求アリタルモ、各駅トモ品物ナク、牛乳ダケ博多駅ニテ買ヒ子

供ニ渡スコトヲ得タリ、煙草ハ我々ノ所持セルモノヲ分与セリ、列車ハ愈々進ム、本輸送途中ノ難関ハ門司・下関間デアリ、患者ハ相当多数ノ荷物ヲ所持セルヲ以テ、八幡駅ヨリ車掌ヲ通ジテ門司駅ニテ運搬車ヲ借ル交渉ヲナセシモ不調ニ終ル、依テ仕方ナク門司駅ニテハ軽症者ニ荷物ノ運搬ヲナサシムル事トシ、午後十一時門司駅ニ着ク、患者ハ一般ニ元氣ナルモ、足ノ不自由ナル者二名アリ、コレニハ各附添ヲ附シ連絡船ニ至ラシム、荷物モ案ジタル程モナク運搬シ了ル、午後十一時二十分門司駅發下関ニ向フ。

下関・岡山駅間

連絡船ハ午後十一時三十五分下関^{〔着〕}著、直チニ上陸ス、同駅ヨリ駅員運搬車ヲ準備シテ迎ヘラレシヲ以テ、万事都合ニテ迅速ニ列車ニ移乗スルコトヲ得タリ、此ノ難所特ニ時間ノ余裕少キニ無事此処ヲ通過シ得タルハ、護送者各員ノ一致協力ニヨルモノナリ。

午後十一時五十分下関發車、患者ハ疲労ノ為メ直チニ眠ニ入ル、下関ニテ湯茶ノ補充デキザリシ為、止ムヲ得ズ車内洗面所ノ水ヲ使用シ一時ヲ凌グ。

警戒勤務ハ警官一名、療養所職員二名ヲ以テ一組トシ、一時間交代トセリ。麻里布駅ニテ車掌ニ頼ミ広島駅ニテ弁当及□

ノ購入手筈ヲナシ、同駅ニテ朝食ヲ摂ラシム、熊本駅ヨリ岡山駅ニ至ル間ニ於テ汽車ニ酔ヘル者男二名女四名アリ、携帯内服薬ハ大部分使用セリ。列車ガ愈々岡山駅ニ近ツキタルヲ以テ、布施氏ヨリ光明園ニ収容サル、旨ヲ話サレ、倉敷附近ヨリ下車準備ニ掛リ、午前十一時一分無事岡山駅^{〔着〕}著、光明園職員ノ出迎ヲ受ケ下車ス。

岡山駅・虫明間

駅ヨリ虫明マデノ輸送ニハ大型「トラック」二台、光明園・愛生園輸送車各一台、計四台二分乗セシム、各車共余裕ガアリ患者モ喜ビ居レリ、虫明マデ九里余リニテ二時間以上ヲ要スル為メ、斯ク準備サレシトノコトナリ。

午前十一時三十分岡山駅ヲ出発ス、各車ニハ警察官一名及光明園職員ガ乗車警戒ス、樋口主事・布施氏ト小職及森本看護婦ト乗用車ニテ先頭ニ進ミ、途中水源地ニテ水ノ補給ヲナセリ、零時四十分虫明光明園船場ニ到着ス。

虫明船場・光明園間

船ノ都合ニテ全患者ヲ一度ニ運搬デキザル為メ、二回二分チ第一回ハ男患者、第二回ハ女患者ヲ乗船セシム、海路十五分ニシテ長島木尾湾内ニ入り、患者用棧橋ヨリ上陸セシム、此処ニハ神宮園長始メ医局員総出ニテ迎ヘラル。

茲ニ無事全患者ノ輸送ヲ了リタルハ、所長殿初メ全職員及護送員各位ノ御協力ニヨルモノニテ、深甚ナル謝意ヲ表スルモノナリ。右復命候也

九州療養所 医員 吉田巳年子

九州療養所長 宮崎松記殿

一五五 本妙寺より夫婦患者収容

（愛生園蔵「熊本県下本妙寺附近癩部落ヨリ

収容患者二関スル綴」昭和15年）

去ル十日熊本県ヨリ収容シタルH・Mヨリ電話ニテ左記申出アリタリ

記

小生、妻H・Kト同所ニ入園ノ筈ナルモ、未ダ当園ニ入園致サズ、仄聞スルニ本日（十三日）光明園ニ熊本ヨリ多数収容サレシ由、若シヤ愚妻Kモ同園ニ収容サレシモノニアラズヤ？一応問合セ願ヒ度、尚光明園入所ノ場合ハ、速ニ本園入所ノ手続ノ程願上候

H・M

人事係殿

〔欄外〕
「光明園ニ入園中」

一五六 本妙寺収容患者の動静報告

(愛生園蔵「本妙寺癩患者関係書」昭和16年)

起案昭和十六年一月七日

施行一月□日 ^{〔朱書〕}「施行月日一・七日ノコト」園長^① 庶務課長^② 医務課長^③ 主任^④

案

園長

厚生省予防局長・熊本県警察部長宛(各通)

^{〔朱書〕}

「本件予防局優生課長宛速達便ニテ別途一部送付済

(二六・一・二〇)」

元本妙寺部落在住癩患者消息に関する件

拝啓 新春愈々御清穆の段、大慶の至に存上げ申候、陳者客年七月標記部落在住の癩患者一斉掃蕩に依る強制収容後に於ける患者動静に関しては、各療養所共深甚なる注意と監視とを怠らざるものと存ぜられ候にも不拘、最近に於ては可成り動揺の兆を見るに至りたるは洵に遺憾の次第に有之、斯くては本妙寺癩部落の再建無之とは保し難く、憂慮に不堪もの有之候、本園に於ては予て斯る次第を懸念し、各療養所と協力致し其の再現を生ぜしめざる様念願罷在り候処、前陳の次第も有之、本園にも波及の懼なしとせざる状態に立至り候に付

いては、左記要項に依り実情を御報告いたし、御参考に供し度く候条、御了承の上可然御配意方相煩度御依頼申上候

記

(一) K・Sは、客年七月十三日光明園に入園せる患者なるが、当時健康なる妻K・H同棲を許されず、K・Hは岡山市内の旅館に女中奉公し、再三再四来園の上K・Sと面会をせしもの、一方岡山市内の旅館にてはK・Sの癩なる事実を発見せられたため、K・Hはその奉公を解傭せられ、遂にK・Hの策謀に依り、同年十一月初旬逃走を敢行し、現在は群馬県草津町の癩部落に兩人共居住し、今般突如としてK・Sより本園入園者に対し、草津逃走方勸奨の書状到着せるを発見せられ、意外の事実驚愕せし本園に於ては即刻光明園に依頼し、群馬県当局に対して本人発見次第栗生楽泉園に送致せしむる様、写真添付の上書状発送方申進め置きたるに就いては、已に手配済の事と史料せらる、因に本人は熊本に不動産ありて総額五千円乃至六千円と目され、十一月二十四日同園を逃走せるN・T(更生相愛会副会長)及妻N・Sも、草津町に於て前記K・Sと共に暗躍中なるもの、如く、洵に憂慮すべき状態なり、尚本妙寺関係癩患者にして同園に収容せるものは当初四三名にして、逃走患者は一九名、転出者一

名、非癩退園者一名、輕快退園者一名、一時帰省せるものにして退園処分となりたる者二名、計二四名の退園者有之、現在一九名在園中なり

(二) 本妙寺癩部落に於て財的中心人物たりし讃岐屋事K・T(当年六四才、財力二〇万円を有すと号せらる)は、九州療養所に於て収容中なりし処、今般同人の息子海軍軍人として服務中の關係なるか、同方面よりの斡旋らしく、同人を解放帰宅せしめたりとの報を得て、事の重大性を慮り即刻急電を以て九州療養所長宛照会を發したるに、数日を経過したる今日、今尚返電に接せず、遷延を許さざるの現状に依り、更に熊本県当局に対して照会中なり、思料するに九州療養所に於て斯くも返電の遅延するは、即刻回報の出来得ざる実状に当面せるものならんか

(三) 本園入園者S・Y(明治十六年十月十一日生)は、客年七月十日収容し今日に及びしものなるが、財力に於ては前記讃岐屋に繼ぐものにして、貸家四〇軒を有すと称せられ、讃岐屋と血族關係に在り、同部落の有力者なる處、昨年来妻危篤の報数次に亘り、本人は一時帰省方を数回申出しも、許可せずして慎重監視中なり

(四) M・M(M・Bコト)は前記S・Yと共に収容せる處、

同人は本妙寺境内常題目の和尚にして、同部落の宗教的中心人物なり、右信者の一人に九州療養所下瀬主事の血族者たる尾形彦太郎氏(熊本市在住、元警察署長)ありて、同氏はM・Mをして本園に落付かせる手段なりと称して、当時同人の情婦たるO・Tを遣せしも、本園に於ては同棲を認むるを許さず、其の夜帰熊せしめしに、今般再度来園し、家事整理を理由に一時帰省を願出せしに就いては、実情聴取するに理由薄弱にして何等かの画策あるもの、如く看取せらる、O・Tの供述に依れば、旧臘二十日M・Mの一時帰省の件に関し、尾形氏は前署長として警官指導者たるの立場を利用し、熊本南警察署經由熊本県当局に対し、帰省許可証の下附に関する手續を了し、其の許可証なるものを同氏より本園に対して送付せるに依り、不日帰省許可相成べき旨をO・Tに申述べし旨にて、O・Tも右の事柄を信じ、日夜本園よりの沙汰を待ち侘びし由にて、今尚何等の通報に接せざるを以て、遂に意を決し来園せる旨申立たるも、右は本園に於て絶対にする許可証なるもの相受けたる事実なく、全く無根の供述ならんと思料せらる、尚O・Tに対してはM・Mの帰省は困難なるを論し帰熊せしめたり

(五) N・Hも前記同様本妙寺癩部落より収容せるものにし

て、本人は曾て相愛更生会理事として活躍せる同部落の指導者階級の一名たりしが、今般祖母死亡との電報に依り帰省を願出たるものにて、本件も理由薄弱、他に計画あるもの、如く思考せらる

結論 要するに、九州療養所に於て財力の中心人物たる讃岐屋を解放帰宅せしめたりとせば、其の血族者たるS・Yの帰省、同部落に於ける宗教的中心人物M・M及び政治的中心人物N・Hの帰省は必ずや何等かの関連あるもの、如くにして、本園に於て右患者の帰省を許さずんば、或は逃走等の行為に出ずとも保し難く、斯る場合に於ては、彼等に於て本妙寺癪部落再現を策謀するは必定と認められ、甚だ憂慮すべき事態にて、一方現在に於いても他の患者の動揺禁じ難く、草津町癪部落に及ぼす影響のみにも心胆を寒かしむるものあり、紀元二千六百年の画期的一大記念事業として完遂せられし本妙寺癪部落浄化の聖業が一年を経ずして崩壊せられんとすることを思ひ、各療養所協心戮力事を未然に防ぐは勿論にして、各関係官庁に対しても格別の協力を求めて已ざるものなり

一五七 東京都より入園問合せ

(愛生園蔵「癪患者収容関係書」昭和15年)

拜啓 公務御多用中の折から甚だ恐縮に存じますが、癪患者の家族より貴院へお問合せ願ひたいとの達つての望みによりまして、左の条件お伺ひ申し上げます

実は其の患者の親戚の者が種々相談に参りましたので、将来の本人の事や国家の癪予防方針等を順々として説明いたしましたる結果、愈く本人も家族の者も癪療養所に入所方希望の心になって参りましたのですが、それで先般村山全生病院の林先生に御紹介いたしました、病人本人の希望として長島の愛生園に行きたいとの由、尤も家族の者も実家より一里でも二里でも遠隔の地へ遣りたき心情も、さこそと存ぜられませんが：そんな訳で

一、昭和十六年一月十日以降の期日で入所致したき由、申し参りました

一、就ては其の頃でも入院出来まするや否や、ベツともありますかと^{〔ト〕}の質問

一、第三には、やっかいな申出なのですが、家族が極力世間への漏洩を恐れ、変姓名を使用するも宜敷しきや否やとの事を伺つてくれとの事で、此の点に就いて非常に悩んで居

られる様なのであります

右様の次第に就きまして、入所手続規則書其他の御返事を当院迄賜はり度く御願ひ申し上げます、極力入所する様に目下尽力中であります故、何分お願ひ申し上げます

東京市本郷区駒込千駄木町四九 木下医院

十一月五日

木下秀一郎生

長島愛生園長殿 机下

〔朱書〕
「園長ヨリ入園差支無き旨、返信発」

一五八 愛知県にて宿屋営業停止

（愛生園蔵「癩患者収容関係書」昭和16年）

衛発第一三一号

昭和十六年三月十七日

愛知県衛生課印

国立癩療養所光田愛生園長殿

癩患者収容方ニ関スル件

左記ノ者ヨリ貴園ニ入所方特ニ願出有之候ニ付テハ、収容方至急御取計相煩度、此段及照会候也

追而、患者N・Tハ、母N・Y（当六十五年）・私生児N・S（当三年）ノ家族アリテ、従来ヨリ木賃宿屋業ヲ営ミ、其ノ日暮シニ家族二名ヲ扶養シ居リタル処、今回営業

停止処分ヲ附セラレタル結果、本人ハ勿論家族ノ扶養モ不可能ト相成リ、他ニ之ガ扶養者モ無之途方ニ迷ヒ、実ニ悲惨ナ者ニ有之候条、本人ト共ニ貴園ニ収容方特ニ御詮議相煩度申添候

記

本籍 愛知県南設楽郡□町字□□

住所 前同

I・T 大正三年二月十三日生

本籍 愛知県南設楽郡□町字□□

住所 前同

（患者）N・T 明治三十八年四月十六日生

（未）N・Y 当六十五年

（未）N・S 当三年

前記二名ハ未感染ノ者ニ有之

一五九 兵庫県より再入園願

（愛生園蔵「癩患者収容関係書」昭和16年）

吹く風もすが／＼しき初夏の候と相成りました、分官長さま初め職員御一同さまにはお変わりも無く、益々御壮健の御事と心からお喜び申し上げます、私は五、六年前そちらに一年ば

かり御厄介に成りました者で御座居ますが、此の度病俄かに悪化致しましたので、今一度そちらに入園させて頂き度う存じます、家には年ゆかぬ大勢の弟妹が御座居ますし、そして又田舎の事とて世間の口はうるさく、国家は非常時でいろ／＼やかましく叫ばれて居る今日□□どうして私の様な者が何時／＼迄も安閑として此の社会に居る事が出来ませう、来る日も／＼人知れず小さい胸をいためて居りましたが、如何ともするすべも無く、今日此の頃では死にまざる苦しい毎日を送つて居ります、分官長さま何卒分官長さまのお情けを持ちまして再度の入園哉ひます様、伏してお願申上げます、そして若しお許し下さいましたなら、こちらの都合の良い日、出来る事なら虫明迄出向き、電報なりお電話なり致し度いと思つて居りますが、誠に恐れ入りますが一寸御返事頂き度く、お願申上げます、どうぞ良き御返事で有る様祈り、お待ち申して居ります

五月七日
〔朱書〕「兵庫県美囊郡□村□」

M・T

事務分官長様
〔朱書〕「収容可致二付、来園相成度旨回報相成可然哉」
〔朱書〕「可卜被存、右二付可然回報相成度」

.....

お手紙有難度く拝見致しました、早速お聞き届け下さいまして厚く心からお礼申し上げます、何時の日になるかまだはつきりと申上げる事は出来ませんが、近日中にはきつとそちらへまゐり度いと思つて居ります、そして虫明よりお電話を致しますから何卒よろしくお願申上げます、入園を致しましたらS・Hと改名致し度く存じますから、其の点もどうぞよろしくお願申上げます

〔朱書〕「兵庫県美囊郡□村□」

M・T事 S・H

事務分館長様

一六〇 京都府より入園願

〔愛生園蔵「癩患者収容関係書」昭和16年〕

拝啓 誠ニ卒爾乍、私京都近辺の者で御在居ます、今回不計も貴園の貴き事有難き事を雑誌にて拝見仕りました、私長年の間同病気の為被方此方と医者よ薬よ、又はお大師様にもお願ひして参りましたが、今日迄十年程に成りますが良く成る所か段々悪く成つて、今でわ見る人通る人、人々わ皆自分の顔を見て通る様になり、それがいやで／＼成りませぬ、今日

迄三度も四度も死なうと思つた事も御在居ますが、矢張どうしても死ねませんでした

足や手に何時出来たとも無く傷が出来て、相当手当も仕て居ますが、半年も一年も快方に向ひませんのです、今だに傷があるのです、今年の春も京都の帝大の医師に診察を受けました所が、正しく癩患者なりと云ふ事を聞きました、前々から大体の予診は自分でもして居たのですが、矢張そうかと思ひました、世の中に最悪病であると云われた此の病ひに合ひ、実に前途が暗黒で有ります、死よりもつらい日日を送つて居る次第です、体は段々病衰して目も悪く頭も悪くぼやけた様で、顔は一面が張れ上り通常人と違つて居るのです、そして労働^(働)する事が出来ません、最早死ぬばかりと思つて居ますが、此地でわ死んでも死ねない理由が御在居^(座)しますので、貴園の御手伝ひでもして国のお世話に成つてでも、他国の土と成り度く思つて居るので御在居^(座)ますから、誠に相済みませんが御入園の手引と詳細とを御知らせ下さいませ

又、甚々無仕付とは存じますが、世を人を恐れて居る者ですから、宛名のみにて御辺信被下^(返)さいます様、辺々も御衣頼申上^(依)ます

敬具

京都府中郡□村字□

昭和拾六年六月三日

N・G

岡山県長島療養所愛生園御中

〔^(朱書)長島案内及び『リーフレット』送付相成可然哉〕

一六一 島根県より浮浪患者収容

(愛生園蔵「癩患者収容関係書」昭和16年)

衛秘第二〇一号

昭和十六年七月廿六日

島根県警察部長印

長島愛生園長殿

癩患者収容方ニ関スル件

本籍 兵庫県加東郡□村大字□番地

目下 島根県邇摩郡大森町へ滞在

(荷車ヲ家ニ改造、移動住居ス)

戸主 無職(乞丐) 結節神経(浮浪)癩(鼻ナシ)

T・A 明治十七年九月三十日生

右妻 結節神経(浮浪)癩(跛蹇)

T・K 明治三十年七月八日生

右両名、本月二十一日管下大森警察署管下ニ於テ、浮浪癩患者ナルコトヲ発見致シ候ニ付、療養所ニ収容度致候条、特ニ入園方御承認賜り度、此段及依頼傍貴意得候

一六二 家族より付添い看護希望

(愛生園蔵「癩患者収容関係書」昭和16年)

昭和十六年七月七日

三重県四日市市〇〇区

三重県方面委員 岡山三治郎印

長島愛生園御中

重症患者附添ニ関スル件

左記ノ者貴所へ入園ニツキ、其家族附添看護希望有之候条、御指示相煩度、及照会候也

記

一、患者住所氏名

四日市市大字〇〇番地

O・K 明治十四年二月十六日生

二、発病経過及現症

大正五、六年頃発病、貧困ノタメ療養ノ資ナク、且一家生活費ヲ獲得スルタメ病中尚日雇労働ニ従事シ、大正十年頃労働力ヲ欠如シ、^{〔爾〕}自来家族ニ在リテ自然ノ儘放任シ在リ、今日ニ及ブ

現症 両足膝関節部ヨリ組織ヲ失ヒ、同所ヨリ濃汁漏泄シツ、アリ、両手腕骨部ヨリ組織ヲ失ヒ、同部ハ其儘固定セ

リ、其他ノ内臓組織ニハ他覚的ニ著シキ変化ナケレトモ、顔面ニハヒキツリノ跡ヲ残ス

三、家族生活ノ現状

患家ハ郊外ニ在リテ三面田畠ニ接シ、一面ハ凡十間ヲ距テ、農家ニ隣ス

家族ハ 実子 O・S 三十二才

〃 O・M 二十四才

孫 O・S 六才

ノ患者俱四人暮シニシテ、姉O・Sハ六才ノ子守ヲナシ乍ラ実父ヲ看護シツ、アリ、妹O・Mハ一家ノ大黒柱トシテ、織布工場ノ女工トシテ三十七、八円ノ収入ヲ得、一家ヲ支ヘツ、アリ、患者発病後間モナク妻死亡シ、幼女二人ヲ病軀以テ養育シ、姉妹俱尋常小学ヲ卒ヘテ、夜父ニ仕ヘ、出テ、工場ニ働キ一家ノ生活ヲ支フ、姉妹ガ病父ニ仕フル孝養振ハ、洵ニ涙ナクシテハ見ラレヌ情景タリ、今次当地方ニ癩患浄化ノ運動起リテ、患者ハ殆ド貴所へ入園セシムベク衛生課ヨリ勸奨セラレ、前記患者モ其一ナリ、患者離郷ノ悲ミニ泣キ、姉妹二十余年ノ孝養モ今ハ空シク、重患ノ病父ト離別セサルベカラザルノ悲嘆ニ相抱テ泣ク病父ニ仕フルコトヲ生命トシテ、今日迄生キヌキタル只一

ノ希望ヲ失ヒ、何ノ樂ヲ以テカ其後ノ月日ヲ送ラムト悲觀シ、果テハ一家心中ヲト相計リシヲ一步手前ニテ知り、論スニ情ヲ以テシ、教フルニ理ヲ以テ説キ、遂ニ入園ノ決意ヲナサシメタルモ、斯ル重患ノ父ヲ一人手離スハ忍ビストテ、O・M(二十四才)病父ニ附添テ貴所ニ赴キ一、二ヶ月病父ニ仕へ、貴所ニヨリ慣レタル後帰宅セントテ、附添看護ヲ希望ス

四、照会ノ要旨

上述ノ事實ニ示スガ如ク、病父ニ仕フル孝心切二人ヲ泣カシム、希望通り附添看護ノ方途アリヤ、患者及附添人俱費用負担ノ資力ナシ、至急回答相煩度候也

.....

起案昭和十六年七月八日 長島愛生園収第438号

施行七月九日

園長^① 庶務課長^② 医務課長^③ 主任^④

案

(三重県四日市市□□区)

園長

三重県方面委員岡山三治郎宛

重症患者附添ニ関スル件

七月七日付左記ノ者ニ係ル標記ノ件、御照会相成候処、本園

に於テモ未ダ曾テ其ノ例ヲ見ザルモ、事情不得已モノト被認候条、特ニ許可可致候ニ就テハ、貴県衛生課ト御連絡ノ早急^{〔上欠〕}御送致方御配意相煩度、及回報候也

記

本籍 四日市市大字□□番地

癩患者 O・K (明治十四年二月十六日生)

同所 実娘 O・M (当二十四才)

一六三 山口県より入園願

(愛生園蔵「癩患者收容関係書」昭和16年)

前略 此の度若し貴所に御世話になられま^{〔す欠〕}なれば御厄介に相成度、御願を申し上げます、私今春頃より右手の指頭にシビレを感じ始めましたので不信に思ひ、六月の末に病院で診て貰ひました処、之は少し癩の気がある様に申します、驚いて早速九州の大学病院で確めてみますとやはりその様に申しますので、今では何かにつかれた様に全く何が何やら判らなくなつて居ります、両親の祖先には今迄こんな病氣の人は無かつた事ゆゑ非常に心配して居りますが、私は釜山の方に二年余り会社に勤めて居りましたので、そこで伝染したものと思ひます(南朝鮮は鮮人の不自覺に依りこのての患者の多い処

です）現在の症状は右手の人さし指と親指がシビレて居ります、他は別にどうもございません（病院でもその様申して居りました）、先頃小川先生の書かれた本により社会の人々に御迷惑をかけぬやうに思ひ、九州の病院より帰って直ぐ此の様な御願ひを致して居る様な次第でございます

少し我儘のやうでございますが警察の迷惑にならずこっそり行き度いと思つて居りますが、出来得ればそうして下さい、親も出来ればそうして頂く様に言つて居りますのですが

荷物等はどの程度迄持行けば良いものか（蒲団も持つて行きませうか）

その外療養所の案内等もございましたら御願ひ申します、行く道順を一切知りませので困つて居りますから、何駅に下車してそれからどの様な便があるのでせうか、詳しく御知らせを御願ひ致します

若し入院出来ますれば是非入院させて頂きますから、直ちに御手数ながら御頼み致します、何卒胸中御察し下され度、くれぐれも御願ひ申し上げます

敬具

現住所 山口県大島郡□村

H・Y（二十一才）

長島愛生園長殿

御返信を頂く時には家名にかゝるのを恐れて居りますから、勝手ながら差出人を長島愛生園とせず個人名にて御願ひ致します、指が不自由なので乱筆御免下さいませ 又拝

一六四 患者来岡につき列車消毒

〔合同新聞〕昭和16年8月2日

消毒騒ぎ レプラ患者の独り旅

岡山駅前派出所へ一日午前五時すぎ手足の崩れかゝつたレプラ患者がやつて来て、愛生園へ入園し度いからと申出でたので大騒ぎとなつたが、この患者は愛知県宝飯郡□町で物品周旋業を営む男（四八）で、このほどラジオで光田愛生園長の講演に感激し、三十一日午後四時十五分東海道線下り七一系列車で御油駅より乗車、同五時三十八分名古屋駅着、同駅発午後七時四十八分発下り東京下関行二一系列車に乗車、一日午前四時三十八分着岡したものであるが、岡山西署よりこの報を受けた愛生園では、すぐ迎への自動車が来つて診断の結果真性のレプラと決定、岡山駅に通知したので大騒ぎとなり、前記七一系列車は姫路駅で、二一系列車は下関駅で大消毒をすることになった、なほ山形岡山駅長は語る

僕の耳に入つたのは遅かつたが、患者の乗つて来た列車の

三等車は全部消毒さすことになつてゐる、癩患乗車を未然に防止出来なかつたのは遺憾だが、あの病気の初期は素人が見落すので止むを得まいが、今後は一層注意を嚴重にさせるつもりだ

一六五 福岡県より集団収容

(愛生園蔵「癩患者収容関係書」昭和16年)

昭和十六年八月十二日

福岡県警察部長印

国立癩療養所長島愛生園長殿

癩患者送致ニ関スル件

本県無癩運動ニ関シテハ、先般来ヨリ格別ノ御厚配ヲ賜リ奉深謝候、就而県下自宅療養患者四十二名、来ル八月二十一日午後八時五十三分博多駅発上リ列車(岡山駅着八月二十二日午前九時五十六分)ニテ、貴所ニ送致ス事ニ決定相成候ニ付、当日医師一名並看護人三名派遣相願度、此段及御依頼申上候追而、送致前一、二名検診ヲ要スル容疑患者有之候条、貴所早田医官ヲ八月二十日午前中着ノ予定ニテ御派遣相成度申添候

.....

園長印 庶務課長印 医務課長印 主任印

昭和十六年八月十八日午后四時二十分発信 (リム)
福岡県衛生課長宛 官報

電報案

キケン(ラト) シウヨウ タメ ゴシテイ ニチジ ハヤタイカン
貴県 癩患者 収容ノ為 御指定ノ日時ニ 早田医官
ホカ メイハケン (四十ハ)
外四名派遣ス 長島愛生園長

.....

福岡県癩患者収容旅程表

9.56 岡山 午前九・五六着→長島愛生園
— 7.58 糸崎
— 前5.47 広島
— 11.50 下関
— 11.00 門司
— 10.44 小倉—曾根¹—行橋¹—椎田²
— 10.21 八幡¹

—
10.07 折尾——直方¹
添田¹

10.02
—
9.06 香椎²
—
8.53 博多²——姪浜¹⁶
前原¹——福吉¹

8.47
—
8.32 一日市²
—
7.47 久留米——善導寺¹
筑前大石³

7.43
—
7.36 荒木¹
—
7.27 羽犬塚²
—
7.16 矢部川¹——三橋¹

—
6.53 発 大牟田⁴
14.6.48

久留米	善導寺	筑前大石	浮羽	夕	二日市	博多	姪浜	前原	福吉	香椎	直方	添田	八幡	曾根	行橋	椎田		香椎	夕
	三井	朝倉	浮羽	夕	朝倉	市内宗像	聖バルナバ慰安療 ^{〔寮〕} 十六名	糸島	糸島		鞍手	田川	市内	企救	京都	築上	夕	粕屋	夕
	村	村	村	村	村	村		町	村		町	村	町	村	町	村	村	村	村
	K・W	N・H	D・K	K・Z	I・K	Y・S		Y・H	H・T		T・S	I・T	T・T	M・T	K・U	A・M	H・T	H・H	N・S
	61	63	44	60	45	38		84	57		20	25	事K・N	67	36	26	18	40	38

荒木	三	村	U・Y	54
羽犬塚	八女	村	H・H	59
三橋	山門	村	N・Z	80
矢部川	山門	村	T・E	68
			Y・S	28
			H・S	73
			N・H	69
大牟田		町	T・H	29

一六六 香川県より集団収容

(愛生園蔵「癩患者収容関係書」昭和16年)

十六発衛第五七六号

昭和十六年八月十九日

香川県警察部長印

長島愛生園長殿

浮浪癩患者一斉収容ニ関スル件

首題ノ件ニ関シ、本月九日大島青松園長ヨリ御照会相成候処、右計画ニ関シ地元ノ関係上、本県ニ於テ左記ノ通り九月八日事務打合会開催致度ニ付テハ、時局柄御多端ニハ候得共、万障御繰合ノ上貴県ニ於ケル当該係官ヲ定刻迄ニ御出席セシメ

ラル、様御高配相成度、此段御依頼旁得貴意候

記

一、開催日時 九月八日午前十時

一、場所 香川県高松市内町千代田ビル内

一、議題 四国浮浪徘徊ノ癩患者一斉収容ニ関スル件

打合会

追而、出席者氏名並ニ宿屋ノ必要ノ有無、併セテ浮浪患者ノ概数等承知致度、為念申添置候

.....

十六発衛第六八一号

昭和十六年九月二十日

香川県警察部長印

長島愛生園長殿

浮浪癩患者一斉収容ニ関スル件

昭和十六年八月十九日付十六発衛第五七六号ヲ以テ通報致シ置シ標記ノ件、左記ノ通り送致致シ候条、此段及通報候也

収容場所 本籍 住所 氏名 年令 備考

大島青松園

木田郡 村字 同上 W・K 当二十一年 在宅患者

高知県幡多郡 町 仲多度郡善通寺町 N・S 当十八年 浮浪患者

右同 右同 N・I 当十三年 同

右同	右同	N・T	当九年	同
綾歌郡□町□	右同	M・H	当三十九年	同
福島県鳥間郡大字□	丸亀市□	O・S	当四十八年	在宅患者
邑久光明園				
大川郡□町□	同上	A・T	当四十三年	同
同	同	A・K	当十六年	同
同	同上	K・K	当十七年	同
□町□□	同上	M・Y	当十六年	同
山口県大津郡□町□	綾歌郡□町□	K・T	当五十七年	同
山口県吉敷郡□村	仲多度郡□町	Y・T	当三十八年	浮浪患者
長島愛生園	收容患者ナシ			

一六七 群馬県草津湯の沢より集団收容

(愛生園蔵「癩患者收容関係書」昭和16年)

謹啓 初秋之候、貴官愈御清穆之段奉賀上候、陳は昨日軽率ながら電報にて約二十名程下地患者御收容願ヒ度御願申上候、移転処理の県の方ニも諒解を得申候次第二候間、十一月初頃万障御繰合の上宜敷御願申上候、健康の良き者ばかりニ御座候間、御迎への看護婦様の御心配不要ニ候へ共、客車借用の手配御教示被下度、先は重ねて御願まで申上候 敬具

〔朱書〕
「群馬県草津町（電話一〇七番）」
八月二十七日
〔湯の沢患者代表〕
M・H

光田園長殿 虎皮下
〔朱書〕
「園長ヨリ、入園差支無之、列車及自動車等ノ交渉可致、尚当日ハ收容ノタメ職員ヲ草津視察ヲ兼ネテ派遣可致旨、回報
発（一六・八・三〇）」

.....

拝啓 本日御手紙正に拝見仕り、御来旨御尤もの事と存候も、実は群馬県当局より貴下に申出ありたるものと存じ居り候に、未だ無之儀と存候
貴園に御願申上候患者二十五、六名は、当方の患者を貴園に收容を煩すものには無之、光明園より湯の沢移転の為借り受けたる朝鮮人患者二十五、六名が、本園患者として留る様再三再四小生自身一同を集めて話したるも、来年五月頃又本園に來所するを以て、本年は是非共湯の沢患者貴園收容の際同車せしめ下さる様願度との事にて、致し方なく先日電報致したる儀に御座候、光明園に対しても右様の次第を樋口事務官宛申出置候、当園に於ては決して收容中の患者を一人と雖も他の療養所、殊に貴園に転送申上ぐる様な不徳儀は從來も將來も致す考は毛頭無之、其の点は御安神願度候、唯光明園に

返送の患者を同車願度との事のみにつ、何卒右様御配慮煩度
得貴意候

〔朱書〕

〔栗生楽泉園事務官〕

十一月七日

霜崎 清

光田大人 貴下

.....

園長^① 庶務課長〔自署〕 主任^①

昭和十六年十一月十八日午後二時十分受信

園 宛

発信局 小諸

着電報案

ヨテイドウ タ

エイセイ

ツキソヒ

ラト オ

予定通り発ツタ 衛生イカヌ 附添M・H一 癩患者男一五

メ ミ コウメウ クリウシヨク

女八 未（感児）三 光明二六 栗生職三

一六八 兵庫県のらい容疑者調査

（愛生園蔵「患者雑件書」昭和16年）

謹啓 益御清穆奉大賀候、陳者貴管内に本籍三重県□□村大

字□□番地 T・M 明治卅八年三月廿九日生

右者寄留致居り候哉奉伺上候、仄かに承り候得ハ、同人は指

趾を欠損致居る癩患者にして、自転車によく乗り廻し、又同
人の内縁者は健康人にして、他人の妻に有之候由、右ハ三重
県収容患者より承り候、右ハ単に為めする所ある讒誣中傷と
は受取られぬ節有之候、右は果して癩なりや、御多忙中誠ニ
恐入候得共、何卒御取調之上、御回報被下度奉願上候 敬具

昭和十六年八月廿六日

愛生園長 光田健輔

高砂警察署長殿 侍史

〔欄外〕
「長発〇二号」

.....

昭和十六年九月八日 第十一区受持巡査前田正雄^①

高砂警察署長警部 田中豊殿

事実調査照会ニ対スル回答

〔養父〕

別紙、国立癩療所長島愛生園長ヨリ照会ニ係ハルT・M（当
三十七年）ノ癩患事実ノ有無、内査遂クルニ、本人ハ目下い
かけ職ヲ営ミ居ルモ、近隣ニ於テハ専ラ癩患ナリトノ風評ア
リ、外部所見トシテハ手ノ指等ナシ、依而本人ハ手袋ヲ使用
セリ、其他ハ普通ノモノト思料候条、此段及回答候也

一六九 舞鶴海軍病院より入園願

（愛生園蔵「癩患者収容関係書」昭和16年）

拝啓 突然で失礼の段何卒ぞお許し下さいまし、実は私は数

十日前に癩病の宣告を受け、今は唯病床にあつて先生の御許に参り治療を受ける其日の来るを待つものです、此の宣告を受けました時、一瞬目の前が真暗闇となつてしまひました、此の世に生を享けて二十七年の間だ決して短かい年月では有ませんのに、今となりましては一睡の夢で有ました

先生にこの様なお尋ね致しましては誠に失礼と存じますが、今の私には何うしても申上げお伺ひ致し度く、何卒お許し下さいまし、此の病氣は根治致して再度社会にて御奉公出来ますでせうか、否此の様な事を申しましてはなりません、軍服を一度び体につけました私しが此の様な事を申しましては、大陸の戦野に散花せし幾多の戦友に申訳も有ません：私の運命で有ます、仕方有ません、と幾度か諦めも致しました、しかしこうして諦める下から次ぎくと全快して再び御国に御奉公する為に退院して行く戦友の姿をみるにつけ、たまらなく淋く悲しくなるので御座居ます

「小川先生著小島の春」を先日戦友が持つて来て呉れ、再読三読致しまして以来、一日も早く愛生園に行きたくなつて参りました、しかしながら自分勝手に行く事は出来ず、其の日の来るを待つて居ます、誠に恐縮で有ますなれど愛生園パンフレットを御送附頂けますなれば幸甚に存じます、失礼の段

幾重にも御許し下さいまし

敬具

〔朱書〕
「舞鶴海軍病院第二病舎」

O・O

光田園長先生

一七〇 『小島の春』進呈の案内

（愛生園蔵「無癩県運動関係書」昭和16年）

拝復 御芳書拝受拝誦、郷里につき御配慮の程感謝とともに恐縮に耐へません、「小島の春」を県下の小学校に無料で差上げますから申込下さいと云ふ広告を昨年郷里の新聞に広告仕りましたところ、僅かに四冊丈けしか申込みなく、その不熱心さにあきれ果て、今度帰郷したら知事に直接談判してやらうと、柄にもなく高知県専用の予防協会評議員と称する肩書つきの名刺迄作つて居りますが、それを使用する機会なく今日に及んで居ります、御手紙により何とかしなくてはならぬと存じますが、収容の自働車〔動〕のガソリンなり木炭代なり、それからそれに要する必要経費なりを負担寄付を申出たら如何なものでありませうか（そのやうな例がありませうか、あったら採用して呉れませうか）、何れにても輿論を喚起することが大切かと存じます、幸にして最近高知第一高女の同窓

会との連絡をつける機会を与へられましたので、それを大いに活用してみたいと存じます、又再度小島の春無料呈上の広告をしてみたいとも考へます（本を欲しいとも思はぬ程の人にはたゞで呉れても何にもなりません、欲しいと思ふ人なら少しは役に立ちませう）、偶然の機会にて福井県の小学校の先生から手紙を貰ひ、その人の紹介で小学校の先生方へ先日三冊、今日三冊贈りました、皆そのやうな人は読んで呉れますので、幾分か効果があらうかと期待して居ります、なほいろ／＼考へますが、青柳課長とまだ御目にかゝる機があるかもしれませんので、御会ひしていろ／＼と中央からの御知恵も拝借し、何とかして輿論の喚起からはじめたく存じます、「小島の春」次でに先年出版の子供の本「星影」は、御入用の節何時にでも御希望数丈け差上げますから御利用下さいませ、御指定あれば当方よりそこに送ります、右迄

〔朱書〕
「東京市豊島区西巢鴨三丁目七〇三」

九月廿七日

長崎次郎

光田先生 玉机下

二 伸 書物のことも経費のことも予防協会に指定寄付の形式で、同会から無癪県運動の一部として県に寄附協力させる方法があればさうしてみたく、青柳課長と御相談申し上げ

たく存じ居ります

.....

園長^印 庶務課長^印 主任^印

昭和十六年十一月一日午前十一時四十分発信

長崎次郎殿

電報案

本文 高知ヨリ続々注文アリ「小島の春」外至急送ラレタシ

愛生園

一七一 小川正子より光田健輔あて書状

（岡山市立中央図書館蔵光田文庫「親書」昭和15年）

〔封筒裏〕

岡山県邑久郡裳掛村長島愛生園

光田園長様 御前に

〔封筒裏〕

山梨県東山梨郡春日居村

三月九日 小川正子

園長先生

三月ももう九日になりました、春のおそい山峡にも雨の音と共にしづかな春が訪れて参りました、長島も光明園も共々に困難の中のお仕事にいらせられることをおもつて居ります、なまけものの私ながら、はるかに先生の御健在をお祈り申上げて居ります〔中略〕

この二月の月上旬に大阪朝日新聞社の記者と称しますもの、甲府まで参り手紙を呉れましたが「あなたが患者の境遇を心もちをありのまゝにかいた様に、私もあなたをありのまゝのあなたをかいてみたいと願ひ、すでに昨年の春から八方手をまはし云々」といふ手紙にて、まことにおもしろく、天使だとも大事業だとも偉丈夫だとも、些しもおだて、居ない文面が甲州黒駒の姐御の氣にすつかりと入りまして、訪ねて来たらあふつもりになりました、手紙を寄越しておいて間髪を入れずに訪問して、また先方の策戦もおもしろく、さかんにおしやべりをやりました、私考へますに大阪市殊に朝日新聞にはかなり長島の方面とも直接間接の往来がありますので、いろいろのことが耳より耳に口より口に伝へられてゐるものとみえます、この人もかなりいろいろと調べてか知つてかし

て来て居るのだといふことは、来るといきなり広瀬菊子チブス菌事件に入り、秀才論を持ちかけて来ましたから「ハ、アさそひ出すつもりだな」とおもひました、具体的のこととはとう／＼私も面倒くさいし、説明してわかることでもありませんし、しますから話ませんでしたけれども、それが聞き度いのに申さぬものですから、あなたも仲々の長島育ちの小狸だと申しておりました、然しこの小狸は事実を非定は致しませんでした、只云はなかつただけです、母も丁度居りましたが寸間の面接にて母の印象をとらへ、父の話にするどい批評をするなど、このひとあたりまへの記者ではないのだなど、ふとのんき坊の私も感じましたので、すぐ其の後十日許りたつてから朝日新聞社の顧問のあの有名な杉村楚人冠のむすこといふことがわかりました、楚人冠の息子ならばあの位の人物はあつてもよろしいのでせうし、また一介の記者だといつて来たことにも私の感心は加へられました、記者としては上々だとおもひますが、然しかういふひとはまたそれだけに変な世間的に持ち上げる小川正子を作り上げはいたしませんから、相当に観察をし終へた小川正子をかき出すことだろうとおもひますが、私はまったくそれでよろしいので、その人がかうと感じてかき出す小川がどんなものでありませうとも動

揺することは私自身なからうとおもひます、動揺するといふことがわかつて居りますれば、はじめから面会は致しませんでしたから、いはゞ私から自分の塀をとり去りましたけれども、私はやはり自分の生立ちの様にありのまゝに父の子としての素朴さをもつて、病むにしろ働らくにしろ、この後の人生は処し度いといふ考です、そのきもちからこの人に逢つたといふこともありす、愛生園の御迷惑になる様なことは絶対にないとおもひます、「小島の春」をよむと、私（小川が）が愛生園或は救癪事業に対してのかなりの批判なり不満なりを持ちつゝ、はたらいてゐるといふことがわかるといふのです、けいさつの処置或は事務所の悪口をちよつぴりといつて居る所もなきにしもあらずで、それを大抵のひとは感激でよみくだしてしまふ所を、楚人冠のむすこはかなりによく解剖しつゝ、読通して居るらしく、赤化した時代があつたのではないかとの質問もうけましたから、赤化されかけたことはあるけれども赤化すべき年令を越えてからであつたから無事に経過したと答へました、案外なんでもないことに終るかもしれないけれども、また世の中といふものは妙なもので、ラチもないことを云つてさわぎ度い手もありますから、もしも万一に世間的の問題がおこります場合があります、私は

はつきりと自分の責任を負ふつもりで居ります、自分でもふしぎなほど、この頃のきもちのはつきりと澄んで居て、日々妙だなと感じて居ります、病を心の病も身の病もいつかのりこへたのかもしれませんが〔中略〕

三月九日午後

小川正子拝

光田先生 御前に

一七二 島根県より收容猶予願

（愛生園蔵「癪患者收容関係書」昭和16（17年）

拜啓 一筆御伺い致します、入院するに付まして重々家庭の都合が、子供が一ヶ月も前から腎臓でありたそうですが、分らないかなた物ですから九月八日からここに付いて、医者通も私がつれて通う様な事ですし、妻が妊娠で近頃足がはれる、夜わ引付る、あるけば腹が痛いそうです、春から田を五、六段に畑を作り、今迄わお金取もよけい出来ませんので、今じきと申ましても着て出る物も何様な事〔ない〕です、山の仕事のしか、りもありますし、置ひて出るなれば屋根もふかねば置れ何の〔ない〕です、春から一生懸命で二人で作りました物も、少しの事の入でもあります、近頃初て大作りしたのに今置いて出るのも何としても残念です、妻も無事になりたり、外の仕事のやい

りも付たり、三月の末頃に入院出来ます様、御心配下さいませんか、内に居りましたも集り事の食事の時などわ□□らえて居るのです、家庭皆行きませばどんな都合ですか、私程別に居て妻や子供わ一所に居るのですか、又わ妻と子供わ別ですか、家わ外な人と一所ですか、何如ですか、病気がよくならたら院外に出してもらわれますか、一生愛生園生活ですか、子供わ一年まし大きくなるにつれどんなにくつにして戴かれるのでせうか、何事に付心安にたえま何く送日致居ます、妻わ子供をつれて内に居ると申ますが何如でせうか、はなはだ申兼ますがくわしく御返事御願致します

W・K

療養所長様

出して下さいます御手紙宛所愛生園と書ずにお願致します、私等の様に田畑をあづかりて作る物わ、一家族置いて出たら此度手に入るのわいつの事か分りませんが、子供が仕事の出来る様になりましたらどんなくふうにして戴かれるのでせうか、仕事の都合がありますので、御免同^{〔面倒〕}作らくわしく至急御通知御願致します

九月廿三日

島根県鹿足郡□村□

W・K

.....

拜啓 時候も寒さで御座ますが御変り御座いませんか、私事病気に付、県から療養所に行けと申されるのですが、昨年の秋、三月頃に共して下さいと申たのですが、秋から妻も子供も病氣つづきでありましたので、私一人で秋じまいから子供の医者通いをして、妻わ正月に産をして、私の身の上家庭の時情に付き今に頭が悪と云てじゆ分にも何様な事です、私の内の事情と云物わ財産が一つも何く、拾五年度迄わ近所の人^{〔な〕}が二家に作りおりた田を高山様の方に返しましたので、外に作りてが何ので私に作りてくれよと頼れ、親代々から作りて来た土地の事故、私の一生子供の代迄作らして戴かれる事なら作りませうと申たら、先長く頼との約そくの元に作り初たのです、此の田畑を作らしてもらわねば、たき付一本もひらう所も何く、屋根のふき草刈る所もありませんので、今迄通田畑わ作らして戴かなければ家がやりて行かれませんし、子供わ十三才を頭に此の一月生れの子と五人居ますのが、今年からわ三人通学致しますので通学費も少々でわやれませんし、其れにわ一年度の予算わ負^{〔債整〕}齊製理金・役場費・組合貯金・組合に借金・作年^{〔昨〕}の小作ねんぐ・保険料・飯米・お医者に薬代^{〔事〕}・衣類・はき物・雨具・たき木・炭・家の修善費^{〔繕〕}・屋敷ね

んぐ・でんき料・をかず物、一年の費用も少々でわやれま
 んし、高山様も軍隊に出征の時方々に頼んで来られましたの
 でもありますし、今頃の物価の高のに少しづつの補給戴きま
 したのでわやりて行かれませんが、妻わ五人の子供の世話に牛
 をかい、野菜作る位な事、二里ばかり間のある町に一寸行く
 事も出来ませんので、私等二人わ夜昼気づかい泣きつつ送日
 致居りますが、子供が大きくなり、内をやりて行く様に成迄
 置いて戴く事わ出来すまいか、私一人わ別家して、出なけ
 ればすま何所^{〔ない〕}にわ妻を出す考で居るのです、財産も何く小さ
 い子供わ^{〔多〕}大く、病負苦致て居ります、私を^{〔お〕}察下さいまして
 今迄通りの田畑を作り子供大ききくさする様なお考になし下さ
 います様、御頼致します、粗筆乍時候御身御大切に遊します様、
 万事四六四九御願致します

〔朱書〕
 「島根県鹿足郡□□村□□」

W・K

所長殿

.....

拝啓 厳寒の候、貴官益々御清栄の段奉大賀候、陳者昨年九
 月貴官の出張を煩し候節、検診相成候本県鹿足郡□□村大字
 □□癩患者W・Kの件、其後収容督励の結果本月十六日貴園

に収容致す事に相成り候条、宜敷御願ひ申上候、実は御検診
 当時収容可致筈の処、本人の都合及生活補給費支出等の関係
 に依り今日迄入所猶予致し居りたるが、漸く農閑期となり又
 本年一月の県参事会に於て、已に入所せる患者N・Rの遺族
 に対する分と共に、右遺族の生活補給費を取り得たるにより、
 早速送致の手續を致したる次第に有之候、W・Kの遺族に対
 する生活補給は一人一日四十銭（六人にて一日二円四拾銭）
 位致度存じ居り候、尚W・Kは入所に付、生活補給の外本年
 田植時期に帰省方を条件に致し居り候なるが、本人の病症は
 外観非常に軽症と被認候条、相当期間御診療の上家族等に病
 毒伝播の虞なき程度と相ならば、その旨診断書御作成御送付
 相賜り候へば、当分在郷許可致すも家庭的事情其の他に依り
 已むを得ずと存じ居り候に付、万事宜敷御高配相賜り度御願
 申上候、右様の次第に候条、此旨園長殿へも宜敷御鶴声の程
 を願上候、先は末筆ながら貴官の御健康を祈り上候 敬具

二月十六日

島根県衛生課 桐田繁雄^①

長島愛生園 宮田医官殿

一七三 鳥取県にて收容予定者自殺

(愛生園蔵「癩患者收容関係書」昭和17年)

謹啓仕候、旱天炎暑の砌、先生を初め貴園御一統揃倍々御健
 穆ニして為邦家御尽瘁の義奉銘謝候、殊に先般来ハ上尾氏外
 多数御差遣下され、御底を以て日ならず十余名の送園を見る
 事と相成、土肥知事以下多大の満悦に有之候、小課に於ても
 林・武田の兩人特別に熱誠を以て努力致し呉れ、小生迄も欣
 喜罷在候、殊に先年福田運転手の案内にて御伴申上候西伯郡
 □村の祈禱師H・K事、去る二日(三日送致と決定通知済
 のもの)先例模倣(同人に祈禱を教へ候大字大山寺の□の
 女祈禱師たる患者有□自決致候)致し自決致候由の処、斯の
 如き犠牲者を出候事者最も拙策とは存候へとも、国家的清掃
 工作の前に者当局者者此の点迄も努力する事を在宅患者に教
 示致し、送園作業上好結果を齎す事と確信罷在候、猶目下明
 治四十二年死亡致候患家に対しても、其の家庭及近親者を視
 察致させ居り、不肖本県在職中者癩の根絶に不斷の努力を傾
 倒致す可く決意罷在候間、何卒一層の御支援を御願申上げ、
 併て過日来長時日間多数御降県御活動被下候御職員の御労苦
 とを拝謝仕り度、拙章蕪文拝呈仕候、時下酷暑厳しく御座候
 間、御老体御自愛被下度、尚御園在職各位にもよろしく御鳳

声御伝達の程御願申上候也

草々拝具

八月四日

光田先生 御座下

追て、不日患者の送致旁視察団派遣仕り、県民の理解を深か
 め、故立田長官の尊慮相慰め度存候、何卒御便宜願上候也

一七四 鳥根県より收容につき口添え

(愛生園蔵「患者雑件書」昭和17年)

拝啓 秋冷の候、先生益々御健勝の段大慶に存じ上げます。
 さて突然甚だ失礼とは存じますが、私は小島の春にて先生の
 御高名を知り、ひそかに敬慕してゐる者であります。本年一
 月、当地の昭和製鋼に入社致しましたが、鳥根県大杜町の附
 近の者であります。折入つて御願ひ致したき起^{マコ}りまして、失
 礼を顧みず手紙を差し上げました次第であります。無礼の段、
 平に御許し下さいませ。実は私郷里鳥根県簸川郡□村に
 T・G先生といふお道の先生で書道の先生があります、この
 方は癩病とかにて手足不自由で箸も持てませんが、書道は非
 常に有名でありまして、又人格の高い事も有名であります。
 信心の御話をきく為め、御住居を訪れる者も多いのでありま

〔朱書〕
「鳥取市庖丁人町二六」

熊野誠治

す。その内の一人として信仰させていたゞいてゐるのでありますが、この度県の方から先生を療養所の方へ参られるやう内達があつたさうでありまして、私共としましては、永く御里に止つて頂きたき、地方教化のために尽していたゞきたいと念じてゐますが、国法の上からは致方ありません、療養所にお送りせねばならぬかと存じます。ところで先生の書道是指のない手に筆を結びつけ、頬に手を支えてお書きになるのでありますが、在中のハカキ（ハガキを一枚同封致しました）の少き字より屏風等の大文字まで巧みに書かれ、人格が反映して専門の書家から、脱俗超凡その右に出づる者なし等と賞讃をうけて居られます。先生も与へられた特技として快心〔念〕の作を残させて貰ひたいと念じて居られ、私共も円熟の境に入つて頂きたいと祈つて居るのでありますが、療養所に御入所になれば書道も放棄なさらねばならぬではないかと、それを案じてゐるのであります。

本日のお願ひと申しますのは、先生の御膝下に参られますれば、すべて先生の御指導を御うけになる事と思ふのでありますが、先生にT・G先生の特技を認めて頂き、そちらにて書道に携られる時間をゆるして頂き、このまゝ、研究のつゞけさせて上げて頂きたく、お願い申上げたいのであります、大変

勝手な事を突然御願ひ申上げても如何かと存じましたが、T・G先生が入所なさいましたら、事情御調査下さいまして、御同情の上特別の御計ひに与りたく、懇願いたす次第で御座います。

尚、T・G先〔生欠〕に就て申し上げますと、先生は四国にて日蓮宗の御寺に生れられました、二十才頃よりこの病氣の徴候現れ、一時死を選はれた事ありました由ですが、信心に入られ、求道者としての生活をおつゞけになつて居られます。島根県へは一灯園の縁故にて二十年位前においでになり、天香さんとも特に御懇意な御間柄と承りました。御母堂が御亡くなりその後、一人にて居られ（先生は五十一才です）、不自由な身体にて農業にも従事され、附近の者が教へを乞ふ程園芸等にも精通して居られ、広い畠を自ら耕して一切人手を借りず、あの御身体にてと、誰も感嘆せぬ者は御座いません。

全く信仰の力の偉大な事を、人々は実際に拝見してゐるのであります。この非常時下に於てT・G先生の御存在は何物にも勝つたものとして、力強く思つてゐるのでありますが、国法は如何とも致方御座いません。しかし療養所に於いても光を求める者あるに相違なく、殊に先生の御手許にお出でになる事なれば、私共は安心してお送りするのでありますが、書

道の点が懸念されますので、この点折入つてお願い申上げる次第で御座います。

甚だ勝手なる事実願ひ出で、誠に恐縮の至りで御座いますが、何卒事情御賢察下さいまして、特別の御取計ひ下さいますやう、幾重にも願ひ申し上げます。

向寒の折柄御自愛專一に遊ばされまして、気の毒な病者の味方として、御尽力下さいますやう御祈り申し上げます。再拝

十一月六日朝

加藤一郎

光田先生 御侍史

二伸 T・G先生は神経系の癩とかにて、外部のたゞれ等は御座いません。

一七五 奈良県より強制収容

(愛生園蔵「癩患者収容関係書」昭和17年)

健第三五号

昭和十七年十一月十日

奈良県内政部印

愛生園長殿

癩患者強制収容ニ関シ係員派遣方依頼ノ件

無癩運動ニ関シテハ予テ御後援ヲ煩シ、特ニ客月末貴園本多医官並ニ三原・瀬戸両係員ヲ御派遣相成、検診ニ勧誘ニ御協

力ヲ煩シ多大ノ好成績ヲ得、愈々来ル十一月十八日患者二十九名貴園ニ送致致スコト、相成候処、今尚勧誘ニ応セサル者有之、右ノ者ニ対シテハ強制収容ヲ行フ計画ニ有之、其他重症患者モ数名有之状況ニテ、更ニ貴園ノ御協力ヲ煩シ無癩県奈良ノ実現ヲ期シ度存念ニ有之候、就テハ左記ノ通り係員五名御派遣相煩度、此段重ネテ及御依頼候也

追而、送致列車時刻並ニ患者警察官其他人員、別紙ノ通りニ有之候条、岡山駅ヨリノ運搬自動車等御準備方宜敷御取計相成度申添候

記

十一月十六日午后奈良市着ニテ一名

(吉野郡□村へ出張願度予定)

十一月十七日午后奈良市着ニテ四名 計五名

.....

(秘) 癩患者名簿

署別	住所	氏名	年齢	十月二十八日現在療養所入所希望状況
奈良	□村	I・M	四七	希望ナシ
	□村	Y・T	五二	京都大学附属病院ニ入院希望
	□村	U・K	二六	希望ナシ
	□村	Y・K	四一	少々希望アリ 病氣中

二有之候条、岡山駅ヨリノ運搬自動車等御準備方宜敷御取
計相成度申添候

一七六 強制収容方法につき問合せ

(愛生園蔵「癩患者収容関係書」昭和18年)

拝復 厳寒下益々御清勝のだん大賀奉候、本県無癩のため御
配意被下感謝に堪へず、厚く御礼申上げ候、それに就て知
事・内政部長と相談致し、強制収容を法令に依りて行ひ、本
年中に無癩県にする様協議を進め候ところ、故障を生じ、県
令に無いからどうかなど申する者もあり、目下岡山・山口其
他の県に照^{〔会〕}介致し、その実^{〔方法〕}行^{〔方法〕}法方を問合せ中にて候間、返事
あり次第着手致し御収容を御願ひ致すべく候間、何分よろし
く御願申上げ候、貴県に於て強制収容致し候や、若し致した
るとせば如何なる法方^{〔方法〕}を御とりなされしか、御一報を煩はし
たく候、先は御厚意に対し感謝致し、右御願申上候、時節柄
御自愛專一に候

二月三日朝

〔朱書〕
「静岡市音羽町」

敬具

飯野十造

光田園長殿 玉案下

.....

起案昭和十八年二月八日

施行二月十九日 長島愛生園発第18号

園長^{〔印〕} 庶務課長^{〔印〕} 医務課長^{〔印〕} 主任^{〔印〕}
案

園 長

飯野十造宛

癩患者収容ニ関スル件

拝啓 新春愈々御清穆の段大慶の至りに奉存り候、陳者貴県
無癩運動促進に關しては予而多大の御高配を賜わり感佩罷在
り候処、本園に於ては充分なる努力を傾注致し御希望に相副
ひ可申上く、客月二十九日付を以て早急収容方申進め置き候
処、今回は積極的御送致無癩県静岡の実現に御邁進の御協議
相進められ候趣き、邦家の為め洵に慶賀に不堪る次第にて、
本園としても此際充分なる御応援協力申上げ、之が完成の
早からん事を切望致し居り候次第に御座候

就而今回御照会相成り候強制収容に關しては、從來実施に相
成候県に對しては飽迄応援努力申上げ、患家訪問を致し現下
の時局を説き祖国浄化の必要並に責任を自覺せしめ、本園の
経営或は治療方法・設備等説明の上、入所方勧誘をなし、
稍々強制的に理解せしめ、県と連絡の上収容致し居り候処、

之に依り良好なる実績を挙げ得たる県も相当に有之候、尚右を理解せず伝染の虞ある最も危険なる患者に対しては、知事より警察署長に命じ前以て計画樹立の上、日時決定の上一斉に警官を動員し未明患家を訪問、任意所轄署に出頭を求め、此処に於て始めて療養所に収容の旨を含め、其儘収容致たせし県も相当有之候、此際に於ても本園は県の依頼に依り職員を派遣、患者並に患者荷物に対し直接携わる可く協力致し候条、貴県に於かせられ候ひても右様の事情のもとに必要有之候はゞ、本園は如何なる犠牲をも不顧職員を派遣し積極的御協力申上げ、早急全患者を収容し無癩県静岡岡実現の一日も早からん事を衷心より御祈り致し候条、至急御計画の上前以て御通知賜わり度、此段得貴意申候

追て、右癩患者の強制収容は、癩予防法第三条及び同法施行規則第二条を適用せらるべきものに付、為念申添候、先は右要用申述度如斯に御座候

一七七 兵庫県より強制収容

(愛生園蔵「癩患者収容関係書」昭和18年)

昭和十八年三月三日

兵庫県宍粟郡□村役場印

吉川松吉殿

前略 本村浄化運動ニ関シテハ多大ノ御尽力ニ預リ奉謝候、昨二日付貴台宛御書面差出候通り、当日当地駐在巡查並ニ役場衛生係同伴ニテ各患家ヲ訪レ、此際是非貴園ノ収容ニ応ズル様勧誘致候処、殆下之ニ同意致シ、之ガ送致ノ日時ハ三月十五日ト決定致候間、当日ニ収容出来得ル様御配慮賜り度、万一当日貴庁ノ御都合等ニ依リテ収容願フコト困難ノ様ナレバ折返シ御一報煩度、尚収容ニ当リテハ病弱者モ有之候ヘバ、其ノ以前(一兩日前)貴職始メ関係ノ方々ニ於テ御来村ノ上、諸般ノ準備等ヲ整ヘ収容ニ遺憾ナキヲ期シ度考ヘニ有之候、罹病者ノ内僅ニ二、三名ハ極力収容ヲ拒ム状態ニ候ヘ共、警察当局トシテハ此際半強制的ニ致シテモ収容スベク決意致居候、而シテ現在ノ患者ハ悉ク収容ニ応スベク努力致居候

右ノ通りニ候間、何卒宜敷御依頼申上候、実ハ一度当庁ヨリ係員ヲ貴庁ニ遣シ打合セ申上ゲルノガ本意ニ候ヘ共、不敢取書中ヲ以テ御願申上候、而シテ万一前記収容日時御変更其他御意見等有之候ヘバ、至急御通知賜り度候也

一七八 兵庫県より強制収容

(愛生園蔵「患者受付簿」昭和18年)

昭和十八年八月□□

発信者 兵庫県衛生課 受信者 臨時庶務吉川雇^印

癩患者収容ニ関スル件

一、送致日時 八月二十四日午後三時五分 岡山駅着

一、患者数 二十名 内訳 自宅患者 男十名・女三名

浮浪患者 男七、八名

一、附添者 患者家族 十名

県係員及護送警官 五名

備考 浮浪患者七、八名ハ、当日迄極秘ノ上、一網打尽ニ檢束収容ノ予定ナルモ、或ヒハ減少スルヤモ計リ難キ由

尚、多人数収容ノ為、岡山迄愛生丸ノ配船ヲ依頼アリタリ、右配船ニ関シテハ、庶務課長及ビ係員不在、尚天候支障モ相生ズルヤモ難計キモ、兎二角船車何レニシテモ収容ニ万遺憾ナキヲ期スル旨回答セリ

一七九 草津監房送致者より帰園願

(愛生園蔵「患者雜件書」昭和19年)

久敷御無沙汰致しました、扨て岡崎分館長殿には其後御變りもあらせられず、益々御健在にて日々御精勤の御事ならんと遙に御推察申上ます、降而私昨年八月十二日罪ありてY・某氏と共に愛生園より草津監房へ送られ、其後三ヶ月半を経過

して十二月一日早朝凍死の状態にて監禁室より担ぎ出されるに至りました、十一月の中程より以後に於きまして二回計り人事不承^{〔省〕}に落入りし事もあります、若きY氏でさへ四ヶ月半にして終に此世の汚れた悪縁を絶て、清くして限りなき未來の生に至られしを、私しの身は如何なる業果の因縁にや、六十二才の衰老の身は九死に一生を得て、今日尚ほ茲に生き甲斐もなき味気なき生を続け居りしは、嗚呼是れ人乎、縁の身を引づり行かんとするのであるーか、此の意味に於て若きY氏の早死こそは今日の私しには真に羨望の至りに堪へず、果てしもなき未來永劫の無限の清き生命を見詰むるの時、嗚呼味気なき現世の汚身よ、厭はしき罪の身よ、浮浪患者の身は何処に行くとも天が下中隠れ家もなしであります、人は何処に行くとも我が生れ故郷程善き処はなし、如何に深山の奥の一軒家でも、数百万の都会人の美声の歌よりも、牛叱る老爺のシオ枯れ声の聞え来る方が懐かしく、歌舞音楽の声よりも、溪の流れの灑きや、峰の松風も、扨ては小鳥のさへずりも、裏山で啼くフクロの声も、振り返りて若き日の昔の事を考へる時、如何に、私は療養所生活では愛生園が始めであつて我が生れ故郷の如くであります、療養所は数あれども又如何に他の療養所が優待せられても、私しには何やら旅の心地

して落附けにくい思ひが致します、私しは故郷へ帰る、必ず
 帰る、帰りて故郷で死にたい、愛生園は私しの第二の故郷で
 ある、先生帰りして下さい、今度帰りたら親不行幸は致しま
 せん、必ず愛生園の御規則に従ひます、何卒愛生園で死なし
 て下さい、御願ひ致します、近日の内に私しは急度帰ります、
 何卒御許可下さい、私しは今大阪で闇み商売を致して居りま
 す、米・小豆・砂糖などの闇み商売であります、田舎で三円
 位で買ひ出して大阪で八、九円から十円位に売りに居りし米
 が、此頃では田舎の人々は大阪では米が一枡十円以上すると
 云ふ事を皆知りましたから中々に売らない、八円九円と高呼
 びして仲々に安値で買ひ出せない、先生大阪では砂糖一斤が
 十八円と云ふ闇み商売であります、闇みは国法の禁ずる犯罪、
 今日大阪の如き大都会人で闇み働かぬ人は殆んど一人もなき
 か、巡査でも闇みを働く、闇みを働かねば生きて行かない、
 配給米だけでは生きて行けない、人は如何程喰ふても死ぬる
 命は助からない、人はパンノミニテハ生られない、慾には限
 りがない、嗚呼厭じや、世上は厭じや、帰らして下さい

四月二十八日

S・M

諸先生様

一八〇 兵庫県より在宅患者収容

(愛生園蔵「人事照復重要書綴」昭和19年)

昭和十九年十月十七日

高砂警察署管内□□巡査駐在所内

巡査 藤井信夫(印)

長島愛生園長殿

患者入園依頼ノ件

本籍 兵庫県印南郡□□村□□

住所 右同上

K・T 当二十五年

右者ノ応召ナシ居リテ、軍隊ニ於イテ患者トシテノ診定ヲ受
 ケタルモノ、本名ノ家庭ハ

父 K・T (四十九年)

母 K・Y (四十五年)

長女 K・N (二年)

祖父 K・T (七十九年)

ノ本名ヲ併セテ五人暮シノ家庭ニシテ、本名ハ一人息子ニシ
 テ両親・祖父共ニ愛惜ノ情止ミ難キヲモ種々勧誘ナシ、此処
 ニ決意ナシテ入園ナシタルモ、何卒園長殿ニ於カセラレテハ、
 本名及家族ノ氣持ヲ御諒察ノ上、何卒懇切ナシ下サル様、又

本名ハ輕症ト思料スルノモノ、何分共ニ宜敷ク御願申上候

.....

昭和十九年十月十七日

高砂警察署管内□□ 巡查駐在所

巡查 藤井信夫^印

長島愛生園療養所長殿

患者入園依頼ノ件

本籍 兵庫県印南郡□□村□□□□

住所 右同上

M・K 当五十一才

右ノ者ハ左記ノ通り家族モ多ク、又燐寸素地製造等ヲナシ居
リテ、今回企業整備ニナリタルモノニシテ、農業又養鶏モ多
少ナシ居リタルモノ、家族ハ

妻 M・S (明治三十五年生)

長男 M・Z (現在現役出征中)

二女 M・H (大正十四年生) 姫路製氷会社事務員

三女 M・K (昭和三年生) 姫路女学校通学中

四女 M・R (昭和十一年生)

五女 M・Z (昭和十五年生)

六女 M・T (昭和十八年生)

大家族ニシテ、本名ガ入園ノ上ハ生活上其ノ他ニ困難ヲ来ス
モノトノ家族ノ考ヘモアリ、又家族ハ多ク幼児モアリテ惜別
ノ情止ミ難ク、殊ニ二女M・H及三女M・Kハ泣キ叫ブ状況
ニシテ、又一家死ヲモ決意スルガ如キ口吻ヲモ洩シナド致シ
テ、又妻M・Sモ実ニ愛惜ノ情切ナルモノアリテ、勧誘ニモ
困難ナリシガ、種々勧誘ノ結果、此ノ度国策ニ添フノ悲壮ナ
ル決意ノ基ニ入園ナシタル次第、何卒前記ノ家庭ノ情況、其
ノ他ヲ御諒察ノ上、万事宜敷ク御願申上候、云フ迄モ無キ事
ナガラ何卒懇切ニナシヤリ被下度、重ネテ御依頼申上候

一八一 大分県より入園願

(愛生園蔵「患者雑件書」昭和19年)

僕は今年十九才の青年です、僕もあの恐い癩の患者なので
す、僕は昭和十四年の四月に土地のある農学校に入学致しま
した、其の時はもう癩の初期症状は現れてゐたのです、だが
痛くもかゆくもない患部を僕は少しも氣にかけてゐなかつた
のです、そしてそれから二年程過ぎた冬、友達より風呂の中
で「君此字はどうしたんだ」と言はれました、僕もだんく
^痣 拡がつて行く其の患部を内々心配してゐたのです、それで次
の日校医に診て貰ひました、だが眼科専門の校医は幸にも僕

の病状を診断し兼ねたのです、「これは何と言ふ病気か知らないから帰つて専門医に診てもらひなさい、アルコールに入れてて標本にして置きたいやうな病気だ」と校医はこんな冗談を言つた位でした、それで僕も変な病気だなあと思ひはしたものの、これがどうして癩だと想像出来ませう、癩患者と言へば顔のくづれた手のまがつた人より他に知らない僕でした、それが癩だと解つた時の僕の胸中？本当に気も狂はんばかりでした、僕は其の夜自殺を企てました、だがそれは失敗に終わりました、それ以来僕は死への恐怖を覚えてどうしても死ぬ気になれません、そして今まで生き延びて来たのです、今までどうやら自分の病気をかくす事が出来ました、だが世の中は複雑に成つて来ました、国民登録・徴用令・体力検査、これは僕にとつて最も恐いものでした、何故でせう、国民登録に入れば徴用令が来る、徴用令が来れば其の時に身体検査を受けねばならない、身体検査をすれば自分の病気がみんなに知られるからです、僕は此の癩の露見を最も恐れてゐたのです、若し露見したとして僕はまだしのべるとしても家人が可哀そうです、あの家は癩病筋だと弟妹の結婚に影響するのが可哀そうなのです、僕は長男で今まで家業に従事してゐるので徴用令は免れました、僕の家は百姓を相当広くやつて

居りますので食糧増産の為に徴用令免れたのです、だが今度は青年学校がうるさく入学しろくと勧めるのです、だが青年学校に入学すればいつかは身体検査を受けねばならないのです、僕はどうしても身体検査を受けたくないのです、僕は自分の病気がみんなに知れない前にみんなの前から姿を消してしまひたいのです、以前軽症の時種々の治療を試みましたが、其の効空しく僕は終に病気の全快を断念せねばならなかつたのです、今は唯自然死を待つより外に施す術を知らないのです、今此の未曾有の超非常時に銃後農村に科せられた重大使命である食糧増産も必要であります、だが我が大日本帝國に癩患者を増してよいか？これも又一考を要すると思ふのであります、僕は今普通人と変らない生活をしてゐます、そして農業にも励んで居ります、前にも書きましたやうに僕は病気の露見を最も恐れてゐるのです、僕の入園を許可して下さいでせうか？若し幸ひに許して下さいなれば、次の事柄をお教へ下さい

一、貴園へ行く路順（何駅で降りてどう行けばいいでせうか？）

一、療養費の必要の有無（若し必要なればいくら入用でせうか？）

一、夜具・衣服の必要の有無

右の三ツの事を詳しくお教へ下さい、では宜敷く願ひ申し上げます

K

園長様

〔朱書〕封皮 大分県大分郡□村字□ N・K

一八二 神戸市にて集団検診

(愛生園蔵「癩患者収容関係書」昭和20年)

衛発秘第八号

昭和二十年一月二十六日

兵庫県衛生課長印

長島愛生園長殿

患者健康診断実施ニ関シ医官派遣方依頼ノ件

今般左記ニ依リ健康診断実施致度候条、御繁忙中恐縮ニ存候へ共、医官御派遣支援賜度、此段及依願候也

追而、準備ノ都合有之候条、適当ナル日時ヲ御決定ノ上折

返シ御回答相煩度

一、診断場所 患者訪問

二、患者 市内二五名

三、診断月日 二月上旬(数日間)

.....
診断書

神戸市□区□□ N・T 明治三十年一月二十二日生

神戸市□区□□ S・W

神戸市□区□□ S・S 明治十四年生

右全治ノ状態ニアリ

神戸市□□ O・A 結節癩軽症

神戸市□□ H・Z 斑紋癩軽症

右要注意

神戸市□区□□ N・T 六十三才 結節癩重症

神戸市□区□□ S・A 四十三才 結節癩中等症

神戸市□区□□ Y・H

明治三十八年五月十五日生 結節癩重症

右他ニ伝染セシムル虞アリ、療養所へ収容ヲ要ス

右ノ通診断候也

昭和二十年二月十二日

岡山県邑久郡裳掛村

長島愛生園医官 田尻 敢

一八三 大阪府より強制収容

(愛生園蔵「癩患者収容関係書」昭和20年)

御無沙汰をいたしてゐまして申訳もございません、何時かは
お尋ねいたしまして(七月七日)、色々と御馳走さまにあづ
かり、その上色々御心こもれるお土産まで沢山に頂戴いた
しまして、まことにありがたう存しました、九日には府庁で
お礼のお手紙を認め中、かねて応召中の弟戦病死の報に接し、
あはて、帰国いたしましたま、まことに突然のこと、てお恥し
いことながら、その後心もとない生活をいたし、心に懸り
つゝ、失礼申してゐましたが、何卒お許し下さいませ

さて、八月五日送致の患者の件につきましては、夜中まこと
に御めいわくをおかけいたし恐縮に存じ、お目に懸りまして
おわびと思ひ居りましたが、患者がごたくゝいたしますにつ
き、そのまゝ虫明にてお渡しいたしましたま、帰へりました、
彼患者は海軍軍属として上阪後、望郷の念止みがたく、癩だ
から帰へせとて六ヶ月間作業にもつかず手こずらせてゐまし
た者にて、軍隊としては放免することも出来ず、とにかく療
養所へ入れてくれとて委託されましたが、丁度私が高松へ一
度お見舞にまゐり度いと思つてゐました時とて、僅か一人に
貴院に車の御めいわくをかけても申訳ない故、同道して行け

との事にて大島へ同道中、朝鮮にあらずは帰へらぬとて宇野
にて手こずらせるもの故、再び大阪へ引き返へすとて岡山に
下車のことに腹をきめ、夜中を煩はせましてお引きとりを願
ひました様なことで、まことに申訳もございませんでした

尚、同人は小遣金一錢持たづ、同日の立替旅費六円也を會計
へお話の上当分のタバコ代にお渡し下され度く、真に体格上
等の男故、在園中の朝鮮患者より軍隊としては放免出来ぬ故、
尚又目下の状勢にては朝鮮へは帰へれぬから、時局の好転す
るまで旅費でも蓄める様申しきかせ給はれば、かねてからお
話の松根油従業にはまことに好適と存じます故、よろしく御
利用下され度く

尚、目下の時局故、従来の通りに鉄道に申込みまでもその
日が計り知れず、軽症者の時は無断で普通乗車いたします故、
その様なこともある旨、自動車の運転手の方へもお話置き下
され度く、八月下旬にはお邪魔申上げる事と存じますが(目
下軍隊二名あり)、御拝眉の上万々御礼申上ますが、とりあ
へず幸便に託して、とり急ぎ乱筆走り書きのまゝ、御健闘の
程祈り上げます

八月十四日

〔大阪府衛生課〕
大浜文子

齊藤事務官殿

衛親第一五号

昭和 年 月 日

大阪府知事印

長島愛生
太島青松園長殿

癩患者送致ニ関スル件

左記患者送致候条、御収容相成度候

記

一、本籍

住所 大阪府三島郡安威村海軍施設部第一〇一部隊

N・S 当三十年

2 一時帰省をめぐって

一八四 福井県へ帰省願

(愛生園蔵「患者進退賞罰関係書」昭和7年)

私儀、昨年帰国致ス途中無利^{〔理〕}ニ当園エ入院サセラレ、誠に困
り居り候トコロ、今回何カト家事の都合モ有之候条、一時退
院ノ御許可被下度願出候也

昭和七年三月十一日

右 Y・S 印

長島愛生園長 光田健輔様

昭和七年三月十八日

園長印 庶務課長印 医務課長〔自署〕 主任印

帰省願ニ関スル件

一、差出人 Y・S (本名Y・S)

一、願出事項 退園

一、帰省地 福井県□町□□

一、事由 一身上及家事ノ都合

一、病症 結節重症

一、所持金

一、処理 不許可相成可然哉

一八五 愛知県へ帰省願

(愛生園蔵「患者進退賞罰関係書」昭和7年)

拝啓 新緑したたる気持よき季節、益々御多祥之段賀上候、
扱小生父S・R事、昨年八月より碧海郡旭村平七の岩瀬氏の
御尽力により御貴園に御厄介に相成、爾来幸福なる生活を致
し居らるゝ事、父よりの便りにより承知致し、小生常に感謝
に堪へぬ次第に候、小生も近き所なれば最早や今迄に度々参
上、なつかしき父にも面会し御世話下さる皆様にも御拝眉の

上、御礼の一言も申上居べきに、何分遠路の事とでもあり、勤めの身の余閑を得ぬかなしき、心ならずも延びく／＼て未だに其の意を得ぬ次第に候、此の八月には少々余暇を得べく予定につき、その節に是非一度参上、親しく御貴園参観の榮を得度楽しみ居候、然るに近頃父様よりの便によれば、人情の上から当然かとも存ぜられ□□が、一度郷里に帰り度御心情の程御申越され、その御心根を御察しするとき「最もだ」とは推せられ候も、御承知の通り万人の忌避する病気の事として、子や孫又は親戚の近所に多き関係上、やうやく「去る者は疎し」のたとへに、やゝ世間の印象の薄らぎし所へ再び見せつけられる事は、その関係者一同に与ふる影響如何ばかりかと思ふとき、唯親子の情愛にほださるゝばかりもならず、事茲に至るとき小生の最も心を悩ます次第に候、折角御上や世間の同情に申分なき御世話を受け居られ、関係者一同も為めにすくはれ居現在の幸福を破る事は、一面御上の意にも反する事にもなり、又世間の同情ある人々をも裏切る事とも相成候と存ぜられ、出来る事ならお父様が御貴園に満足して御暮しに相成、人情として忍び難き事なれども、郷里をあきらめて新生涯を送つてもらひたく切に存ずる次第に候も、又「一度帰つて見たい」との父の心情も子として買はぬわけには行か

ぬ次第にて、ほんとうにこの点親身の子として血を吐く思ひに心を腐らす次第に候、故にこゝに御貴殿に御相談申上ぐる次第に候、如何すべきものに候や、然して目下父上の病勢は如何なる程度に有之候や、若帰郷するとして汽車に乗れる程度か、又伝染のおそれなきまでに治癒致し居候や、又御貴園にて一寸郷里へ帰つて再び入園を許されるもの候や、其等の点誠に勝手がましく候へども御知らせ下され度、一重に御願申上候、実は父の事ですもの、又御厄介になつてゐる事ですもの、早速参上申上べき本意の所、前申上げし如く勤めの身の□なさ、その自由をもたぬ事として失礼ながら書面以てかく御手□相煩らはす次第に候、その点何卒御くみ取り下され、御海容の上御指示下されん事を伏して御願申上候 敬具

五月四日夜

S・D

愛生園主様

.....

昭和七年七月三十日

園長^⑩ 庶務課長^⑩ 医務課長^⑩ 主任^⑩

帰省願二関スル件

一、差出人 S・R

一、願出事項 一時帰省

一、帰省地 愛知県知多郡□村大字□

一、事由 家事整理

一、病症 結節中等、鼻汁二菌ナシ、短時日差支ヘナカラン

一、所持金 金五円也

一、処理 許可

一八六 徳島県へ帰省願

(愛生園蔵「患者進退賞罰関係書」昭和7年)

御 願

一、帰宅願御許可ノ件

右は、私共を一番寵愛なし下されし祖母が近来老衰病にて、しきりに生ある内TとSに逢いたいくと申居り候故、御暇間を頂いて祖母に逢いにこいと母上よりの知らせに有之候、何卒祖母の存命中是非面会いたし度候につき、特別の御同情御詮議を以て、此段御許可なし給り度及御願候也

昭和七年十二月八日

M・T

同 S

愛生園長 光田健輔殿

昭和七年十二月十六日

園長〔自署〕 庶務課長⑨ 医務課長⑨ 主任⑨

帰省願ニ関スル件 分館通知済

一、差出人 M・T M・S

一、願出事項 一時帰省

一、帰省地 徳島県板野郡□村

一、事由 老祖母病氣見舞

一、病症 結節 中

一、所持金 金壹円参拾壹錢也

一、処理 不許可相成可然哉

一八七 奈良県へ帰省出願につき懲戒

(愛生園蔵「患者記録関係」昭和10年)

要注意人物票

写真又ハ特徴 右手指ナシ 中等

姓 名 1136 M・H 大正六年生

本 籍 奈良県添上郡□村大字□

収容年月日 昭和九年九月十日 自宅患者

本園収容迄ノ経歴 1 学歴尋二修 2 宗教真宗 3 其他

交友関係

通信先

作業

保管金

一円五十銭内外ノ作業収入アリ、残高ナシ

(一〇・八・一)

入園後ノ経歴 本人ハ未ダ十九歳ノ若者ニシテ入園以来実直ニ働キ居リシガ、昭和十年三月頃ヨリ帰省ヲ願フニ至リタルモ、何等ソノ必要ヲ認ムベキ理由ヲ発見シ得ザルヲ以テ、其ノ旨ヲ奈良県警察部ニ移牒シタルニ、帰省ノ必要ナキ旨回答アリ、然ルニ本人ノ精神状態更ニ安定ヲ見ズ、昭和十年七月初旬ヨリ益々悪化シ「火ヲツケルゾ」等ノ暴言ヲ敢テシテ憚カラズ、昭和十年七月三十一日左記ノ如キ書信ヲ投函セリ

ハイケ 井上さんに国へ一同^{〔度〕}かいらせ下さいとづいぶんおねがひに上たが、今だかやてやるとをせになりませぬが、^{〔仰〕}国へかいるなと行へば^{〔言〕}かいりませぬが、たあた一つ井上さん^{〔鹿兒〕}にたのみがある、それわか^{〔病院〕}ご島県のびよいがたと私をそこへいれてもらいたい^{〔で〕}の出す、その話を園長殿にM・Hが話をして下さいと私にかよに申ましたと君から一回園長に話をし、そこへいけるよう君からよろしく話して下さい、それがM・Hの一つのたのみだ、君もぼくの心はわかつた^{〔で〕}ろ、^{〔で〕}ぼくも君の心を見た、又園長に話をしてもしかそれわ

出さないと行へば、もう私もかんがへます、国にかいらせ^{〔言〕}と行へばならぬ、又かご島にいれて下されと行てもだめな^{〔言〕}ら、その時こそ私山かじやるやら又ぞゆな^{〔ど〕}ことするかわからんか、このことも園長につたへて下され、ぞうかんがへても私は愛生園にをることはいやじや、先生やかんごふ又くすりあるが、私はぞう^{〔ど〕}してもこの長島にをるきにはなれない、行へ^{〔言〕}私のたきださない家^{〔内〕}に国へかいらせてくれるか、又はかご島につれていて下されるか、園長にへんちをき、私に一日も一時も早くきかせて下さい、まだくかくことわ山ほどあるが、ごへんじき上^{〔た〕}出たきだすかもしれな^{〔で〕}いから、そのかくごてしてをいて下され、私は井上さんとを^{〔思〕}もてげたあづけてをくから、よきよにして下され、かならずうらん出^{〔で〕}くれるな、なにもかも井上さんのへんじきた上にします、おねがひします井上君

報恩補助ヨリ

.....

氏名 M・H 大正六年生 性別 男 犯罪名 脅迫

原籍地 奈良県添上郡□村大字□ 出生地 同

左手 1 示手 2 中指 3 環指 4 小指 5 拇指

／
／
／
／
／

右手 6 示手 7 中指 8 環指 9 小指 10 拇指

(指紋) (指紋) (指紋) (指紋) (指紋)

左手 / 右手 (五指指紋)

昭和十年八月四日監禁室ニ於テ作成
備考 左手疾患ノ為五指脱失セリ

一八八 山口県へ帰省願

(愛生園蔵「入園者人事照復書類」昭和11年)

往 文

昭和十一年十月廿六日

山口県警察部

深川警察署御中

左記ノ件及照会候也

記

□村 K・I

右入園中ノ処、一時帰省許可(父病氣・家事整理ノタメ)願
出ノ趣キ事実ナリヤ、又必要ナルヤ調査至急報告セラルヘシ

復 文

上記ノ件調査スルニ、父K・Tハ輕キ齒痛ト頭痛アリタルモ、
最近ハ屋外ニ出デ農事ニ従事ナシ居リテ、家族ノモノモ一度
逢ヒ度イ事ハ事実ナルモ、切角部落二人並ニ交際モ出来タル

ニ、又一時帰省シ遠ザカラル様ニナリテハト心配ナシ居リ
テ、全快退院ナレバ兎ニ角、一時帰宅ハ好マザル模様ニシテ、
必要ナレバ家族ノ者ガ面会ニ行ク様語り居ル程度ニシテ、一
時帰省ハ必ズシモ必要ニアラザルモノト認メラル

一八九 岡山県へ帰省願

(愛生園蔵「入園者人事照復書類」昭和12年)

昭和十二年二月廿五日

岡山県新見警察署長印

長島愛生園長殿

別紙巡査報告書ノ件、真否御内偵ノ上、御回答相煩度及照会
候也

.....

新見警察署長殿

□巡査駐在所

報告 昭和十二年二月二十三日

愛生園入園者帰郷ノ件

部内大字□□番地戸主H・Hハ、昨十一年四月二十八日、
レプラ患者トシテ長島愛生園ニ收容シタルガ、昨廿二日H・
H養子H・Tニ宛テ、愛生園ニ入所シ、ソノ後自分ノ病氣ハ
レプラニアラズ誤診ニアツタ關係デ、近ク(三月中)帰郷ス
ル旨申送り候モ、万一脱走ニヨリ帰国ヲ計ル意志アルモノニ

ハアラズヤト思料サレ、御照会相成候ハゞ、将来取締上之参
考トナリ得ベク思料サレ候ニ付、及報告上申候也

.....

昭和十二年三月一日起案

昭和十二年三月四日施行 長収第八八号

園長^印 庶務課長^印 主任〔自署〕

案

岡山県新見警察署長宛

園 長

癩患者調査ニ関スル件

昭和十二年二月二十五日付、貴管内□□巡查駐在所ヨリ御照
会相成候、本園入園者H・Hニ関スル調査ノ件、左記ノ通及
回答候

記

H・Hハ、去ル一月二十六日、家事整理（賃借関係其他）ノ
事由ニヨリ一時帰省方及願出候処、実情不詳ノタメ未ダ決定
ニ至ラズ候モ、御照会ノレプラニ非ズ誤診云々ノ事実ハ無根
ニテ、懷郷ノ思ヨリ書送りシモノト推察セラレ候、本人目下
ノ処、脱走ヲ犯シテマデ帰省セントスル程ノ意志無モ、一度
ハ帰省シ整理シテ氣ヲ落ツケタシト切願致居候ヘバ、本人ノ

家庭ニ於テ同人ノ帰省ヲ希望シ、且同人ノ帰省ヲ必要トスル
事情アリトセバ、目下病氣ノ状態トシテ帰省シ得ル状態ナレ
バ、ソノ実情ニヨリテハ考慮イタスベク候間、右実情乍御面
倒至急御調査ノ上、何分ノ御回報相煩度

一九〇 岡山県内に帰省中未帰園者

（愛生園蔵「入園者人事照復書類」昭和12年）

自昭和十一年六月至同十二年七月

岡山県人ニシテ一時帰省者中帰園セザル者ノ調書

昭和十二年七月二十一日調

記

本籍 氏名 願出事由 帰省年月日 退園年月日
和気郡□□町□□ S・T 家事整理、妻引取二来園

昭和十一年六月四日 同七月二十日

吉備郡□□村字□□ O・Z 家事整理、子息O・K引

取二来園 同十一年九月二十九日 同十月十六日

吉備郡□□町 O・H 家事整理 同十一年十二月三日

同十二年一月四日

御津郡□□村 S・I 水害ノタメ家屋流失シ、新築中ニ付

ソノ心配及家事整理、親族会議召集 同十二年二月二十日

同十二年三月十六日

阿哲郡□村 H・H 家事整理、養子引取ニ来園

同十二年四月二十三日 同十二年六月十四日

真庭郡□町 K・T 家事整理、従兄引取ニ来園

同十二年五月十六日 同十二年六月十四日

赤磐郡□村 M・T 家事整理及父重態ノ為

同十二年六月九日 同十二年七月十二日

児島郡□町 O・Y 家事整理 同十二年六月二十六日

同十二年七月十二日

御津郡□村□□ Y・H 家事整理ノタメ帰省願出中

ノ処 昭和十一年十月二十八日 逃走

吉備郡□町 K・T 事M・T 家事都合ニヨリ帰省願出中

ノ処 昭和十二年二月二十三日 逃走

一九一 山口県へ帰省願

(愛生園蔵「入園者人事照復書類」昭和12年)

拝啓 時下余寒之候、御尊下益々御清祥之段奉賀候、陳ば愚子N・T事、永々入院致、一方ならぬ御厚情を蒙り居候段、深感謝奉候、次ニ私事当年七十五才の老体にて、且昨春秋頃より何となく心細く日送致居候処、日を重ぬるに伴い弱体と

相成、何とか御願申上、年内には是非一度帰国致呉て一所ニ新年を迎へる様申送候処、今以何の通知もなく帰国する事相叶ざる由にて、実ニ涙の日送申居候処、当春以来風邪の気味にて打伏居候処、日々弱衰致のみにて如何にも全快する事計り難存ぜられ候ニ付てハ、特別の御詮議以一時帰郷致させ被下間敷哉、亦全快の上ハ直ちに帰らせ申間、一ヶ月計りなりと同居致し、存命中に申置度事山々之有、死後の後片付の話も之有、何やかと山々積る話之有候ニ付、此状着次第、御なさを以老母をあわれと思召、帰省儀御許し被下度、伏て御願ニ及候、先ハ乱筆乍御願申上度、如斯ニ御座候 敬白

□村□ N・T母

同 U

院長光田健助輔殿

.....

昭和十二年三月六日

山口県警察部長

長島愛生園長殿

摘要 御照会ノ件、別紙ノ通ニ有之候条、及回答候也

追テ、本人力従来ノ如ク帰園ヲ誓フニ於テハ許可可然候

受信人 部長

発信人 本郷署長

昭和十二年三月六日午前十時 電話取扱者 石井

癩患者一時帰省願ニ関スル件

昨日電話御指示ニ係ルN・Tニ対スル表記ノ件ニ関シ、本籍地ニ於テ調査スルニ、実母U当七十六年ハ孤独ニテ、老齡ナガラモ健康ナルガ、本人ヨリ実子N・Tニ対シ思慕ノ情加ハリ、書面ヲ以テ帰郷方通知セシモノニ有之、及報告候也

一九二 岡山県へ帰省出願につき懲戒

(愛生園蔵「懲戒検束関係書」昭和14年)

起案 昭和十四年二月十四日

施行 二月十五日

園長^印 庶務課長^印 医務課長^印 主任^印

入園者懲戒処分ニ関スル件

標記ノ件、左記事由ニ依リ左ノ通告告シ、処分相成可然哉

謹慎五日 雁舎 S・Y

二月十五日ヨリ二月十九日迄

(事由) 患者S・Yハ、別紙口頭録取書記載ノ通、一時帰省ノ許可無キノ故ヲ以テ、職員ノ指揮命令ニ服従セザルノミナラズ、立入禁止ノ地域ニ入りタルハ、患者懲戒検束規程第三条第一号及第三号該当行為ニシテ、謹慎又ハ減食ニ処シ、場

合ニ依リ之ヲ併科ノ処分ヲ為スベキモノトス

岡山県在籍者、特ニ同県送致患者ノ一時帰省方ニ関シテハ、同県ヨリノ希望モアリ、常ニ密接ナル聯絡ヲトリ来リタルトコロニシテ、本件ニ関シテモ再三亘リ電話ヲ以テ照会セル次第ナリシガ、確答遅延シタル為、遂今日ニ及ビタリ、其ノ間本人ニ対シテハ屢々説諭シ、本月十日ノ如キハ重ネテ電話照会スル一方、本人ニ対シテモ暫時待ツベキコトヲ指示セルニ拘ラズ、今回ノ如キ挙ニ出デタリ、唯恕スベキ点ハ、斯ル行為アリタルハ今回ガ最初ナルト、特ニ本人ノ実父来園シ事情ヲ知ルニ至リテ、寛大ナル処置アラムコトヲ願出デタルコトナリ、依而今回ニ限り規程第八条ヲ採用シ、前記ノ懲戒ヲ宣告シ、本人ノ反省自覚ヲ促サムトスルモノナリ(以上)

口頭録取書

一問 其方原籍・氏名・年令

一答 岡山県英田郡□町 S・Y 当三十六年

一問 其方入園年月日

一答 昭和十二年十二月十八日入園シマシタ

一問 其方ノ舍籍ハ如何

一答 雁舎ニ居リマス

一問 其方は迄園則ニ触レテ、処分ヲ受ケタルコトナキヤ

一答 アリマセン

一問 其方、一時帰省願ヲ出シタカ

一答 願出マシタ

一問 何日頃願出デタルヤ

一答 本年一月六日願出マシタ

一問 今ニ許可ナキヤ

一答 未ダ許可ハアリマセン

一問 何故許可ナキヤ

一答 岡山県ノ係リニ照会シテアルカラ、返事ノ来ルマデ

待チ居レトノコトデアリマス

一問 其方本月十日午後二時頃、本館附近ヲ徘徊シテ居ツタ

カ

一答 左様デアリマス、分館デ埒ガアカヌ故、園長ニ直接面

談スル考デアリマシタ

一問 其方ハ、園長ニ直接面談スルト分館デ放言シテ、職員

ニ其ノ不心得ヲ諭サレ居ルニモ不拘、其ノ制止ヲ肯ゼズ、

本館方面ニ自由ノ行動ヲナシ、青山看護長ニ取押ヘラレ

タデハナイカ、如何

一答 左様デアリマス

一問 其方ハ当園ヲ他ノ営利会社ト同様ニ考ヘ、職員ノ命ニ

服セズ反抗的態度ヲ示シ、勝手ナ行動ヲ敢テナシ、本館

附近ヲ徘徊シ居リタル行為ハ、悪イトハ考ヘ居ラヌカ、

如何

一答 甚ダ恐れ入リマシタ

一問 今回ノ行動ハ、他ノ入園者ニ対シ誠メノタメ相当ノ処

分ヲ受ケネバナルマイ、其間謹慎セヨ

一答 今後屹度改悛シマスカラ、寛大ノ御処置ヲ御願イタシ

マス

右口頭ヲ録取シ読ミ聞カセタルニ、相違ナキ旨申立テタルヲ
以テ、署名セシム

昭和十四年二月十三日 陳述人 S・Y

録取人 喜多尾禎二^印

一九三 高知県へ帰省者より家族同伴願

(愛生園蔵「収容承認書」昭和14年)

光田健輔様

先生、此度は御無理を申し私共二人の一時帰省お聞き御許し
下さいました事、誠に有難う御座いました、謹んで御礼申上
ます、途中神の御守護と皆様方の御祈りとに依りまして無

事帰宅の出来ました事、感謝いたして居ります

願書にても御願ひいたしました如く、T・Mは親一人子一人にて母は六十七の高齢にて、其の上眼病にて盲目同様にて、高知の片田舎に老の身を一人淋しく暮して居るので御座ります、以前よりT・Mはその老母の身の上を案じ帰郷したき事を申して居り、夜も安々と眠れぬと申し居り、そのせいか最近ではT・Mは御存じの如く非常に身体も衰へ瘦せ行く様でした、然し私の考へでは妻が心配して居る程の事もあるまいと思ひおりましたが、帰宅なし其の困窮さ貧窮さに只々驚きの他ありません、以前は自分の家もあり田畑も少しは有ったのですが、T・Mの病気の為と母の生活の為に少しづつ売つては食へて行く内に段々と無くなり、家は次第に朽ちて住む事が出来ず、今では掘立小屋同様の物置（二畳敷）を借りて住み居るのであります、今迄で親戚も何んとかして世話をして下さつて居りましたが、長い間の事に又盲目同様の事故に、最近では遠ざかり相手にしてくれませぬので非常に困つて居るので御座ります、それ故私共が帰へつても寝る所も無いと云つた有様であります、始めて見る母、始めて逢ふ母に對して私は挨拶も出来ず、胸は針もて刺さるる思ひで只々熱い涙が止どもなく流れ出て、母の今日迄での苦勞が忍ばれ云

ひ知れぬ思ひで胸は一杯でした、此の現実を味ふにつけても何に不自由なく毎日楽しく愛生園の有難さを必々と感じ、今まで感謝の足りませんでした事を痛切に感じ恥入つて居ります、先生右の様な次第でありますので、母の今後の事を何とか考へねば心配でありますので、親類や母とも相談いたしましたが良い考も無之万事に窮しまして、御無理な御相談とは存じますが、先生親一人子一人で盲目同様の老母を、先生の御理解ある御慈悲に依りまして、特別な御取計ひにて御園に入れて頂く事は出来ませんでせうか、御許し下されば親子共々救はれ楽しく余生を送る事が出来ると存じます、誠に御無理な御願ひとは存じますが、先生のお情におすがり申す次第で御座ります、悪筆無学なる為に充分言ひ現す事が出来ませんが、私共の気持ちを御察し下さいまして御同情下さいます様御願ひ申上ます、誠に申兼ねますが至急御返事下さらん事を重ねて御願ひ申す、先は御願ひまで

四月十九日

O・T拝

一九四 帰省出願の抑制対策

（愛生園蔵「無癪県運動関係書」昭和16年）

起案昭和十六年十月十五日

施行十月十五日

園長^① 庶務課長^① 医務課長〔自署〕 主任^①

一時帰省願ニ係ル処置ニ関スル件

本邦無癩運動ハ澎湃トシテ起リ、此ノ運動ニ対応スルタメニハ一万五千床ノ設備コソ早急ノ問題ニシテ、コノ解決ノタメニハ、一般輿論喚起ニ依リ当局ニ促進方ヲ要望スルコト刻下ノ急務ニ有之候モ、一方コノ運動ノ徹底ニトモナヒ、各療養所入所患者ニシテ一時帰省ヲ願出ヅル者増加スルハ理ノ当然ニ有之、コレヲ許可スルニ於テハ無癩運動ノ本旨ニ反スルコト甚大ナルベク被存候ニ付テハ、今般本園入園者H・Tノ次男タル三重県志摩郡□村H・Sヨリ別紙ノ通り実母ノ一時帰省方ニ関シ願出タル書面ヲ材料トシ、別案ノ通本人宛ノ分・国民学校宛ノ分及府県衛生課宛ノ分ヲ原文ト共ニ冊子「愛生」ニ掲載シ、其ノ後ニ於テ別途印刷ニ附シ、爾今必要ノ都度関係方面ニ対シ頒布相成可然哉

.....

拝啓 冷氣日に加はり申候処、園長殿には無^{〔何〕}の御変も之無^{〔持〕}候や御伺申上げ候、就ては高位なる先生様に御判読なる筆を物ちまして御願申上ます、甚だをそれ入りますが、悲惨なる出征家族を御察し下さつてなにとぞ御同情下さい、かく申上ま

す私は当園内に御厄介に成て居ますH・Tの次男で後座居^{〔御〕}ます、お母上様が収容せられましたからは家内は火を消したも^{〔然〕}同全^{〔然〕}で有ります、我兄も三ヶ年余国境警備に居ましたが、この四月に凱旋致したが、又五ヶ月後間もなく第二回の召集に相成り、私も本年甲種合格で有りましたが、第一歩兵にまわ^{〔マコ〕}りま、多分十一月頃か十二月初頃には入営出来るで有ろうと思て居ます、兄嫁も有りますが、産後の病氣にて親元に養生に行て居ます、家には十八才ト十才の妹が二人御座居ますが、私が入営致しますれば後は父と妹二人暮です、なんで父一人で一家三人の暮が立て行かれませう、私が居てさへ其の日くの暮にくい物わ、私が入営致しても家に母上様居れば、次の妹を他の地にお金あせぎ^{〔か〕}に出し、父上に漁師致もらへばどうか其の日の暮は立ちますが、母上様が居らん為め、何共致し方御座居ません、又年国民学校在四年生の小さな妹が、他^{〔子〕}の小供達に御前の母は島流しで有ると下^{〔蔑〕}しまれて涙きく^{〔泣〕}帰る日も時々有ります、其れを聞く私達父子の物は身^{〔者〕}を切られるような苦を致します、有時は親子四人が夜を涙^{〔泣〕}曉した事も御座居ます、一家四人の子供の内男二人は名誉有る軍人を一家から二人も出来る家^{〔ママ〕}なれど、母上の病氣の為に世の中の人^{〔蔑〕}に下げ^{〔蔑〕}しまれるとは如何なる不幸な一家で御座居ませ

か、御慈悲深き園長殿御察し下さい、又第一戦で奮闘して居る兄が唯に聞たか、母上が長島療養生に収容せられし事とではな来かとの通知、其の通知の内は母上の事や家の状態を思ふと思ふ存分活動が出来ない、母上が帰る様に父上に何とか出来ぬものかと、涙た乍に綴りました軍事便で有りました、又私も入営致しましたら、兄上様以上母上の事を思ひ涙をながす事も度々御座居ましよ、何卒〳〵御慈悲深き園長殿、此悲惨なる一家を御助け下ると思、帰宅療養出来ます様、母上様を御帰下さい、二人の兄弟に後には心のこさず一身に御奉公さして下さいませ、園長様御願申上げます、伏て〳〵御願申上げると共に御同情下さい

頓首再拝

〔三〕重県志摩郡〳〵村

十月八日

H・S

長島園長殿

一九五 愛媛県へ帰省願

(愛生園蔵「患者雑件書」昭和17年)

拝啓 初秋之候、愈々御清祥奉慶賀候、夫K・Kこと入園以来種々御高配に預り、至れり尽せりの手厚き御看護により、夫も精神的にも肉体的にも更生の出来ること、乍陰安心も致

し、家内中喜び居り候、御厚情のほど厚く御礼申上候さて、この様のことを申上甚だ恐縮には存じ候へ共、妹K・Hは夫発病以来看護婦となり、一家の杖とも柱ともなり、夫の療養費や生活費の為に日夜心労せし結果か、遂に長の病床に臥す身となり、夫入園後は愈々病勢つのり、昨今益々悪化、医師も余命幾日もなき様申渡され候、本人も是非兄に一目会ひ度き様、朝夕そのことのみ申、一入哀れに有之候、甚だ申上兼候へども、夫K・Kの帰郷方御取計被下度、伏して〳〵御願申上候

草々

昭和十七年十月四日

愛媛県北宇和郡〳〵村大字〳〵

K・K妻 K・T

光田健輔様

前文之通り相違ナキコトヲ証明ス

昭和拾七年拾月五日

愛媛県北宇和郡〳〵村長A・T

起案昭和十七年十月九日

施行十月十日 長島愛生園収563号

園長印 庶務課長印 医務課長印 主任印

案

私書函名

K・T宛

(入園者一時帰省に関する件)

拝復 御手紙拝見致しました。洵に御同情に堪えないものがあります。御令妹殿には、兄君の入園迄の看病に御疲れになり御臥床の由、御気毒の至にて、おなぐさめのお言葉もごいさいません。何卒一日も速に御全快あらん事を衷心御祈り申上ます。就ては、御夫君K・K殿一時帰省の事にて、此度御照会に相成りましたが、只今の病状は甚だ重く、結節癩にて一番伝染の危険が甚だしく、尚顔面なども大変醜状を呈しておりますので、世間に出ます事は到底不可能だと存じます。御帰しの出来るものなら、一日も速にお帰し致し度いのですが、前記の事情にて洵に御気の毒に存じ上ます。此の上は本園に於て充分御加療になりました、病氣御快方の速ならん事を御祈り致します次第にて、貴方よりどうか御本人が落付いて療養が出来ます様、御激励になります様、御願ひ申上ます。先は、右貴意に副ひ兼ね甚だ遺憾に存じますが、拝答迄申し上げます。

拝具

一九六 奈良県へ帰省願

(愛生園蔵「患者雑件書」昭和17年)

拝啓 突然一面識もない私からこんな手紙を差上げる失礼を何卒御容赦下さい、私は十一月十八日にそちらへ御厄介になりました、奈良県北葛城郡□村のO・Tの長男で御座います、私はこの手紙が若しかしたら、このまゝ、芥箱に捨てられるのぢやないかと案じて乍ら、これを書いて居ります、どうか終わりでよんで下さい

父は十八日の朝から、私等病床にある三人に力無い声をかけて、それでも事情を語ればキット今少し位ゐの猶予を願へる事をのみ信じて、出て行つたのでした、だがそれきり帰つては来ずに、そちらへ連れて行かれましたのです

私等三人とは、私(O・T)二十九才と弟O・Z(二十一才)、末弟O・H(十三才)です、私は本四月から不幸胸の病で勤め先の勤務を休んで、今尚薬に頼つて居る体です、弟O・Zは本年七月から肋膜炎でこれも引続き床にあります、それに加へてO・Hは、九月からこれも胸を患つて、毎夜三十八、九度の熱を出し居り寝て居るのです、病床にあるとはこの三人です、父はあの朝「警察へ県の人が来られるのだが、まあ何と云つたとて、この病氣だから行けと仰云るだろう、然し

家がこんなことから、キット理解して、今少しは許してゐて下さるだろう」と半ば慰める様に半ばお願いする様に言つてゐました、私等も勿論今少し、いゝえ少なくとも家事の整理や近所の手前を繕つたり、仕事先の用件もすまして出て行く位ゐの猶予を下さるものと信じて疑ひませんでした、だのに「何故帰らぬのだらう、何故こんなに遅いのだらう」と心配氣に問ふてやまぬ弟の聲に、床を出て表をのぞいたりしてゐましたのに、夕刻日が暮れてから附添つて行つた母が、それこそ涙と共に身も世もあらぬ姿で一人呆然として歸つて来たのです、「まさか」と信じてゐた私等に「何とあのまゝ連れで行かれてしまつた」と一言云つて、崩れる様に伏して泣いてしまわれました、慰めようとて慰めも出来ず、語ろうとて語る言葉もなく、徒に空虚な瞳を天井に向けてゐた私でした、そして漸く我にかへつたときに「これから先の生活は?」、それよりも何よりもこれまであんなにまでして、世間の人からあの病氣を覚られぬ様にと力めて来たのに、こんな事がスツカリ世間に曝れてしまふ事に驚いてしまひました、勿論何所の家でも同じかも知れませぬが、既に嫁してゐる姉二人・妹一人、そして今にも生れようとする腹を抱えた私の妻、それよりも尚、母方の親類が何れも近くにある、閑静なこの田

舎、変つた猫一匹入つて来ても判る位ゐのこの土地で、この病人三人も残したきりで、然も近村から行つた人もあるのに、あの日に出て行つてしまつたとは…、当然近所隣の人々の眼や口を掩ふ事が、このまゝでは過せません

今少しの日さへ与へて下されば、一十月二ヶ月の日ではありません、たとへ二、三日でもあれば、又何かと近所の人への言訳を拵へてでも出て行けただらうに…、咳き乍ら泣く弟の背を撫で、私も泣きました、愚痴かもしれませぬが、父は何はともあれ一日も早くなほりたい、秘密のうちになほしたい、とそればかりを念願してゐました、ですから決してそちらへ行かせて戴くことに逃れようとは勿論、いやだとも云つて居りませんでした、唯々こんな家庭の事情のときに、突然連れて行つてしまわれた事に困惑して居るのです

「親思ふ心に勝る親心…」父のこの病人を残して、然も…行つてしまつた心情を思ふとき、せめて私が壮健で働いてでもあたら—、思ひは千々に身は断腸の想ひです

思ひなしか幼ない乍らに心傷めてO・Hは、あの日から物も云わず、グン／＼病勢が悪化する模様です、食慾のないのが遣瀬ないです、母は本年徴兵検査を受くべきO・Zが病氣のため検査の延期願をしたことに例を引いて、「あんなに喧し

い検査でさへ、診断書一ツで延ばして貰へるのに、何とまあ何故あんな警察へ来いと云つたきりで、そのまゝ……」と今日も泣いて居ります

タツタ一つ私がお願いし、そして御同情に縋りたいのは、ホンの一日で結構ですから、せめても父をこちらへ帰して戴き、世間体を繕ひ、又不幸にして私等が重態となつたとき、如何なる事情もそちらに御座いませうが、是非父を一時こちらへ帰らせて下さる御便宜をお願いいたしたいのです、それはたとへ私がそちらへ人質となりませうとも、お願いいたしたいのです

信じて疑いませぬ貴官の御同情を三拝九拝、只管お願い申します、この窮状を何卒御察し下さい、お縋りし、お願い出来るのはタツタ貴官一人なのです、どうか御願ひします

十一月二十三日

頓首再拝

〔朱書〕
「奈良県北葛城郡□村□□」

O・T

愛生園長様

〔朱書〕

「県当局トモ照会善処スル旨回答済、12・5」

一九七 帰省・逃走の防止対策

（愛生園蔵「人事照復重要書綴」昭和18年）

健号外

昭和十八年八月二十八日

奈良県健民課長印

国立癩療養所長島愛生園長殿

癩患者一時帰省ニ関スル件

北葛城郡□町□□ M・M

本月二十三日付長発第五四三号ヲ以テ右ノ者ニ係ル標記ノ件、再三同家族ヨリモ願出有之モ、従来一時帰省許可セラレタル者ニシテ許可期限内ニ貴園〔帰〕セシ者無之、昨年強制収容ニテ漸ク送致無癩県実現ヲ期シタル次第ニテ、右送致患者三十四名中既ニ貴園ヲ逃走セルモノ六名ニ達シ、二名再送致（一名ハ他ノ病院ニ）シタルニ過キス、二名ハ所在不明ニテ、他ノ二名ニ対シテハ極力勧誘中ナルモ之ニ応セス、送致ニ少ナカラザル努力ヲ要シ候、就テハ貴園ニ於テ逃走セザル様嚴重監視ヲ要望スル次第ニ有之、一時帰省ニ関シテハ相当御考慮ヲ要スル義ト存セラレ候、右意見及回報候也

……………

起案 昭和十八年九月二日

施行 九月二日 長島愛生園発第543号

園長 庶務課長[㊟] 医務課長[㊟] 主任[㊟]
案

園長名

奈良県内政部健民課長宛

癩患者一時帰省ニ関スル件

昭和十八年八月二十八日健号外ヲ以テ御回答相煩候標記ノ件
了承仕候、尚逃走患者ニ就テハ從來極力防止ニ努力致居候モ、
逃走患者ノ全部ガ一時帰省願出不許可ト相成タル者ニシテ、
之等ハ夜陰ニ乗ジテ沖合ニ繋留シアル漁舟ニ泳ギ渡リ之ヲ窃
取シ、又ハ漁夫ヲ多額ナル金銭ニテ買収スル等ノ手段ヲ以テ
逃走セルモノナリ、本園トシテハ前述ノ如キ逃走ニ対シテハ
所轄警察署ト連絡シ、逃走幫助等ノ漁夫ハ嚴ニ之ヲ戒メ、又
一方ニ於テハ園内巡視等ヲ極力実施シ、之ガ防止ニ努力致シ
居ル状態ニ有之候条、念為及通報候
追テ、逃走ヲ絶対ニ防止スル事ハ、現在ノ設備並ニ人員ニテ
ハ到底不可能ニツキ、万一ノ場合ハ再三再四強制的ニ御送致
下サル様、御協力願上ゲ候

一九八 愛媛県へ帰省願

(愛生園蔵「人事照復重要書綴」昭和18年)

衛号外

昭和十八年九月八日

愛媛県内政部長[㊟]

国立療養所長島愛生園長 光田健輔殿

癩患者一時帰省願ノ件回答

本籍 愛媛県東宇和郡[□]村字[□] I・T

昭和十八年八月十一日付長発第五二六号ヲ以テ御照会ニ係ル
右者ニ対スル一時帰省願ノ件、実状調査ノ結果、左記ノ通り
ニ有之候条、此段及御回答候也

記

一、絶対ニ許可セザル様希望ス

右理由

本名ハ昭和十七年六月五日逃走、同年七月二十一日再收容
セシ者ナルガ、其ノ際頑トシテ再收容ニ応ゼズ、所轄卯之
町警察署員赴クヤ、土蔵ニ階ニ立籠リ、且ツ階段ヲ取除キ
テ手古摺ラス等、強制的ニ收容ヲ了シタルモノニシテ、又
一方家庭ニハ実母健在、養子トノ間モ円満ニシテ、銀行・
無尽・個人ニ対スル債務、家財売却整理等、本人ノ口述ニ
過ギズ

尚、本人許可ニ依り帰省ノ節ハ、再収容絶対不能ノ者ニ有之、念為

一九九 長崎県へ帰省者より家事相談

(愛生園蔵「患者雑件書」昭和19年)

拝啓 時下寒氣の候と相成りました、御尊堂様には其の後御
 □もなく益々御勇健にて御精勵の御事と拝察致します、就まし
 ては私事帰郷に付き色々御迷惑を掛ました事は誠に申訳有り
 ません、其の後私も一日も早く帰院致たきですが、何分家自^{〔事〕}
 の要件が済みませんので困り居ります、誠に恐縮で御座いま
 すが院長先生様に御相談致したいと存します、実は弟K・S
 なる者が私くしの身元保証人と成つて居りますが、私くしは
 此の弟に死後の世話をさせないで当病院でほうむつて頂く事
 は出来ませんでしよか、其れが出来ますれば其の御世話をし
 て戴く金子は当病院に差出します、其れで私が死亡致しまし
 ても弟の手に掛らず当病院でほうむつてくれる様に出来ま
 すか、それとも出来ないのですか、それさいわかりましたら
 早速帰る事が出来ますので、誠に恐れ入りますが御通知下さ
 いませんか、御願ひ申上ます、そのわけは私くしの家と畑が
 ありますので、それを只今金に致すかんがえですが、私しが

死後弟が引取る様になると、其の家も畑も私にはわたさぬと
 申ますので、私は其の御金で当病院で死体はかたつたたいの
 です、それで家も畑も私しの物ですから、此れをかたつけて
 弟K・Sの世話にならん様にして帰院致たいと思ひます、何
 卒御通知下さいませ、先は乱筆を以て失礼致します 敬具

院長先生様

^{〔朱書〕}「封皮 長崎県南松浦郡□□町□□ K・H」

二〇〇 広島県へ帰省願

(愛生園蔵「患者雑件書」昭和19年)

長発第四八号

昭和十九年一月二十六日

国立療養所長島愛生園長 光田健輔^{〔印〕}

広島県西警察署長殿

癩患者ノ家庭ニ関スル件

本籍 朝鮮慶尚南道陝川郡□□面□□里□□

収容直前住所 山口県都濃郡□□町□□ (B・K方)

I・S 明治三十年十二月三日生

右癩患者ハ、十七年四月二十七日山口県送致ト成リ療養中ノ
 トコロ、去ル二十一日父死亡ノ電報ニ接シ、一時帰省方願出

候モ、目下療養中ニシテ帰省許可致シ難キ次第ニ有之候
 本人ノ申立ツル所ニ依レバ、妻ハ同人ノ発病入園後行方不明
 トナリ、家族現住地ハ広島市□町□駅前交番附近トノミ
 ノ記憶ニテ確實ナル所在不明、尚現在家族ハ戸主父Ⅰ・Sハ
 十一才（死亡ノ電報アリ）・長男Ⅰ・K十一才・長女Ⅰ・G
 九才ニテ、父死亡ニ依ル子供ノ身ヲ案ジ居レル次第ニ有之候、
 父死亡事実ニシテ子供ノ生活保護者アリヤ否ヤ、御調査方及
 依頼候也

.....

昭和十九年二月十七日

□町巡查派出所巡查 伊達偵一^印

〃 梶原治六^印

西警察署長

癩患者ノ家庭調査ニ関スル件

別紙御指示ニ係ルⅠ・S首題ノ件ニ関シ、依命□町派出所
 附近、協和会等ニ付精密調査スルモ、身寄者並ニ保護者発見
 スルニ至ラズ、調査不能ニ有之候条、此段及復命候也

二〇一 兵庫県へ帰省願

（愛生園蔵「人事照復重要書綴」昭和19年）

起案昭和十九年二月二十八日

施行三月二日 長島愛生園発第18号

園長^印 庶務課長^印 医務課長^印 主任^印

案

園長

兵庫県内政部衛生課長宛

癩患者一時帰省ニ関スル件

貴県送致左記癩患者ヨリ、家事未整理ノタメ一時帰省方願出
 有之候ニ付イテハ、別紙写ノ通り飾磨警察署証明ノ趣旨モア
 リ、厳密検診ノ上、本日許可帰省致候条、此段及御通知候也

記

本籍地 兵庫県飾磨郡□町□

氏名 H・T

許可期間 三週間

.....

兵庫県飾磨郡□町□ H・T

右者、癩患トシテ昨年三月頃ヨリ大阪大学病院ニ週一回宛受
 〔診〕信イタシ居ル処、経過良好ナル者ニシテ、今回療養所入所ニ

付テハ、入所ノ意志ヲ有セザルモ、県ヨリノ通牒ノ次第モアリ、送致イタスベキモノニシテ、家族其ノ他ニ伝染ノ虞ナク、家庭ニテ養生スルモ可然トキハ送環^還相成様致度、本名モ今後引続キ大阪大学病院ニテ受診ノ意志ヲ有スルモノニ有之候条、此段及御依頼申上候也

昭和十九年二月十五日

飾磨警察署衛生係

療養所御中

二〇二 兵庫県へ帰省者帰園勧告

(愛生園蔵「人事照復重要書綴」昭和19年)

追伸 御拝眉之機会に本村入園患者之件につき御願ひ申度存居候処、其の機を失し申候、左記の者の家庭より、毎日の如く本人の一時帰省方村長に申越し、時に役場としても其の時機を視て、手続之適當の時期まで園の方にて静養さす事が、本人なり又家庭としてもよろしからんと諭し申候も、是非との希望に有之候次第、御詮議之上、相成べくは此際一時帰省方御高配賜り度、此段御願申上候

記

本人 一時帰省の希望事項 帰郷期間

S・K 同人家庭に本人を除キ女手ナク、衣料の洗濯、其他

手入、家政整理ノタメ 許可の日ヨリ三週間以内

Y・Y 亡子ノ第一回忌法要ト、併テ長男ノ現役兵トシテ現在内地勤務セルニ面会ノタメ 同

Y・T 亡夫の十三回忌法要ト併テ祖先の法要執行ノ為 同

垣内 貞市

斎藤事務官殿

.....

起案 昭和十九年五月二十六日

施行 五月二十九日 長島愛生園発第316号

園長^印 庶務課長^印 医務課長^印 主任^印

園長

兵庫県宍粟郡□村長宛

(一時帰省中ノ癩患者ニ関スル件)

拝啓 時下貴職愈々御清穆之段奉慶賀候、陳者平素救癩事業に御尽力被下、貴村に於ては其后着々無癩村たるの実を挙げられたる段、健民政策に寄与する処大にして幸甚の至に存候扱て、先般来貴職御依頼による左記癩患者に対し、夫々頭書期日を以て一時帰省を許可致候処、相当日数経過するも未だ帰園致さず、斯くては癩予防運動にも悖ること、相成、寒心に耐えざる次第に御座候、尚又園内と致しても一時帰省して

帰園せざる悪例有之、悪影響を醸し事務遂行上種々支障有之候、貴村に於ても鋭意癪根絶運動に腐心し、漸く曙光を見たる処、斯くては九仞の功を一簣に虧くの懼れ有之、尚今後に於ける貴村出身者の一時帰省願出にも支障有之、左記患者ノ帰園方至急御慫慂相煩度、此段及御依頼候也

記

兵庫県宍粟郡□村（昭和十八年十月九日ヨリ三週間）

T・S

同右

（昭和十九年三月十日ヨリ三週間）

S・K

同右

（昭和十九年三月廿八日ヨリ一週間）

Y・Y

.....

拝啓 時下初夏の砌、貴官愈々御清栄之条奉賀候、陳者過般当地青年学校長並ニ森林組合常ム理事罷出候節は、種々御高配賜りたる趣奉謝候、其節貴官より両人に対し御漏し相成候患者中一時帰省許可を得たる現在本村内三名の者、許可日時過ぐるも一向帰園不致為に、貴園としても寔に御迷惑の趣承り候、勿論帰省許可願出たる責任、小職としても申訳次第も無之と常に苦慮致居候、折角昨春多大の御尽力によりて収容願ひたるものが、帰省したる儘復帰せぬとなれば、村内から多数御厄介になり居る他の患者に対しても、此の不公平な処

置に対し相済ざる事と存居候、小職としても之等帰省手続を願出の際は、家人に対し充分説示して必ず許可期限内に必ず帰園さす事を条件として手続致居候次第なるも、一度帰省すれば全く居据りの状態には手のつけ様もなく当惑致居候、さりとてこの問題に関する限りあまり心臓強く慫慂する事は極めて至難に有之候次第、就ては誠に申兼候へ共、現在三名に對しての方法としては、当地警察署（宍粟郡□村所在□警察署安積警部補派出所長石原此三郎）に対し御連絡願ひ、警察力に於て帰園せしめる方策御講じ願度、甚だ御無理申上げ恐縮に存候も、斯くする事が最善の方法と思料致居候へば、此点御考慮煩度、此段以書中御詫^{〔要用〕}旁用々まで 不尽

六月九日

垣内貞市

斎藤事ム官殿

二〇三 兵庫県へ帰省願

（愛生園蔵「人事照復重要書綴」昭和19年）

一時帰郷願

兵庫県加古郡□町□□番地

N・H

右昨年以來長島愛生園へ入園療養致居候処、今般私事同町□□T・Tト婚約相整ヒ、不日挙式ノ運ニ決定候ニ就テハ、

前記実母N・Hト種々相談致度義有之候条、何卒特別ノ御詮議ヲ以テ、一時帰郷方御許可被成下度、此段御願申上候也

兵庫県加古郡□町□□番地

昭和十九年七月

右N・H娘 N・K

兵庫県衛生課長 赤松秋太郎殿

.....

今般N・M姉婿召集令ヲ受領致シ、八月十二日入隊仕リマス故、一度面会致サセ度、為ニ二十日間程帰郷許可ニ相成度、此段御願申上ゲマス

昭和十九年八月一日

父N・I 印

愛生園長殿

前書願之趣、相違ナキコトヲ証明ス

昭和拾九年八月壹日

兵庫県加古郡□町長 M・K 印

.....

起案昭和十九年八月八日

施行八月十二日 長島愛生園発第422号

園長〔自署〕 庶務課長 印 医務課長 印 主任 印

〔中略〕

案

兵庫県加古郡□町長宛

一時帰省願出者ニ関スル件

兵庫県加古郡□町□□ N・H

兵庫県加古郡□町□□ N・M

右癩患者一時帰省願出ニ対シ、貴職ヨリ申出事由事実ナル証明有之、事情ハ一々同情スベキモノナルモ、伝染病タル癩患者ヲ隔離スルハ現下ノ国策デアリ、貴県ノ方針タル無癩運動^{〔促〕}速進セラレ居ル折柄、多少ノ事情ニ依リ一時帰省ヲ許可スルハ、患家及其ノ附近ニ癩菌ヲ散布スルノ危険アリ、健民政策・神国浄化ノ国家百年ノ見地ヨリスルモ、個人的多少ノ不便犠牲ハ止ムヲ得ザルモノト思考サレ候、癩ハ伝染病ナル事ニ思ヲ致シ、癩根絶ノ為メニハ、一時的ノ同情コソ恐ル可キ結果ヲ招来スルモノニシテ、無癩県無癩日本実現ノ為メ、御理解御尽力被下度、尚帰郷願出ノ両者家族ニ対シテハ、極力御配意ノ上説得方相煩度、及依頼候也

二〇四 静岡県へ帰省願

（愛生園蔵「患者雑件書類綴」昭和20年）

謹啓 余寒烈シキ折柄、貴園ノ各位殿ニハ倍々御清祥賀上候、

園長

降テ又御厄介ニ相成居ル拙者継子O・Tモ、御手厚御親切ナル御看護ト療養宜シキヲ得テ日増シニ快氣ニ向フ由ニテ、本人ハ申スニ及ハズ拙家一同とも喜ビニ堪ヘズ候、付テハ時局下、殊ニ当地方ハ浜松ノ近在ニテ軍事施設モ同地ニハ沢山アル關係上、毎日毎夜ノ如ク敵ノ飛行機力屋上ヤ其近辺ヲ飛行シ、何時爆彈ヤ焼夷彈ヲ投下スルヤ測リ難ク、甚危険ニ付キ之レガ防禦策ヲ講シ置ク必要急ナルニ付キ、御地ニアルO・Tニ一寸一時帰宅ヲ求メテ、其資金ノ調達ヤ待避設備ニ致度、私モ七十年以上ノ老令トテ後継者ト□リ相談シテ完全ナル事ニ致度、家財道具ヤ又此老年□□年中敢闘シテ増産シタル食糧ヲ烏有ニ帰スルハ忍ヒサルモノ故、其相談ノ為メ及O・Tノ妻モ今ハ実家へ食客トシテ帰宅中ナルガ、全治スレバ何時ニテモ復帰スル約束故、之レ等モ私生存中ニ能ク取極メテ置キ度等、種々同人ノ承諾ヲ得テ為スヘキモノガアルニ付キ、甚勝手ナル御願ヒナレドモ、近□二二、三日ノ御暇ヲ願ヒ度、此件サヘ済メバ直ニ帰園致サスヘキニ付、何卒恐入候へ共、此齡老タルモノヲ後顧ノ患ヒナク、何時瞑目スルモ安心スル様御取計ヒ賜リ度、右事情ヲ具シテ此段懇願仕候 敬具

静岡県引佐郡□村□

昭和二十年二月十日

O・T継父O・S拝

岡山県邑久郡裳掛村国立癩療養所

光田園長殿

斎藤事務官殿

.....

起案 昭和二十年三月八日

施行 三月十四日

園長^印 庶務課長^印 医務課長^印 主任^印

〔中略〕

案

園長

静岡県引佐郡□村長宛

帰省願ニ関スル件

三月三日付左記患者ノ一時帰省ニ関シ、貴職ヨリ申出ノ事由ハ同情スベキモノ有之候得共、同人未ダ伝染ノ虞アリ、神国浄化運動ノ見地ヨリスルモ、個人的多少ノ不便犠牲ハ止ムヲ得ザルモノト思考サレ候、癩ハ伝染病ナル事ニ思ヲ致シ、癩根絶ノ為御協力被下度、尚帰省願出家族ニ対シテハ、貴職及隣組等ニ於テ極力御尽力相煩度、尚然可説得方願上候

記

静岡県引佐郡□村□

O・T

3 島からの逃走

二〇五 逃走者瀬溝にて溺死

(愛生園蔵「入園者進退関係綴」昭和11年)

S・Z変死顛末報告書

本籍 名古屋市□区□□ S・Z

明治四十二年一月二十四日

S・Zハ、昭和九年八月十日栗生楽泉園相談所ニ入所加療中ノ処、長島愛生園ノヨキ所ナルコトヲ知り、内縁ノ妻H・Kヲソコニ残シ置キタル儘、昭和十一年四月十八日同所ヲ逃走、四月二十二日本園ニ直接收容ヲ以テ入園セシメラレタリ、然ルニ本園ハ草津ノ如ク出入自在ナラザルニヨリ、急ニ草津ニ歸リタクナリ、鳩舎ニ入りタル翌日、早クモ一時帰省ノ願書ヲ提出シテ同室ノ者ヲ驚カセリ、同室ノ者ハ少クトモ一年ハ加療シタル後ニ提出セヨト勸メタリシモ、同人ノ帰心ヲトムル能ハズ、彼ハ策ヲメグラシ、四月二十六日郷里ノ父S・Tヨリ「ハ、キトクスグカヘレ」ノ電報ヲ發セシメシカド、ソノ真偽ノ程疑ハシキモノアリ、依ツテ、本園ニ於テハ五月五日名古屋市門前警察署長宛照会電報ヲ發シタリ、返電ナシ

父Tヨリハ倅S・Zノ母大病ニテ電報ヲ打チシガ、本人ヲ帰ササルハ何故ナルカト詰問ノ葉書来レルヲ以テ、門前署長ヲ通ジ、コトサラニ療養中患者ヲ誘フゴトキ行為ナキ様説示セシメタリ、S・Zモ漸ク觀念シ、暫時療養シタル上帰省ヲ願フ様申居リシトコロ、五月二十二日朝本人不明ナル由、舎長ノ申出アリタリ、然ルニ所持品ヲ搜スニ何物モ残り居ラザルニヨリ逃走セルモノト推察シ、瀬溝・果樹園ソノ他心アタリノ所ヲ搜索スルニ異状ナキニ依リ、瀬溝ヲ泳ギ渡リタル見込ニテ搜索ヲ打切レリ、依テ各療養所ニモ同人ノ逃走セル旨通知セリ

五月三十一日午後六時過、木尾海岸ニ変死体浮揚セリトノ報アリ、田尻医官・青山看護長・宮川書記等ハ、S・Zノ同室入園者I・S及H・Nヲ伴ヒ現場ニ急行、虫明水上派出所竹内巡查及裳掛村役場三川書記等ト立会檢視セルニ

(1) アンダーシャツニ見覺アル由、I・Sハ申立テリ

(2) 左足母指ニ外科傷アル事、S・Zニ間違ナシ

(3) 腹部腹巻ノ上ニ為セル縋帶ハ愛生園用ノモノタリ

等ノ点ニ於テS・Zナルコト明ナリ、他殺ノ疑ナク明瞭ニ溺死セルコト判明、夜十二時屍体ヲ引取り本園ニ運び写真二撮リタル後、読経即夜火葬ニ附セリ、依テ考フルニ同人ハ二十

一日夜瀬溝ニ来リ渡ラントシテ、ワズカ数間ノ海峡ナルニヨリ見クビリ、衣類ヲ脱ギタルモ、シヤツ・腹巻・足袋ヲ身ニツケ泳ガントセシモ、折カラノ急潮ニヨリ体ノ自由ヲ失ヒ溺死シ、流サレテ日根ノ岸ニ浮揚セルモノナラン
右及報告候也

昭和十一年六月一日

書記 宮川量^⑩

二〇六 逃走未遂により懲戒

(愛生園蔵「患者関係重要書」昭和12年)

昭和十二年九月十八日

要再回

園長〔自署〕 庶務課長^⑩ 医務課長^⑩ 主任〔自署〕

入園逃走ニ関スル件

本日左記患者逃走セシコト判明致候条、及報告候也

本件ハ、各療養所ニ通知ノ必要ナキモノト思考セラル

記

収容年月日 昭和十一年十二月十一日

氏名 S・S 送致別 直接

摘要 一時帰省願出デタルコト不許可トナリタル為

.....

聴取書

雇 横山幸治^⑩

去ル九月十八日逃走セルS・Sノ帰園ニ関シ、同人ヲ発見連
帰リタルM・Mヨリ聴取ナシタルニ左ノ通り

発見者M・Mハ、二十日記念式終了後午后五時頃ニ菓草(セ
ンブリ)ヲ採取スルタメ、平安寮ヲ経テ「相愛ノ谷」ニ至リ
採集中、叢ニ倒レタルヲ発見ナシ、疲労困憊ノ極ニ達シタル
同人ニ其経路ヲ聞キタル処、去ル十八日逃走ノ目的ヲ以テ相
愛ノ谷方面ニ行キタルモ、全ク準備ナク企テタルタメ、船モ
無ク、遂ニ其目的ヲ達スル能ワズ、帰園スル氣力モ無ク途方
ニ暮レタル結果、縊死ヲ図リタルモ、ソレモ目的ヲ達セザリ
シ由ニテ、遂ニM・Mハ同人ヲ連レ、午后十一時過ニ帰舎ナ
シ、自助会常務Sニ届出デ、其夜ハM・Mノ舎(第一千代田
寮)ニ泊ラシタルモノト語りタリ

昭和十二年九月二十一日聴取

.....

昭和十二年九月二十二日

園長^⑩ 庶務課長^⑩ 医務課長^⑩ 主任^⑩

入園者懲戒処分ニ関スル件

本日十八日逃走セルS・Sハ、再入園トナリタルニ付、左記

之通懲戒処分相成可然哉

記

監禁二日 S・S

〔欄外〕
「本人ノ衰弱甚敷為、ソノ執行ヲ今日マデ延期セリ」

二〇七 ある常習逃走者の軌跡

（愛生園蔵「入園者人事照復書類」「懲戒検束関係書」

「本園逃走及要注意患者関係書」「患者雑件書」

「癩患者収容関係書」昭和12（20年）

拝復 此度は御懇書有難く拝見仕候、兼而より種々と御高配に相成居り候K・K氏に対し、御来示の如く昨月暮頃より一時帰省許可方再三再四申出居り候へ共、未だ一時帰省出来得る迄に回復無之に付、来春四、五月頃に都合で差許してもと申居り候為め、此度再度の申出し事と存じ候、尚同氏実父よりも一時帰省方何回と無く申出居り候へ共、妻の実父に付実情相尋申候処、同人は未だ相当に危険状態にある時なれば、若し本人の帰省に依り万一妻子に伝染せばと案じ、此際の一時帰省には同意出来難き意志に付きて、実父に対し真意を相尋候に、只実母及子供が非常に同人を慕て居る故、是非一度帰して戴き度いとの希望にて、此の様子に付ては、先般小川

先生□□島へ御出張の際当地に御立寄の節、小生同道の上各意見を承りしに付、充分御存じの事と存じ候条、小川先生に御尋賜れば御存じの事と候、尚其后実父の方より先般役場迄来り、此際は非一度帰省方手続相成る様嘆願有之候に付、別に帰省を必要とする迄の用件無きに、只帰すくにては、一応帰れば再度長島の方へは帰らぬ感^{〔考〕}では無き哉と尋ねし処、出来得れば其儘にと一寸言葉を漏し候に付「左様な感^{〔考〕}なれば一時帰省は絶対反対だ、若万一の事あれば、将来一層家族に難儀を掛る事となる故、自分としては御断り申ます」と申さば「只四、五日滞在致すれば、直ちに長島に帰す故、是非御願申ます」との申出の有様にて、小生としても実は平公仕^{〔閉〕}り居り候次第の処、先日小川先生より本人が左程迄熱しあるを許さざる時は、若し万一逃出しても困るが、此上は充分と本人理解を得させ、三、四日帰省を許しては如何との御書面を戴き申候に付、先日笠岡署にて種々相談の結果、若万一を感^{〔考〕}へ充分に本人に理解が出来るなれば、本人より請書を取り訓戒の上三、四日一時帰省を許してはと署長殿より小川先生か他の職員の御方に電話にて御相談申上居候筈にて、大体右様の経過の次第に候へば、小川先生とも特^{〔篤〕}と御相談の上、可然適当に御取計相願度、当地の方は万事関係者とも相談の上取運

申すべく候、右万事此の上共何卒宜敷御願申上候 頓首

四月十九日

村長 M・T

愛生園宮川主任殿 侍史

.....

長発第 号

昭和十二年 月 日

長島愛生園長

各療養所長殿

逃走通知

本籍 岡山県小田郡□村□□

氏名 K・K 明治三十一年九月三日生

病歴 結節癩 病態 中等

収容年月日 昭和十一年六月十五日

逃走年月日 昭和十二年八月十一日

経歴 自宅農業、其他特記スル特徴ナシ

写真又ハ特徴 (写真貼付)

備考 一時帰省願出ナシ不許可トナリタルタメ

.....

起案 昭和十七年三月二十六日

園長^印 庶務課長^印 医務課長^印 主任^印

入園者懲戒処分ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ、左記事由ニ依リ左ノ通宣告シ、処分相成可
然哉

記

監禁

K・K

事由 本人ハ本年三月九日逃走セシ者、且前回モ逃走セシモ
ノニシテ、全逃走常習者ニシテ、患者懲戒検束規程第四条該
当ノモノト思料セラル、ニ依リ、前記ヲ宣告シ処分スルヲ至
当ト認メラル

.....

拝啓 時下青葉之候に御座います、其後は兎角御無沙汰勝に
打過ぎまして誠に申訳も御座いません、何卒不悪お許しを願
ひます、本園園長殿始め職員御一同様には、昼夜之別なく不
幸なる患者達之ために相不変お尽し下さる事を、厚く感謝致
して居ります、扱吾^{〔介〕}□よりもN・T、K・Kの二名等永ら
く本園に御厄界に相成、厚きお手当を戴き居ります事、心よ
り厚く御礼申上ます、然るにK・Kは不心得にして再度帰村
仕り、園長殿始め各職員方に対し非常なる御手数を相掛け申
し、誠に申訳も御座いません、何卒相不変お許しをお願い致
します、今回帰園致しまして以後の成績は如何に御座います
か、影ながら心痛致して居ります次第、^{〔蔭〕}□□□□ま

して御依頼申上げる心組で御座いますが、時局柄何かと多忙を極めまして勝手ばかり仕りまして、何とも申訳も御座いません、其内不日参園仕りまして、お願い仕るべく考へで御座ひます、御多用中誠に恐縮に存じますが、近況本人の成績如何に御座ひますか、何卒御一報戴きまする様、伏して御依頼申上ます、先は時候柄、御身御大切之程お祈り申上ます、以上

昭和十七年五月十三日

〔朱書〕
「岡山県小田郡□□村

方面常務員 今中悦之進

園長ヨリ返信済（五月十七日）」

.....

衛第一〇号

昭和二十年一月九日

岡山県衛生課長印

長島愛生園長殿

逃走癪患者再收容ニ関スル件

曩ニ御通報相成候、左記逃走癪患者ノ再收容致度候ニ付テハ、係官ノ御派遣相煩度、此段及依頼候也

記

收容予定日 逃走患者氏名 住所

十五 K・K 小田郡□□村□
十六 I・K 浅口郡□□町大字□
十七 N・M 玉野市□□字□
〔朱書〕
二月十一日午後一時電話連絡セシモ係員不在ノ為メ、桑森氏ニ收容ハ本月二十日以後ニ、又自動車ハ油ノ関係上笠岡及玉野市迄ハ不可能ノ為□、岡山市迄ノ輸送方法ニ付考慮連絡ノ上、当方ニ通知方伝言依頼ス」

二〇八 鳥取県にて逃走者より事情聴取

（愛生園蔵「患者関係重要書」昭和14年）

八発第二一七三号（写）

昭和十四年五月二十三日

八橋警察署長 印

鳥取県警察部長殿

愛生園脱出癪患者帰宅ノ件申報

曩ニ家政整理ノタメ一時帰省方家族ヨリ願出中ノ管下□□村大字□□A・Nハ、一時帰省許可トナラザルヲ以テ、長島愛生園ヲ脱出シ、五月十八日午前三時頃本籍地ニ帰宅致シ候条、此段及申報候也

追而、本人ノ供述参考迄ニ申添候

記

一、脱出方法及経路

五月十六日午後八時頃、患者三名共謀シ（神戸市一人、東伯郡□村一人、本人）、愛生園ヲ脱出、船ニ依リヒナセニ上陸、夜間徒歩ニテ片上ニ向ケ、十七日午前八時三十分頃片上着、直チニ自動車ニテ同日午後七時四十分頃片上発、翌十八日午前三時頃帰宅

二、脱出理由其他

一時帰省方再三出願スルモ、県ヨリ何等ノ申越ナキニ帰ラストコトハ出来ナイト言ツテ許サズ、今度県ヨリ通知ガ来タガ、園ハ園ノ規則ガアツテ家政整理位デハ帰ラス事ハ出来ナイト許可サレズ、引続キ嘆願スルモ、夫レダケ帰りタイナラ脱走セヨト、暗ニ脱走方ヲ仄メカサレマシタ、然シ脱走スレバ再ビ帰園スルニモ一年間ハ出来マセンシ、帰レバ相当期間監禁サレマスノデスキマセンデシタガ、之程頼ンデモ帰ラレネバ脱出スルヨリ仕方ガナイト決心シテ、三名ガ謀リ脱走シマシタ、鳥取県ノ患者モ大分脱出シテ少ナクナツテキマス、奈^{〔何故〕}是一時帰省ヲ許可セナイ様ニナツタカト云ヒマスト、初メノ頃許可サレタ者ガソノマ、帰園セズ、不明トナツタ事ガ度々アルソウデ、之レガ為許可ニナラナイ様デス、愛生園ハ殊ニ鳥取県ハ立田知事様が無癪県ニス

ル為、立派ナ鳥取寮ヲ造ラレ、本県ノ患者ハ委託トナツテ居リ、患者バカリデ気兼ハイラズ、暮シ良イ処デスケレドモ、一生一代ドンナコトガ有テモ絶対ニ国ニ帰ルコトガ出来ナイ様デハ、再ビ長島ニ帰ル決心ハツキマセン、此処デ隔離デモシテ療養サセテ貰ヘレバ、ソウ云フ様取計ツテ下サイ、アチラデハ患者ガ療治ヲシテ元氣ニナレバ、脱出スル虞ガアルノデ、良イ治療ヲシテ呉レナイデハナイカト云フ人ガアリマス

「^{〔朱書〕}分館トシテハ、積極的ニ脱走方ヲ仄メカスコトナク、本人達ニ於テ逃走スルコトヲ明言スルガ如キコトアル場合ニ限り、致方無キ旨ヲ云フコトアリ」

二〇九 逃走未遂により懲戒

（愛生園蔵「懲戒検束関係書」昭和14年）

起案 昭和十四年十二月十一日

園長^⑩ 庶務課長^⑩ 医務課長^⑩ 主任^⑩

患者懲戒処分ニ関スル件

標記ノ件、左記事由ニ依リ左ノ通り宣告シ、処分相成可然哉

各通

逃走未遂者 K・Y

逃走未遂者 M・I

監禁各二五日（自十二月八日至十五年一月一日）

〔欄外〕

「昭和十四年十二月二十八日釈放」

（事由）患者K・Y並ニM・Iハ、本年十二月七日本園ヲ逃走セムトシタルモノニシテ、其行為ハ規程第四條第一号ニ該当ス、K・Yハ別紙録取書ノ通り、昭和十三年六月二十三日岡山県ヨリ本園ニ入園シ、以来不自由舎ニ属シ、再三一時帰省ヲ希望シ願出タルモ、不許可トナリタルモノニシテ、今回ハ弟渡満ト亡母ノ弔ヒノ為、帰省ナサムトシテD、M等ノ勧誘ニ従ヒテ逃走シ、中途ニ於テ挫折シタルナリ、尚K・Yニ関シテハ平素ヨリ兎角ノ風評アリテ注意ヲナシオリタルモノナリ、M・Iハ昭和十三年五月一日兵庫県ヨリ入園シ、以来懷郷ノ情捨テ難ク、好機ヲ窺ヒオリタルモノニシテ、今回ハK・Yト同室ナル關係上同行シタルモノト推察ス、右二名共、現在ニ於テハ前非ヲ悔ヒ、將來斯ノ如キ違法ヲ行ヒ醜態ヲ演ズルコトナシト口約致シオレリ、別紙ノ通口頭録取書添付ス

.....

口頭録取書

本月七日、K・Y外三名逃走事件ニツキ、其ノ事實ヲ聴取録取シタリ

一問 其方ノ氏名、生年月日、舎籍、入園年月日如何

一答 K・Y、当四十二年、燕舎二号、昭和十三年六月二十

二日、岡山県ヨリ入園シマシタ（英田郡□村）

一問 其方、曾テ処罰及注意ヲ受ケタルコトナキヤ

一答 アリマセン

一問 其方、本月七日日没後、三名ノ者ト共ニ漁船ニテ逃走シタルガ、其動機ヲ申立テヨ

一答 私外M・I、D、Mノ三名ト漁船ニテ午後六時四十分頃逃走シマシタ

一問 其方等ノ逃走スル相談ハ、何時頃ヨリ計画ナセシヤ

一答 計画的ノ相談デハアリマセン、本月七日午後二時頃突然桂誠寮ノDト云フ者が参リマシテ、噂ニ聞イタガ、オ前ハ次第二寒クナルノニ冬物ヲ売ツタト云フガ、逃走スル準備ヲシテキルト云フコトヲ人ニ聞カサレタカラ、相談ニ来タト申シマシタ

逃走スルナラ、今晚幸ニ船ヲ傭フテオルカラ、国元ヘ送り届ケテヤル故、同船セヌカト申シマシタ

一問 其方、M・I、D、Mト常ニ交際シテオリシヤ

一答 M・Iハ同室デアリマス、其他ノモノハ今迄交際シタコトハアリマセン

一問 其方、機会ガアツタラ逃走スルト云フコトヲ、常ニ考

ヘオリシヤ

一答 私方家事整理ノ為メ、二回一時帰省ノ願書ヲ出シマシ
タケレド、何故カ許可サレマセンデシタカラ、帰省スル
コトハ断念シマシタ

一問 其方断念シテオルト申シオルニ、逃走ヲシタルハ何故
カ

一答 本年十一月十五日、本県英田郡□村石工M・Kト言
フモノガ面会ニ参リマシテ、亡母ノ石碑ガ出来上リマシ
タカラ、ソレヲ速ク引取ツテ呉レト申シマシタカラ、何
トカシテ帰り度ヒトハ思ツテオリマシタ際デアリマシタ
故、急ニ逃走ノ念ガ起リマシタノデ、悪イ事トハ知り
ツ、同意シマシタ

一問 其方ハ、携帯品ノ衣類数点ヲ売却シタル理由如何

一答 衣類ヲ売却シタル理由ハ、暫ク入室シテオリマシタ、
退室後身体ガ衰弱シテオリマシタカラ、滋養ヲ摂ル為デ
アリマシタ、決シテ逃走スルノ準備デハアリマセンデシ
タ、売却シタノハ本年九月十四、五日頃デアリマシテ、
種類ハまんと（一枚）・ぢゅばん（一枚）・袴（一
枚）・羽織（一枚）計四点、貳拾参円五拾銭デ売リマシ
タ

一問 逃走準備ヲセヌト言フガ、何故寒サニナルニ冬物ヲノ
ミ売却セシヤ

一答 冬物デナケレバ金額ガ昂リマセヌ

一問 其方誰ニ売却シタカ

一答 隔離病舎ノ上ノ舎デ、年齢三十五、六年ノ人デアリマ
ス、其氏名承知シテオリマセヌ

一問 何故氏名ノ分ラヌモノト取引セシヤ

一答 其人ハ顔ヲ見レバヨク分リマス

一問 其方ノ逃走経路ヲ申立テヨ

一答 逃走当日午後二時頃ニ相談ガ纏リマシテ、午后七時頃
手影島ニ舟ガ来ルカラ準備セヨト申シマシタ、又午後四
時頃再ビDガ縁側マデ参リマシテ、準備ガ出来タカト言
ヒ、速クシテ置ケト申シマシタ、其時Dニ対シマシテ園
長先生・早田先生・林先生宛ニテ謝罪ノ手紙ヲ書イテ呉
レイト頼ミマシタ処、三通ノ手紙ヲ認メテ呉レマシタ、
ソレハ着陸後發送スル考ヘデ、唯今トランクノ中ニアリ
マス

一問 其方身体不自由ニシテ歩行困難ナルガ、如何ナル方法
ニテ手影ノ海岸迄行キシヤ

一答 午後六時三十分頃Dガ参リマシテ、連レテ行ツテ貰ヒ

マシタ

一問 船ハ何処ノ海岸ニテ待合セオリシヤ

一答 手影島ニ渡ル手前ヲ左約五、六十間程行キマシタラ、海岸ニ待ツテオリマシタ、Mハ私ヨリ先ニ行ツテオリマシタ、M・I、D、私等ハ同時位デアリマシタ

一問 其方、船賃ノ出途如何

一答 私ハ衣類売却シテ、其中ヲ三、四円消費シマシタ、以前カラ多少ノ待合セモアリマシタノデ、計金二十四円程ハ財布ノ中ニアリマシタ、ソレヲ全部M・Iニ渡シテ船賃ノ勘定ヲ頼ンデオキマシタ

一問 船賃ノ支払方法如何

一答 航海中Dガ、船賃ハ四十円ノ約束デアルカラ支払ツテ置イテ呉レ、決算ハ上陸後支払フトノ事デアリマシタ
M・Iノ十七円持合セト合計四十円以上程アリマシタ
船賃四十円ハ持合セガ無イカラ、少シ引イテ呉レト申しマシテ、結局三十七円五十銭支払ヒマシタ

一問 船頭ノ人相ヲ承知シテオリシヤ

一答 承知シテオリマス

一問 夜中、人相ガ何故ニ判リシヤ

一答 船賃ヲ支払フトキ、四角ノ火鉢デ火ヲ焚キマシタカラ

ヨク判リマシタ、年令六十歳以上、頭髮白毛ガ多ク伸ビテオリマス、頬髯ハ白黒混リガ生エテオリマシタ、中肉、鉢巻ヲシテ煙草ヲ喫フ船頭デアリマシタ

一問 船ハ機械船ナリシヤ、如何

一答 機械船デハアリマセン、櫓ヲ漕イデオリマシタ、船モ余リ大キクアリマセン、釣竿様ノモノガ二、三本アリマシタ、Dハコレ迄魚ヲ買フタリシテ心易クシテオリマシタ

一問 着陸シタノハ何時頃カ

一答 其日ノ午後十時頃デアツタト思ヒマス

一問 何処ニ船ハ着イタカ

一答 船頭ガ日生ト云フ処ダト申シテオリマシタ

一問 其方上陸ノ際、海中ヘ墜落シタト言フガ如何

一答 全ク天罰デアリマシテ、墜落シマシタ

一問 墜落シタ原因如何

一答 船ガ陸ニ着キマス、M・Iノ風呂敷包ト私ノトランクハDガ陸揚げシマシテ、M、Dガ続イテ飛び上リマシタ、其際船ガ小イ為動揺甚シク、私、M・Iト佇立シテオリマシタガ為メ、二人共海中ヘ墜落シマシタ

一問 誰ニ救助サレタカ

一答 誰モ救助ハシテ呉レマセンデシタ、二人デ海中デモガ

イテオリマシタラ、石垣ニ手ガ当リマシテ這ヒ上リマシ
タ

一問 海水ノ深サ如何

一答 二人共一度沈ミマシテ浮ビ上リマシタ点カラ考ヘマス
ト、六、七尺位ハアツタ様ニ思ヒマス、多量ニ潮ヲ飲ミ
マシテ苦シクアリマシタ

一問 墜落シタル際、船頭ガ救助セザリシヤ

一答 其儘船ヲ沖ヘ漕ギ出シマシタ

一問 陸ニ這ヒ上リ、其後如何ニセシヤ

一答 直グ前ガ巡查駐在所デアリマシテ、其始末ヲ届出マシ
タラ、手当ヲシテ呉レマシタ

一問 何時頃、愛生園カラ引取りニ行ツタカ

一答 午前一時頃ト思ヒマス、寔ニ重々オソレ入リマス
右口頭ヲ録取シ、讀ミ聴カセタル処、承認スルモ、不自由ノ
為自署スルアタハザルヲ以テ、代書シタリ

昭和十四年十二月九日

陳述人 K・Y

聴取人 喜多尾禎二㊞

録取人 児玉新次

.....

昭和十五年三月二十五日

〔朱筆〕
「要再回」

園長㊞ 庶務課長㊞ 医務課長㊞ 主任㊞

患者逃走幫助ニ関スル件

本園ノ患者ニシテ屢々漁船ニ搭乘シ逃走シ、又ハ逃走未遂ニ
終リタルコト有之候処、是カ介補ヲ為シテ逃走ヲ容易ナラシ
メタル者ノ姓名・人相・年齢等皆目不詳ニテ、且未遂者モ亦
口ヲ割ルニ至ラスシテ今日ニ到リシ処、患者間ノ談話中ニ於
テ端緒ヲ獲テヨリ、模糊タル範圍ヨリ探索ノ歩ヲ進メタル結
果、別紙喜多尾指導員報告ノ通、左記ノ者之カ幫助ヲ為シタ
ル趣ノ確証ヲ得、裳掛村駐在池田巡查ト協力ノ上凱歌ヲ奏ス
ルニ至レリ

抑々、本件ノ如キ事実頻発ニ依リテ、本園ハ鋭意剔抉ニ努力
ヲ致タルモ、捜査困難ヲ極メ、荏苒今日ニ逮ヒタルモノナル
カ、此ノ間和氣警察署所轄牛窓警察署並県警察部ニモ照会ヲ
発シテ、本件ノ如キ事故ノ皆無ヲ庶幾シタル次第ナリキ

左記ノ者ハ、本園ニ於ケル自供ノ結果、涕淚シテ再ヒ斯種罪
状ヲ繰返サス、充分自戒スルニ付、事ニ穩便ニ取計ハラレ度
旨、惻願アリタルカ、身柄ハ池田巡查ニ引渡ス諒解ノ下ニ行
ハレタルモノニ付、事情聴取ノ上、喜多尾指導員連行シ池田
巡查ニ引渡ヲ了セリ

記

逃走幫助者 裳掛村瀬溝 W・G 以上

.....

口頭録取書

邑久郡裳掛村大字虫明無番地 W・G 当六十年

右者ニ対シ、逃走幫助事件ニ付キ、其ノ事実ヲ聴取シタル要領左ノ如シ

一問 其方ノ住所、氏名、年令、職業如何

一答 邑久郡裳掛村大字虫明瀬溝無番地、W・G、当六十年

一問 其方昭和十四年十二月十一日午後七時頃、患者四名ヲ

乗船セシメ、日生町ニ渡航シタル事ナキヤ、其ノ犯罪事

実ハ既ニ明瞭ナルヲ以テ、率直ニ申立テヨ

一答 誠ニ申訳ナキ事ヲ致シマシタ

一問 其ノ渡航逃走ヲ幫助シタル手段方法ヲ申立テヨ

一答 私ハ昨年十二月中頃、手影島附近デ海鼠漕ギヲシテ居

リマシタラ、患者ヲシキ者ガ参リマシテ、海鼠ヲ売ツテ

クレート申シマシタカラ、船ヲ陸ニ着ケ、五十銭売リマ

シタ、其時一名ノ患者ガ私ニ便利ヨキ所マデ四名ノ患者

ヲ乗セテ渡ツテ呉レンカト申シマシタカラ、ツイ可愛想

ト考ヘマシテ、乗船スルコト承知シマシタ

一問 其方日生町マデ四十円デ約束シタカ、如何

一答 四十円デ約束シタノデハ有リマセン、先方カラ四十円
出スト申シタダケデアリマス

一問 何処ヨリ乗船シタカ

一答 其ノ日ノ午後二時頃約束致シマシテ、午後七時頃手影
島カラ乗船シマシタ

一 其方、日生町マデ三十五円、患者ヨリ受取り居ルデハナ
イカ

一答 左様デ御座イマス、三十五円出シマシタカラ受取りマ
シタ

一 其方、可愛想ト思フテ日生港マデ渡航シタルニ、何故多
額ノ賃銭ヲ貰ヒ受ケタカ、其ノ事実ガ矛盾シテ居ルデハ

無イカ、ドウダ

一答 賃銭ヲ受取りマシタ事ハ恐入リマス、申訳アリマセン

一問 其方日生着後、患者ガ上陸ノ際、船舶ノ動揺烈シキ為
メ、二名ガ海中ニ墜落シタルヲ救助セズシテ、其儘沖合
ヘ漕ギ出シテ瀬溝ヘ帰港シタデハナイカ

一答 救助致シマシタ、海中ヘ落ちマシタカラ一名ハ私ガ船
ニ引上げ、一名ハ船ノ椽ニスガリ付キタルヲ手助ケシテ、
陸ニ引上げマシテ、其儘帰リマシタ

一問 其方、度々患者ノ逃走ヲ幫助シテ居ルデハナイカ、逃走後帰園シタル患者ヲ取調べタルニ、人相ト符号シ居ル点アリ、如何

一答 今回ノ事件ハ間違アリマセン、其他不都合ノ事ハ致シタ事ハアリマセン

一問 其方、癩患者ナル事ヲ知リツ、故意ニ逃走ノ幫助ヲ為ス等ハ決シテ許ス事ノ出来ザル犯罪ナルガ、如何ニ心得居ルカ

一答 誠に申訳アリマセン、今度ハ改心致シマシテ、二度斯様ナ不都合ナ事ハ致シマセン、何分ニ御寛大ノ御処置ニ御願ヒ致シマス

一問 其他申立ハナキヤ

一答 有リマセン

右口頭ヲ録取シ読聞カセタルニ、相違ナキ旨承認スルモ、無筆為メ代書セリ

昭和十五年三月二十五日

右 W・G 印

聴取人 喜多尾禎二 印

録取人 栄 政太 印

二一〇 元熊本相愛更正会会員の逃走

(愛生園蔵「本園逃走及要注意患者関係書」昭和15年)

長発第 号

昭和 年 月 日

長島愛生園長

各療養所長殿

逃走通知

本籍 沖縄県国頭郡□町

氏名 N・Y

病歴 神経癩 病態 中等

収容年月日 昭和十五年四月二十二日

逃走年月日 昭和十五年五月二十日

経歴 昭和十年十二月敬愛園ニ入園、昭和十二年八月中旬頃

一時帰省ノ形式ニテ退園後、古物商ヲ営ミ居リ、住所ヲ熊

本市島崎町ニ変更シ、同町内ニ癩患者^{〔任〕}認識ニ相愛更正会ナ

ルモノヲ組織集団シ居リ、同会ニ入会、糸針等小間物行商

旁々寄附金募集ノ為メ、島根・広島・岡山・熊本ノ各県下

ヲ流浪シ居タルモノ

写真又ハ特徴

備考 本名ヲN・Mト称シ、前記相愛更正会々員ニシテ、本年四月上旬ヨリN・Mト打連レ寄附金募集ノ為メ島根県下

ニ流レ込ミ、宿泊中警官ニ発見セラレ強制的収容セラレタルモノナルガ、療養所生活ヲ窮屈視スルモノノミノ集団中ノ人物ナルヲ以テ、遂ニ逃走スルニ至レリ

二二 逃走幫助者を尋問

(愛生園蔵「懲戒検束関係書」昭和15年)

口頭録取書

N・T

右之者ニ対シ、昭和十五年七月二日午前九時、M・Iノ逃走幫助事件ニ付キ、其顛末ヲ録取シタリ

一 私ハ、昭和七年一月十二日、岡山県上房郡□村ヨリ入

園イタシマシタ

N・T 当二十二年

一問 其方、嘗テ処分ヲ受ケタルコトナキヤ

一答 アリマセン

一問 其方、是迄何作業ニ従事セシヤ

一答 昭和十三年八月ヨリ収容所ニテ附添ヲシテ居リマス

一問 其方、M・Iトハ如何ナル知合カ

一答 M・Iトハ、昨年六月三十日ヨリ収容所ニテ附添ヲシテ居ル干係上、懇意デアリマス

一問 其方、去ル六月二十一日夜間十一時頃、M・Iノ逃走

ニ付キ、種々便宜ヲ与ヘ逃走ノ幫助ヲシタト云フガ、其ノ顛末ヲ率直ニ申立テヨ

一答 誠ニ恐れ入リマシタ、何共申訳ハアリマセン、M・Iハ去ル二十一日午后十一時頃逃走イタシマシタ、加ヘテ申上マス、私トN・Kト申ス者ノ干係ハ、兼テ懇意ノ間柄デアリマスガ、同人ガ長ラク水星ニ入室シテ居リマシタガ、最近ニ至リ病氣ガ悪化シマシテ、危篤ノ状態デアリマシタカラ、去月二十日附添ノ隙ヲ見テ見舞ニ参リマシテ、午后六時三十分頃収容所ニ帰リマシタラ、M・Iガ棧橋ニ行キマシテ、虫明石工ノ乗テ来タ船デ櫓ヲ漕グ稽古ヲシテ居リマシタノヲ見マシタガ、後デ考ヘマスレバ、櫓ノ調子ヲ取りテ居リタモノト思ヒマス、二十一日モ同様見舞ニ参リマシタ、晩方収容所ニ帰リマシタ、午后八時頃、附添ノ詰所ニM・I、W・I、K・Y等ト五名円座シテ話シテ居リマシタ処、M・Iガ申シマスニハ、父ガ病氣ユヘ一時帰省ノ願書ヲ出シマシタラ、人事係リノ人ガ時節ヲ待タネバ許可出来ント申シ渡サレタデ、到底帰省ハ駄目ト思フカラ逃走スルト申シマスカラ、私ハ今少シ待テ秋ニ帰レト注告シマシタガ、仲々承知セズニ、荷物ヲ片付ケマシタ

一問 其後如何ニセシヤ

一答 私ニ旅費ノ相談ヲシマシタガ、今所持金ハ壹円アルノミデ、他ニ持チ合セハアリマセナシタ

一問 頼リニ金策ヲ頼ミマシタ、不図思ヒ起シタノハ、N・Kガ死亡一週間前、姉ガ面会ニ来テ居ル時、金十円ヲ病室デK・Iニ渡シタノヲ見テ居リマシタカラ、「ツイ」借ル氣ニナリマシタ

一問 其金ハ何等ノ理由デK・Iニ渡シタカ承知セルカ

一答 死後入費、初七日及三十五日祭ヲシテ貰フタメニ頼ンダノデアリマス

一問 其ノ方、K・Iニ金ヲ借ルトキ、逃走ノ情ヲ告ゲタ如何

一答 左様デアリマス、M・IトK・Iトハ別懇ノ間柄デアリマスユヘ、今夜M・Iガ急ニ逃走スルト云フタガ、自分モ今暫ク逃走スルノハ見合セト云フタガ、聞キ入レヌカラ相談ニ来タト云イマシタラ、K・Iモ承知シテ十円出シテ呉レマシタ

一問 其方ニ更ニ重ネテ尋ヌルガ、M・Iガ逃走スル旅費ト云フタニ相違ナキヤ

一答 何ント申シマシテモ相違アリマセン

一問 K・IトN・Kトノ干係ハ如何^{〔関〕}

一答 同県人デアリシ、舎ガ協会寮ト□寮トハ前後デアリマス

一問 附添室デ、其方ヨリ他ノ者ハ制止セザリシヤ

一答 K・Y、W・Iモ今暫ク辛抱セヨト、頼リニ止メテ居リマシタ

一問 其方ハ餞別ヲ与ヘ、剩サヘ棧橋マデ見送リタト云フガ如何

一答 左様デアリマス、私ハ一円餞別ヲ与ヘマシタ、ソシテ午后十一時頃内間棧橋マデ見送リマシタ

一問 K・Y、W・I等ハ如何ニシタカ

一答 餞別ハ知りマセンガ、棧橋迄ハ見送リマシタ

一問 其方逃走ノ幫助スルノミナラズ、餞別ナド与ヘルノハ心得違ヒト思ハヌカ

一答 私ガ一時帰省スル時、一円ノ餞別ヲ受ケ居リマシタカラ返礼ヲシマシタ

一問 其方、K・Iカラ借りタ金ハ如何ニセシヤ

一答 昨日（七月一日）M・Iカラ小包ガ参リマシテ、其ノ内ヘ十円封入シテアリマシタト云フ事デアリマス

一問 船ハ誰レノ所有ナルヤ

一答 虫明ノ石工ガ乗リ来テ居リタ船デ、棧橋ヘ繫留シテ槽ガ付ケテアリマシタ

一問 其方逃走幫助スルナド心得違ヒトハ思ハヌカ

一答 誠ニ申訳ハアリマセン、今後充分ニ心得マシテ再ビス様不都合ナ事ハイタシマセンユヘ、何卒御寛大ニ御願イタシマスト、大ニ改悟情ヲ示シタ

右口頭ヲ録取シ読ミ聞メセタルニ、相違ナキ旨承認シタルヲ以テ、署名セシム

昭和十五年七月二日 陳述人 N・T

録取人 喜多尾禎二^印

二二二 逃走未遂により懲戒

(愛生園蔵「懲戒検束関係書」昭和15年)

起案 昭和十五年十二月十六日

園長^印 庶務課長^印 医務課長^印 主任^印

入園者懲戒処分ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ、左記事由ニヨリ左ノ通宣告シ、処分相成可然哉

記

(通計) 監禁三十六日 自昭和十五年十二月十六日

至昭和十六年一月二十日

K・T

(事由) 別紙喜多尾指導員ヨリ報告書ノ通、逃走セシトシタル者ニシテ、懲戒検束規程第四条第一項ニ該当スルモノト思料セラル、ニヨリ、前記ヲ宣告スルヲ至当ト認メラル

.....

報告書

昭和十五年十二月十六日

指導員喜多尾禎二^印

愛生園長光田健輔殿

逃走犯^関二千スル件

岡山県吉備郡^関町 K・T 当三十年

昭和十五年七月三十一日入園

一、右ノ者ニ対シ、逃走犯トシテ取押ヘタル顚末左ニ

一、昭和十五年十二月十六日午前四時頃自宅ニ於テ休養中、

光明園木村巡視員ガ瀬溝ヲ患者ヲシキ者泳ギ渡リタルヲ聞き込ミ、直チニ追跡シ村役場ニ於テ犯人ヲ取押ヘタル処、

愛生園患者ナルモ逃走中トノ急報ニ接シタルニ付キ、直チ

ニ犯人ヲ追跡シ、遂ニ福谷部落ノ入口接テ取押ヘタルヲ以テ、一応取調ベタ処、昭和十五年七月三十一日本県吉備郡

町ヨリ入園シタルK・T当三十年ニシテ、一時帰省ヲ

出願セシモ許可サレザルタメ、遂ニ逃走ヲ企テタルモノト
申立テタリ、身柄ハ分館当直員三原雇ニ引渡シタリ

右報告候也

附記 犯人ハ昭和十二年十二月二日逃走シ、常習者ニ有之
候

二一三 逃走者の言動通告

(愛生園蔵「患者雜件書」昭和17年)

拝啓 寒さ益々相成り、愛生園の御一同様方には御苦勞な事
でございます、付きまして、私方の村で大変愛生園の事を悪
く云ひあるいてゐる者があります、此の間、愛生園内より
にげだしてきました者ですが、同じ村の人々が愛生園に御世話
になつてゐる人々を、愛生園に入つてからは此のごろは大変
悪くなつてゐると、村の人々に云ひあるいて居ります、私は
其の事をき、まして、愛生園に御世話になつてゐる家の人は
大変心配して居りましたから、見るにしのびなく、又私も大
変腹が立ちましたから、御手紙を出したのですが、此の様な
事を云はれても愛生園の方はいいのですか、又此の様な事を
云つてゐる者は、愛生園此の間にげだしてきました□□村
□□のK・Hです、此の者はこちらで医者が見ちがひだとか、

いろ／＼医者の悪さを云つて、只今は会社に働らいて居りま
す、自分の母も同じ病氣でありながら、村で云ひあるいてゐ
るとは誠にけしからんと思ひます、どうか愛生園の方へ此の
者に御注意願ひます

なほ此の様な事を云はれては、人々が愛生園を信用しかけて
ゐました者が信用しなく相成ります、愛生園に御世話になつ
てゐる人々は、家への手紙には心配なく大変よい所だと云つ
てきますが、此の様な悪い事を云はれては、どちらがほんと
うやらわからなくなり、家の者心配してゐられる所がござゐ
ます、誠にK・Hなる者けしからんと思ふ、あの者の病氣は
あれでなほつたのか

〔朱書〕
「封筒二 三重県員弁郡□□村□□」

I・D トアリ

一七・一・六 桑名局消印アリ

二一四 牛窓警察署の逃走者対策

(瀬戸内市蔵旧牛窓町文書「文書發送簿」昭和17年)

拝啓 愈々御清祥の段賀上候、陳者警務遂行に關しては平素
多大の御支援を賜はり感謝罷在候処、過般裳掛村在長島愛生
園患者数名、同園職員の間隙を窺ひ無断逃走、各方面協力の

下に復帰せしめたる事案発生致し、尚未だ数名所在不明にして捜査中のもの有之状況にして、癩病予防撲滅の為洵に遺憾の事と存居り候、就ては同園関係者に対しては当署に於て斯る事案防止に付嚴重注意を喚起致し、相当対策講究中に有之候へ共、万一将来如斯事案発生致し候節は、之が発見並に予防上貴町村内各位の格段の御留意御協力の下に、警察署・巡查駐在所或は愛生園当局等へ連絡通報方、常会其の他の機会を御利用の上御示達方、可然御取計相煩度、此段及御依頼申上候

昭和十七年三月十四日

牛窓警察署長

牛窓町長殿

二一五 逃走未遂により懲戒

(愛生園蔵「懲戒検束関係書」昭和17年)

起案 昭和十七年四月九日

園長(印) 庶務課長(印) 医務課長(印) 主任(印)

入園者懲戒処分ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ、左記事由ニ依り左ノ通宣告シ、処分相成可然哉

記

監禁七日 自四月九日

M・H

至四月十五日

(事由) 本人ハ、昭和十二年十一月十五日入園加療中ノ者ナリシガ、本年四月七日夜(時間不分明) 果樹園ニ趣キ、新生寮ノ盥ヲ窃取シ、衣類ヲ之ニ積ミ、海ニ浮べ身ヲ托シ泳ギ、向ノ岸ニ着キタルモ、余リノ疲労ノ為メ山林中ニ潜伏、八日夜西大寺ニ向ヒ逃走中玉津村ニ至リ、空腹ノ為メ同村字三谷附近ヲ徘徊中ヲ、玉津村駐在所詰草加巡查ニ誰何ノ上逮捕セラレ、同巡查ヨリノ報告ニ接シ、岡崎囑託出張連行シタルモノニシテ、右行為ハ患者検束規程第四条第一号ニ該当スルヲ以テ、前記処分ヲ宣告シ、処分スルヲ至当ト思料セラル

二一六 逃走により懲戒

(愛生園蔵「懲戒検束関係書」昭和17年)

起案 昭和十七年九月二十九日

園長(印) 庶務課長(印) 医務課長(自署) 主任(印)

入園者懲戒処分ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ、左記事由ニ依り左ノ通宣告シ、処分相成可然哉

監禁 二日

I・T

同 二日

H・M

右両名ハ、別紙録取書ノ通り、夫々入園中ノ者ナリシガ、本年六月十六日夜、予而交渉セシ漁船ニ依リ、日出北岸浪花道路下ヨリ乗船逃走シ、和氣郡穂波ニ上陸、山陽線吉永駅ヲ経テ郷里ニ帰郷セシモノナルガ、今般両名相携テ再入園セシモ、右ハ患者懲戒検束規程第四条第一項第一号ニ該当スルヲ以テ、右宣告シ処分相成可然哉

.....

口頭録取書

一、其ノ方ノ本籍、氏名、生年月日ハ

福岡市□町□□番地、I・T、大正八年六月二十七日

日

一、入園年月日ハ

昭和十六年八月二十二日、福岡県送致ニヨリ入園シマシタ

一、舍籍ハ

立田寮下三号室デアリマシタ

一、何時如何ナル方法デ逃走シタカ

本年六月十六日夜、漁船ニ便乗、浪花道路下海岸ヨリ逃走シ、同行者ハH・Mト、同人ノ内妻H・Tノ三名デアリマス

一、船ハ何時交渉セシヤ、ソシテ其ノ代価ハ如何程ナリヤ

船ハ、私ガ二日前ニ交渉シマシタ、代金ハ最初私一人逃走シタイト思ヒ交渉シタトコロ、金五十円船頭ヨリ要求サレマシタガ、私ハ是非帰リタイ用事ガ有リ、五十円支払フ覚悟デ契約シマシタ、当日ニナリH・M君モ便乗方ヲ頼ムノデ三人乗船シタトコロ、三人ナラト六十円ヲ要求シマシタノデ、一人二十円宛六十円支払マシタ

一、船頭ノ人相及ビ船型トハ如何

判キリ記憶シテキマセンガ、年ハ六十才近ク思ハレ、面長ニシテホ、ハ稍落チテキタガ、他ニ特徴ハ無カツタト思ヒマス、船ハ漁船ニシテ舳ハ長ク帆及帆柱アリマシタ

一、是非帰リタイ用事ハ如何ナルコトナルヤ

家族ハ母ト兄ノ二人暮シニシテ、母ガ病氣(セキズイ)ノ為、是非面会致シタク、病ガ重ツテ危篤状態ニナレバ、親族ノ者等多勢集ルノデ、其レデハ自分ノ病氣モ判ルシ、輕イ内ニ帰リタイト思ヒマシテ、ソレニ一時帰省モ願出テ有リマセンガ、手続ガ免倒^(面)デ到定許可^(底)シテ頂ケナイト思ヒマシタノデ、御迷惑ヲオ掛ケマシス、相済ヌト思ヒツ、遂ニ逃走シマシタ

一、金ハ如何ナル方放^(法)デ入手セシヤ

金ハ家ノ方ニ事情ヲ知ラシ、小包ノ中（刻タバコ五個ノ中ニ夫々混入）ニ入レテ送ツテモライマシタ、七十円也

一、母ノ病氣ハ良クナツタカ

良クナリマセン、未ダニ病臥シテ居リマス

一、事情ニハ同情スルガ、斯、ル行為ハ悪イト思ハヌカ

恐入リマス、御迷惑ヲ掛ケテ相済ミマセン、今後カ、ル行為ハ二度ト致シマセン、園ノ為ニ出来丈励ミマスカラ、何

分ニ御寛大ノ御処置ヲオ願ヒ致シマス

右口頭ヲ録取シ読ミ聞セタルニ、相違ナキ旨承認ス

昭和十七年九月二十九日

聴取人 岡崎主任^印

録取人 吉川雇^印

.....

口頭録取書

一、其ノ方ノ本籍、氏名、年月日

福岡市^{〔時欠〕}町^{〔時欠〕}、H・M、大正元年十一月二十五日生

一、本園ニ何入園セシヤ

本年三月十日、直接入園致シマシタ

一、入園前職業ハ

畜産組合書記ヲ一年半シテキマシタガ、ソレ以前ハ通信官吏練習所技術科ヲ出テ、通信省関係ノ某所デ電信電話ノ

仕事ヲシ、判任官デアリマシタガ、発病ヲ自覚シ退職シテ、ヤ、静養シテ、前記組合ニ入園直前マデ務メテ居リマシタ

一、何時如何方法デ逃走セシヤ

略 I・Tノ陳述ノ通

一、内妻H・Tトハ何時ヨリ関係アリヤ

在福岡当時、現在ハ解散セシ生ノ松原バルナバ医院ノ外来患者トシテ通院中知り合ヒ、福岡市二一戸ヲ構ヘ同棲中ナ

リシモ、病氣モ次第二悪ク、自分一人单独入園シマシタ、妻ハ後ヨリ来マシタ

一、如何ナル事情デ逃走セシヤ

前述ノ通り、福岡市二一戸構ヘ同棲シテキタガ、自分ガ一

足先ニ入園シ妻ハ家ニ在リシモ、防空演習ノ際足ノ裏ニキ

ズヲ生ジ、ソレガ化膿シタノデ、病者ノ身早速自分ヲタヨ

リ入園セシモ、諸先生ノ手厚キ治療ニ依リ快癒シタルモ、

前記ノ通何シノ家事整理モセズ、借家其ノ儘デアリ、色々

未整理アリシタメ、入園後日モ浅ク、到定^{〔底〕}一時帰省モ覚束

ナキモト思ハレ、無断逃走致シマシタガ、皆様ニ大ヘン御

迷惑ヲ掛ケオ心配ヲ煩シ、恐入リマス

一、船頭ニ対シ、金ハ如何程支払シヤ

妻二人デ四十円、一人二十円宛デシタ

一、其金ハ如何ニシテ入手セシヤ

母ニ事情ヲ打明ケ、小包ニ入レ（刻たばこノ中）四十五円
送ツテ来マシタ

一、四十五円デハ、船賃四十円支払、後ノ汽車賃が無イデハ
ナイカ

ソレハ、園内デ自分ノ着物（カスリ上下）、セルズボン一
着ノ三点、十五円デ売リマシタ

一、何某ニ売却セシヤ

入園後日モ浅ク、名前モ判リマセン

一、妻ハドウシテキル

妻ハ東京市□□区□□町ニアリテ、家事整理及ビ戸籍ノ件
等アリ、片付キ次第本園ニ厄介ニナルト申シ居リマス

今回ノ行為ハ全ク皆様ニ御迷惑ヲ掛ケ相済ヌト思ヒ、衷心オ
詫ビ致シマス、自分ハ一切整理再入園サシテ頂イタ以上、今
後園ノ為励ミタイト思ツテ居リマス

昭和十七年九月二十九日 聴取人 嘱託岡崎幸助〔印〕

録取人 雇 吉川松吉〔印〕

二一七 島根県にて逃走者より事情聴取

（愛生園蔵「本園外逃走患者関係書」

「人事照復重要書綴」昭和18年）

衛秘第三六号

昭和十八年三月廿六日

島根県内政部長〔印〕

長島愛生園長殿

癩患者逃走ニ関スル件

本月十日長發第一七七号ヲ以テ御通報ニ相成候、標記ノ件ニ
関スル本県関係患者ハ、各々帰宅致シ居リ候処、其ノ逃走状
況左記ノ通り申述致シ居リ、貴言御了知ノ通り現行法ニ於テ
ハ患者ノ収容ハ容易ナラザル困難ガ相伴ヒ、逃走患者ノ言辞
ニ依リ、今後ノ収容ニ就テモ尠カラザル支障ヲ来スモノト思
料致サレ候条、今後嚴重監視相成ルト共ニ、逃走セシメタル
漁師ニ対シテハ嚴重御訓戒相成様致度、右参考迄ニ通報候也

記

一、本年一月ヨリ一病棟患者二十六名共謀逃走ヲ計画シ、其
ノ資金ヲ調達シ、本月七日午前五時之ヲ決行シタルモノニ
シテ、同島対岸虫明部落ノ漁師某ヲ買収シ、患者一名二十
円計三百六十円、其ノ他荷物取扱賃一円宛ヲ支払、他ノ患
者ノ見送りヲ受ケ、堂々トシテ逃走シタルモノナリ

二、O・Kノ言ニ依レバ

自分ハ昨年八月癩患者ト診定セラレ、十二月警察官ノ親切ナル勧誘ニ依リ、一日モ早く治療センモノトシテ之ニ応ジ、療養所ニ趣キタルモノナルガ、入所当時一回治療ヲ受ケタルノミニシテ、其後逃走スル迄何等ノ治療ヲ受ケズ、此ノ儘ナレバ却テ病状ハ昂進スルバカリ、又家庭ノ事モ心配トナリ、他ノ患者ノ勧誘ニ依リ逃走ヲ計画シテ、本年一月ヨリ其ノ資金ヲ調達シタルモノナルガ、大体療養所内ニ於テハ現金ノ取扱ヒハ出来ナイ為、毎月ノ小遣錢五円ト毎日牛飼ヒニ行ク八錢ノ資金ヲ蓄ヘテ漸ク三十円余ニナリ、愈々本月七日朝逃走シタルモノナルガ、漁師ノ買取等ハ他ノ患者ノ交渉シタ事デ自分ハ知ラナイ

患者ノ監視トシテハ、分館トイフ処ニ夜二人居ラレルノミデ、逃走ハ極メテ容易デアリ、逃走ニ際シテモ荷物ヲ纏メテ他ノ患者ノ見送りヲ受ケテ公然ト逃走シタ

今療養所内二千八百人位ノ患者ガ居ルガ、其ノ中テ一生暮ストイフ氣持ハ二割位デ、八割ハ帰りタイ、逃走ヲ考ヘテ居ル、現金ガアレバ逃走ハ容易ナリ

.....

衛秘第九一号

昭和十八年七月廿七日

島根県衛生課長印

長島愛生園長殿

収容癩患者ノ希望其ノ他ニ関スル件

那賀郡□村大字□ O・K 当五十二年

那賀郡□村大字□ H・T 当四十七年

右兩名ハ、本年三月貴園ヲ逃歩シ、本月二十二日再収容シタルモノナル処、左記ノ通り希望並ニ逃走理由ヲ申述致シ居候条、可然御配慮相煩度、此段依頼旁々及通報候也

記

一、 O・K

右者、昨年十一月貴園ニ収容、本年三月他ノ患者二十余名ト共謀逃走帰郷中ヲ、本月二十二日再収容シタルモノナルガ、昨年収容ノ際モ同人ノ三女O・H(当三十年位)ガ大島青松園ニ入園中ノ為、同人ト共ニ暮シ度希望ヲ申述シタルニ依リ、其ノ旨通報致シ置キタルモノニシテ、今回モ更ニ大島青松園ニ転送ヲ呉々依頼シ居リ、若シ希望ガ達セラレザレバ再度逃走ヲ企ツルヤモ計リ難キニ依リ、本人ノ希望通り転送セシメラレ度

二、 H・T

右者、昨年十月貴園ニ収容、本年三月O・K等ト共ニ逃走帰

郷シタルモノナルガ、本人ハ神經癩ノ極メテ輕微ナルモノト
 思料セラレ、一応御再診ノ上病毒伝播ノ虞ナキモノナレバ退
 園セシメラレ度、同人ノ逃走理由モ「自分ハ患者ニアラズ」
 トノ見界^{〔解〕}ノ下ニ逃走シタルモノナリ、今回再收容ニ際シテモ
 之ヲ強調シ居リ、再診ノ上伝播ノ虞アレバ本人ニ篤ト納得セ
 シメラレ度

二一八 草津監房送致予定者の逃走

(愛生園蔵「本園外逃走患者関係書」昭和18年)

起案昭和十八年四月十四日

施行四月十五日持参

園長^① 庶務課長^② 主任^③

案

園長

栗生楽泉園長宛

特別室收容患者送致ニ関スル件

予而電報ヲ以テ及御依頼置候、左記癩患者ヲ本日本園雇栄政
 太ヲシテ送致セシメ候ニ就テハ、諸事宜敷御高配ヲ得度、此
 段重而及御依頼候也

追而、詳細ニ関シテハ送致員ヨリ御聴取相成度申添候

記

一、本籍 愛知県愛知郡□村大字□ M・T
 一、添付書類 別紙聴取書

.....

起案昭和十八年四月十七日

施行四月十七日

園長^① 庶務課長^② 主任^③

案ノ一

園長

栗生楽泉園長宛

不良癩患者逃走ニ関スル件

予而貴園特別監禁室ニ收容方御依頼致シ置キ候左記癩患者、
 本月十五日逃走致シ候条、此段及御通知候也

記

本籍 愛知県愛知郡□村大字□

M・T 大正七年三月二十三日生

案ノ二

園長

各国立癩療養所長宛

不良癩患者逃走ニ関スル件

左記癩患者ハ、昭和十六年一月十六日香川県送致ニヨリ収容致シ候処、生来窃盜・放火等ノ不良癖アリ、監視中本月十五日逃走致シ候条、此段及報告候也

記

本籍 愛知県愛知郡□村大字□

M・T 大正七年三月二十三日生

案ノ三

園長

愛知県衛生課長・香川県衛生課長宛（各通）

不良癩患者逃走ニ関スル件

左記癩患者ハ、昭和十六年一月十六日香川県送致ニヨリ収容致シ候処、生来窃盜・放火等ノ不良癖アリ、監視中本月十五日逃走致シ候条、此段及報告候也

記

本籍 愛知県愛知郡□村大字□

M・T 大正七年三月二十三日生

二一九 島根県にて逃走者より事情聴取

（愛生園蔵「人事照復重要書綴」昭和18年）

衛第一〇〇号

昭和十八年八月二十日

島根県衛生課長印

長島愛生園長殿

逃走癩患者ニ関スル件

本籍 島根県美濃郡□村 癩患者 K・M

右患者、客月十八日貴園ヲ逃走シタル旨連絡有之候処、偶々同人ヨリ一時帰村承認方申請中ノモノナリシニ付キ、同人ノ本籍地所轄益田警察署長ニ対シ、之ガ帰村ノ有無視察セシメタル処、左記ノ通り状況報告有之候条、一応参考ノ為通報候也

記

私ガ勧誘ヲ受ケタ県衛生課ノ部長サンニ聞カサレテ療養所ニ行ツタガ、患者ニ対スル治療ハ聞イテ居タトハ非常ナ差デ、時節柄ゼイタクハ言ハヌガ、食糧ニ如キハ全ク患者ノ食ハレル様ナモノデナク、殊ニ癩患者ハ毒除ト言ツテ食ツテハナラヌモノガアルガ、其処デハ寧ニ有害ナモノヲ大ク食セテ居ル、極端ニ言ハバ早く病氣ヲ重クサセテ、早く殺シテ仕舞様ナ方針デアルト思ハレル、軽患者モ重症者モ一緒ニ起居シ、其ノ

為入ツタ当時ヨリ全部重クナツテ居ル、私ハ斯様ナ非衛生的ナ所ニハ一日モ居ル事ハ出来ナイト思ツテ、帰ルト直チニ京都帝大病院ノ小笠原博士ノ診断ヲ受ケニ行タ、約一週間位居タガ親切ニシテ而モ割合安ク、二ヶ月分ノ薬ヲ持ツテ帰ツタウソ八百デ偽サレテ連レテ行カレテ、病氣モ重クナツタ様ナ氣ガスル、自分ハ最早死ンデモ斯様ナ処ニハ行カナイ、家ニ居テ治療ヲスルト金ハ大ク入り損デハアルガ、今後ハ家ニ居テ治療ニ専念スル積リデアル

二二〇 鳥取県にて逃走者より事情聴取

(愛生園蔵「人事照復重要書綴」昭和18年)

写 八発第六五七号

昭和十八年八月十九日

八橋警察署長

鳥取県警察部長殿

癩患者無断帰郷ニ関スル件

東伯郡□村大字□□

T・R 明治十一年七月三日

右者ニ対シ標記ノ件調査候処、状況左記ノ通ニ有之、及報告候也

記

一、本年八月五日帰宅シ農業ニ從事中ナルガ、家庭ハ妻長男夫婦孫七人アリ、六反歩位ノ小作農ヲナシ、長男ハ農業ノ傍日雇ヲナシ、生計貧困ナルモ本名不在スルモ生計上特ニ困ラザル状態ナレバ帰園方諭旨セルモ、左記言動ヲナシ強制力ニ依ラザレバ帰園出来ザルモノト被認ル

記

昨年入園スル際、診断ヲ受ケ治ツテ居ナケレバ治療シテ帰ルノダト云ツテ入園サレタノニ、入園後一年ニナルモ診断モセズ、治療処力薬モ飲マセラナイ、^{〔レ欠〕}診断ヲ願出テモ取上ゲズ、死ヲ待ツテイル様ダ、ソレ故附近ノ漁師ヲ頼ンデ船デ渡シテ貰ツテ帰ツタカラ、今後ハ帰園セナイ考ヘデイル、云々

二二一 大阪府より逃走者強制帰園

(愛生園蔵「癩患者収容関係書」昭和18年)

昭和十八年十二月四日

大阪府衛生課長印

長島愛生園長殿

係員派遣方依頼ノ件

曩ニ当府ヨリ貴園ニ送致セル患者ニシテ、無断帰郷シ居ルM・T外数名ヲ強制帰園セシメタク候条、来ル十二月十五日午后一時頃大阪府庁着、十七日夕刻貴園帰着ノ予定ニテ、佐

藤看護長他二名御派遣相成度、及御依頼候也

尚、御通報以外ニ無断帰郷患者等アラバ同時ニ帰園セシムル様、御調査願上候

〔朱書〕
「佐藤・岡崎・金居三人出張可然哉」

.....

昭和十八年十二月二十一日 大阪府衛生課長印

長島愛生園長殿

患者送致ノ為職員派遣方ノ件

去十七日送致ノ予定ナリシM・Sハ、前夜半逃走ノ為目的を達シ得ざリシ処、其の後内偵ノ結果、帰宅シ居ルヲ以テ、来ル十二月二十八日未明ヲ期シ取押へ、尚同時ニ重症患者三名ヲ送致致シ度候条、十二月二十七日夕刻大阪着、二十八日帰園ノ予定ニテ係員二名御派遣相成度、及御依頼候也

〔朱書〕
「栄雇・神崎看護士派遣相成可然哉」

二二二 高知県にて逃走・帰省者へ帰園勧告

（愛生園蔵「逃走人事照復重要綴」昭和19年）

衛第二八〇号

昭和十九年十二月二日 高知県内政部衛生課長印

国立癩療養所長島愛生園長殿

一時帰省又ハ無断帰郷中ノ癩患者ニ関スル件

本年十一月十四日長発第六〇五ノ一〇号ヲ以テ御照会ニ係ル標記ノ件、左記ノ通ニ有之、爾来入園方極力懇懇中ナルモ、目下ノ処乍遺憾再送致ノ見込無之状況ニ有之、及回答候

尚、新患者ニ対シテモ不絶入園方勧説スルニ、差当リ入園者無之、申添候

記

逃走患者 S・S K・S

K・K T・T

右四名ハ、入園療養スルモ到底治癒ノ見込ナク、且ツ給食極メテ少量ナルニ耐ヘズト称シ療養生活ヲ嫌ヒ、頑迷ニシテ再入園ノ希望更ニ無シ

逃走患者 K・T

右者一家ハ、昭和十八年九月中旬頃立払ヒ、転住先不明ニシテ、本人モ亦帰県セリヤ否ヤ全然不明ナリ

一時帰省者 M・S

右者、一時帰省者ナルニ不拘期間内ニ帰園セザルノミナラズ、住家詮索中ニシテ家庭ノ安定セザルノ事実ヲ哀訴シ、妻女ヨリ条理ヲ尽シタル再入園ヲ勧奨スレバ之レヲ誤解シ、徒ラニ排斥シ薄情ナリト却テ激怒シ苦情絶ヘザル状況ニテ、其ノ不

心得ヲ懇諭スルニ容易ニ納得入園スル模様ナク、荏苒今日ニ
及ビ居リ、引続キ懲通中ナリ (終)

4 退園の事例

二二三 宮城県へ軽快退園

(愛生園蔵「患者進退賞罰関係書」昭和7年)

御 願

私儀、全生病院入院以来院長様始メ職員方ノ御手厚キ治療ヲ
相受ケ、御カゲ様ニテ快方ニオモムキ誠ニ感謝ニタヘマセン、
就テハ甚ダ勝手ガマシキ御願ニ御ザイマスガ、コノ機会ニ帰
省仕リ両親始メ兄弟姉妹ニモ安心サセタク、且又私ガ病氣ニ
相ナリ申セシタメ傷キタル家名ヲ回復致シ度ク存ジマスノ
デ、誠ニ恐レ入リマスガ退院御許可下サル様御願ヒ申上マス
尚、治療ノ効果ヲ両親始メ家族ニ見セ安心サセタク存ジマ
スノデ、園長殿ノ責任アル証明書ヲ下附下サル様、併セテ
御願ヒ申上マス

昭和七年四月二十五日

T・K

愛生園々長殿

.....

昭和七年四月廿五日

園長^印 庶務課長^印 医務課長 主任^印

帰省願ニ関スル件

一、差出人 T・K

一、願出事項 退園

一、帰省地 宮城県桃生郡□□村□□番地

一、事由 病氣輕快セシ為、一応帰家ノ上家事ノ手伝ヲ

ナサントス

一、病症 結節輕症

一、所持金 七円参拾七錢也

一、処理 許可相成可然哉

二三四 山口県へ治愈退園

(愛生園蔵「患者記録(人事照復)関係」昭和10年)

衛第三五四四号

昭和十年四月二十二日

山口県警察部長^印

長島愛生園長殿

癩患者ニ関スル件

玖珂郡□□村 M・H 当二十年

右者、昭和九年二月貴園ニ入所セシメ候処、同年十一月退所

セシメラレ候趣ニ付テハ、取締上必要有之候条、事実及退所ノ事由（症状・治癒等ノ）等御回報被下度、及照会候也

.....

昭和十年四月二十六日起案 収第一六七号

昭和〃年〃月〃日 施行

園長〔自署〕 庶務課長〔印〕 主任〔印〕

案

山口県警察部長宛

園長

癩患者ニ関スル件

昭和十年四月二十二日附衛第三五四四号ヲ以テ御照会ニ係ル癩患者M・Hノ退園ニ関シテハ、本人ノ病症治癒ノ状態ニアリ、伝染ノ危険ナク、又本人ノ希望モ有之、退園セシメタルモノニ有之候条、御了知相成度、右及回報候也

二二五 愛媛県へ退園者の病歴報告

（愛生園蔵「患者関係重要書」昭和14年）

第一五八八号

昭和十四年九月八日

愛媛県大洲警察署長〔印〕

岡山国立長島愛生園長殿

癩患者ニ対スル照会ノ件

本籍 愛媛県喜多郡□□町大字□□番地

住所 右同

癩患者 K・S 大正十四年二月一日生

右癩患者ハ、昭和十二年七月検診ノ結果、癩（結節癩）病患者ト診断、尚同人実父K・S（明治十七年九月生）モ同様神經癩ト診断、爾来台帳ニ登載シ視察中ノ処、本年五月十八日、右K・Sハ癩患者療養所ニ入所方勧誘ノ結果、入所ヲ希望スル処ニ依リ、貴園ニ収容セシメタルガ、其ノ後約一ヶ月位ニシテ同人家族ノ申出ニ依リ、家族ニ於テ貴療養所ニ出頭、懇談ノ上患者ヲ同伴帰宅シタルモノナリ、然シテ之カ帰宅ヲ許サレタル件ニ関シ、同人ニ聴取スルニ患者ニアラザリシト称シ居リ、現在製糸工場ニ通勤中ニテ、全治シタルモノトセバ、台帳抹消ノ必要アルヲ以テ、全治シ居レルモノナリヤ否ヤ、診断ノ結果ヲ御回答相煩度、及照会候也

〔朱書〕
「別紙診断書送付相成可然哉」

.....

診断書

本籍地 愛媛県喜多郡□□町大字□□番地

K・S 大正拾四年式月壹日生

一、病名 神経癩

二、原因 伝染経路不明

三、経過 昭和拾壹年手指屈曲シ、左前膊ノ屈側ニ鶏卵大ノ斑紋ヲ生ジタリ

四、現症 左前膊ノ屈側ニ鶏卵大ノ斑紋ヲ認メ、時ニ癰痕アリ、上膊ヨリ前膊ニカケテ知覺脱失、手指屈曲シ、大耳神経・正中神経・橈骨神経等肥厚ス、組織中癩菌ヲ証明ス

五、静養ヲ要スル期間 永ク療養ニ隔離治療スルヲ要ス

六、其他必要ト認ムルコト 目下伝染ノ虞少ケレドモ、予後不良ナリ

右之通診断候也

昭和十四年九月十三日

岡山県邑久郡裳掛村長島愛生園

医官 主治医 田尻 敢^⑤

二二六 兵庫県へ治癒退園

(愛生園蔵「患者関係重要書」昭和14年)

謹呈 久敷御無沙汰を致し何共御詫びの致方も御座いますね、私事ハ、去る年壹年計り愛生園に御世話に相成り居りましたS・S事本名S・Wで御座います、時分柄お寒く相成り、

年末の事とて御多忙の御事で御座いましょう、園長様を始め諸先生様、御看護に關係の御方々様、御変りも無く病者の為め愛の手を差しのべ下され居り申し、何共御礼の申様も御座いませぬ、私事も過る年月長の間、皆々様の御役介^⑥に相成、御蔭を以て病氣全く全快致し、今日健康に日々を過させて頂きて居りますも、園長様・田尻先生其の他諸先生様、看護婦諸姉の御蔭と存じ難有思ふて居ります、私も貴園を退園致させて頂き、神戸市の住所に帰り、妻子等と共に營業を精勵致し、御恩返しを致したいと思ふて居りましたが、何分一年間も主人が留守で御座いました故、万事不如意、之れに加へて誰か言ふとなく、同業者間は勿論、役所筋の人迄か悪い病氣、人の厭ふ病氣の様に蔭口を言はれ指さ、れ、營業が旅館業で御座いますから、自然御客様迄に影響して、言語に申せぬ心のなやみになやみ苦闘を致して居りました処、新聞でも御承知の先年の神戸の大水害を蒙り、床下全部土砂に埋没し大損害を蒙り、復旧其の他に多数の費用を要する有様にて、災難の上に又水害の災難を重ねて、心ならずも意外の御無沙汰を致し、御恩報じも致さす失礼を致して居ります、何卒く御許し下され度、私も園長様の病氣全快伝染の虞なしとの御証明を得、警察の方に提出を致しました、警察でも名簿は未

だ消しては呉れませぬが、署長より営業を致して何等差支は無いとの事で家内中大喜びで、目下営業には大奮発を致して継続営業を致して、銃後の御奉公を致して居ります、此頃では時々兵隊さんが百人、五十人、八十人と宿泊致して下さるので益々勉強を致して居りますが、支那事變の為め地方団体旅行御客は少なく思ふ様に参りませぬので、御報恩の万分の一も不致さず、失礼を致して居ります段は不悪御推察を願ひ上げます

次に、誠に御手数で申し兼ねますが、此度私が愛生園に御役介に相成ました事実、別紙奥書にても宜敷御座います故、御証明相願度、要用至急二付早速御願申し上げます、右御手数料として五円郵券封入致し置きました故宜敷、万一剰預金の節ハ、慰安金に御投入相成度願ひ上げます

昭和十四年十二月十七日

神戸市□区□□

□旅館 変名S・S事

S・W印

長島愛生園長 光田健輔殿

.....

証明御願 (写)

原籍 岡山県赤磐郡□村大字□□番地
住所 神戸市□区□□□番屋敷

士族 変名S・S事 S・W

明治十四年三月六日生

私儀、此度要用有之候二付、昭和拾壹年拾貳月拾五日ヨリ昭和拾参年壹月拾五日迄、長島愛生園ニ入園致シ療養仕候事実、御証明相成度、此段及御願申上候也

昭和十四年十二月十七日

右S・S事 S・W

岡山県邑久郡裳掛村

長島愛生園長 光田健輔殿

右証明ス

昭和十四年十二月二十一日

長島愛生園 印

二二七 家族より退園願

(愛生園蔵「患者雜件書」昭和17年)

拝啓 御免下さい、実は私はT・Sの娘で御座居ます、何時も父が御世話にあづかり有難く感謝致して居ります、父が此の所へ送られました事は、私達親子四人のどれ程のかなしみか知れませぬ、実は私方の血とうは今より何十年前をたづね

て頂きました、けつしてあんな事はなかつたので御座居ます、実は父が車を引いて居りました、私達がまだ小さかつた時は毎日遠方まで犬をつれて荷を引き、それで毎日の日暮を立て、居りましたのです、或日の事、父がさか道を荷を引いて一生懸命に引き上げようと思ひ、犬にむちあて、引かせ様と思つてふり上げたむちを、犬は抬（ず）ますつもりでうつたむちが、犬をぶたれず、犬があとさりしたため、左のひじをひどく車のでぎで打つた時、目より火が出る程いたく有りまして、何時も父よりきかされて居りました、それより後ひじがしびれて来て、今の様な状態（態）で御座居ます、けつしてわるい病氣ではないと私達は思ひます、それも長らく手が悪くても仕事に出て居りました所、世けんの人が悪口を言つてつげて出た物でもある物としか思えませぬ、今まで私の内はそんな悪いけつとうと思えないのに、突然岡山の方へ行けと言つて来られて、私達のをどろきはいかばかりでは有りませんでした、父の体をよくく血液けんさやれんとげんにかけて見てやつて下さい、そしてもし悪い病氣でなければ郷里へかえしてやつて下さいませ、家には六十四才になる母が一人で農業をやり、何やかを体になわぬぐらいやつて居ります、弟が居りましたが、一月に入営し、今では南支の方へ行き、父

母達の事を思ひつゝ、軍務に励んで居ります、私は広島市へ二十三才の時嫁ぎました、今では三人の子供をつれて、父上の身の上や母の事、いとしい弟を思ひ、とほうにくれるのみです、私達程不幸な姉弟があろうかと思えば、生がいのない生活をつゞけて居ります、どうか父の身体をよくくしらべて見て、悪い病氣でなければ郷里に帰してやつて下さいませ、私達も岡山で一生を送らせるより、まづしくとも郷里で死なしたく御座居ます、そして父もそれがほんもうと思ひます、愚かな私の願ひがかなえて頂きませば、飛び立つほど程（ママ）、親子は一生貧しくとも楽しく日暮をさせて頂きませう、どうぞ願ひですから、父の身体をよくくしらべて下さいませ、願ひします、出来れば帰らせてやつて下さいませ、願ひします

八月十九日

（朱書）
「広島市□□」

A・T

院長殿

（朱書）
「園長ヨリ、本人ノ病状ハ身体ノ何処ヨリモ癩菌ガ出テ、帰宅セシムルコトハ伝染上甚ダ危険ニ付、コノマ、入園療養致ス様勧告相成度旨、回報済」

二二八 山口県へ治癒退園

(愛生園蔵「患者雜件書」昭和17年)

大刀病患第二四五号

癩病者ニ関スル証明書送付相成度件照会

昭和拾七年拾月八日

大刀洗陸軍病院長印

岡山国立癩療養所長殿

左記者ニ係ル首題ノ件、目下当病院ニ癩病疑ニテ収容中ナル
モ、病名決定ノ關係上、貴療養所入所当時ノ症状入所期間其
他参考事項ヲ記入シタル証明書、至急送付相成度照会ス

左記

山口県防府市□町大字□□

I・S

.....

起案 昭和十七年十月十六日

施行 十月十七日 長島愛生園収第576号

園長印 庶務課長印 医務課長印 主任印

案

園長

大刀洗陸軍病院長宛

癩患者ニ関スル証明書送付ノ件

本月八日大刀病患第二四五号ヲ以テ、元本園入園者山口県佐

波郡□村字□□ I・S (大正二年三月二十三日生) ニ関ス
ル標記ノ件、御照会相成候処、別紙通及回報候也

本籍地 山口県佐波郡□村字□

I・S 大正二年三月二十三日生

一、病名 結核様斑紋癩 二、原因 伝染経路不明
三、経過 昭和十二年六月十六日、突然顔面及左下腿部ニ紅
色 ノ癩性斑紋ヲ発生シ、該部ニ一致シテ知覚障害ヲ自覚
シ、同年十月二十一日本園ニ入園セリ

四、現症 入園時ノ現症ハ体格榮養共ニ可良、体重五三・五
疋、身長一米六五ニシテ、脉搏ソノ他心臓部及ビ肺臓部
ニ異常ノ所見ヲ認メズ、尿蛋白糖等ヲ証明セズ、便中寄生
虫卵ヲ認メズ、手指尋常、眉毛ニ異常ナク、顔面神経麻痺
ナシ(局所所見) 癩性斑紋ハ左口角ヨリ左頬部ニ及ブモノ、
又左下腿上部ヨリ中央部ヤ、下方ニ及ブ部分ニ証明セラ
レ、コレヲハ何レモ結核様斑紋ノ像ヲ呈シ(附図参照)、
該部ニ知覚脱失ヲ認ム、大耳神経ハ左側中等度ニ、右側ハ
極メテ軽度ニ肥厚ス、又左尺骨神経及ビ左腓骨神経軽度ニ
肥厚スル外、正中橈骨及ビ後脛骨神経ニハ肥厚ヲ認メズ

五、予後 不良

六、其他必要ト認ムルコト 療養所ニテ永ク隔離ヲ要ス

右之通診断候也

以上ノ如キ症状ヲ以テ当園入園以來鋭意加療中、前記局所所見及ビ神経ノ肥厚等ハ著シク輕快シ、前記斑紋部ハ極メテ輕度ナル知覚ノ障碍ヲ殘シテ消褪シ、且鼻汁中及ビ局所ニ癩菌ヲ証明セザルニ至リシヲ以テ、全治セルモノト見作シ、昭和十四年九月六日退園セシメタリ

二二九 和歌山県へ治癒退園

(愛生園蔵「患者雜件書」昭和19年)

復啓 時下酷暑日増に御座候處、御高堂益々御多様之御条奉慶賀候、扱御面倒御願申上、早速御親切なる御回答を戴き奉深謝候、就而は小兵の病氣わ日々經過良好にて只管静養に努め居候も、御承知の通り、目下各方面とも物資不足の折柄、帰宅以來尔今町配給者は何に一つ附与無之、営団配給所の申さるゝには、確たる貴院の証明書等無之候以上応じ兼る様申居られ候間、甚だ御多忙中御手数恐縮に御座候らへ共、本書着次第、貴院退院せし七月廿八日以降の配給米の証明書を早速御郵送戴き度、此段伏して御依頼申上置候也、全く言語に尽されぬ不自由を感じ居る事に候らへば、何とかして是非貴

院より其手続きになされ度、伏して御依頼申上置候也

早々頓首

八月拾六日

T・I

田尻 敢殿

.....

起案 昭和十九年八月二十一日

施行 八月二十二日 長島愛生園発第四五八号

園長^印 庶務課長^印 医務課長^印 主任^印

移住証明ニ関スル件

標記ノ件、田尻医官ヲ通ジ移住証明書送付方依頼有之候条、左案ノ通り証明相成可然哉

案

年月日

園長

和歌山市長殿

移住証明ニ関スル件

今般左記ノ者全治退園致候条、此段移住証明候也

追而、当園ハ御承知ノ如ク官庁ノ為、入園者ノ悉クハ官費ヲ以テ入園加療シ居リ、從ツテ之ガ配給品等モ切符制ニ拠ラズ官需トシテ夫々配給ヲ相受居候条、入園者個人ニ対シテモ一切ノ配給切符ヲ交付シ居ラザル次第二有之、何卒此

ノ点可然御取計相煩度申添候

記

現住所 和歌山県□町

T・I 明治四十四年八月五日生

〔^{〔朱書〕}本件証明書ハ、別紙T・I宛送付ノコト〕